令和６年第１回定例会９月定例会議

中 之 条 町 議 会 会 議 録

令和６年９月　４日　再開

令和６年９月 18 日　散会

中　之　条　町　議　会

令和6年第1回中之条町議会定例会 9月　定例会議　会議録　第1日

招集年月日（会議）	令　和　6　年　9　月　4　日	
招集の場所	中之条町役場　議 事 堂	
再 開 日時	再 開	令 和 6 年 9 月 4 日 午 前 9 時 30 分
散 会	散 会	令 和 6 年 9 月 4 日 午 後 3 時 09 分

	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席	9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃	10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃	11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃	14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃	15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃				

会議録署名議員	14番　小栗　芳雄	1番　原沢　香司	2番　福田　公雄

職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥
	議事書記	小板橋　千晶	書記	木暮　駿希
	議事書記	割田　祐太		

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	剱持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝

議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議　事　日　程　　第１号

（令和６年９月４日午前９時３０分開議）

第１　会議録署名議員指名

第２　審議期間の決定

第３　議案第　１号　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第３号）

議案第　２号　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第　３号　令和６年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第　４号　令和６年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　５号　令和６年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　６号　令和６年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）

議案第　７号　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第２号）

議案第　８号　令和６年度中之条町下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　９号　令和６年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

第４　議案第１０号　中之条町印鑑条例の一部改正について

議案第１１号　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

議案第１２号　中之条町国民健康保険条例の一部改正について

議案第１３号　野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第５　議案第１４号　教育委員会委員の任命について

第６　議案第１５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

第７　議案第１６号　人権擁護委員の推薦について

第８　報告第１７号　令和５年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

認定第　１号　令和５年度中之条町歳入歳出決算認定について

認定第　２号　令和５年度中之条町事業会計決算認定について

第９　報告第　１号　令和５年度中之条町健全化判断比率の報告について

報告第　２号　令和５年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について

報告第　３号　一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について

報告第　４号　株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について

第１０　請願第２号

○

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、改めましておはようございます。

第１回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和６年第１回中之条町議会定例会９月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出したりされますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願い申し上げます。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が、また令和５年度事務事業評価実施結果が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

次に、８月27日には、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第２回定例会が開催され、提出された議案を原案どおり可決しました。

以上、諸般の報告とします。

さて、今期定例会議には、補正予算や令和５年度決算認定など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いします。

この際、町長からご挨拶を願います。

町長

○町長（外丸茂樹）おはようございます。

本日は、９月定例会議を開催させていただいたところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

議員のみなさまにおかれましては、戦没者追悼式、また猛暑の中、群馬県消防ポンプ操法競技大会にご出席をいただき、ありがとうございました。

吾妻郡代表として出場した群馬県消防ポンプ操法競技大会を通じて、消防団員が磨き上げた技術は安心安全なまちづくりに寄与すると確信をいたしております。

先日の台風10号に関しては、当町では幸い大きな被害はなかったものの、日本各地で土砂崩れや水害などが発生しました。いつ起こるか分からない自然災害に備えて、防災力を高めておく必要を再認識したところであります。

さて、今回の定例会議に上程させていただく案件は、一般会計、特別会計、事業会計の補正予算、条例の一部改正、人事案件を含む議案17件に加え、令和５年度決算認定、そして報告４件でございます。慎重審議を賜り、ご議決をいただきますようお願いをいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和６年第１回中之条町議会定例会９月定例会議１日目の会議を開きます。

○

◎　会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定によりまして、14番、小栗芳雄さん、１番、原沢香司さん、２番、福田公雄さんを指名します。

○

◎　審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第２、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から９月18日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、９月定例会議の審議期間は、本日から９月18日までの15日間と決定しました。

○

◎　議案第　１号　　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第３号）

◎　議案第　２号　　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第　３号　　令和６年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　４号　　令和６年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　５号　　令和６年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　６号　　令和６年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第　７号　　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第２号）

◎　議案第　８号　　令和６年度中之条町下水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　９号　　令和６年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

○議長（安原賢一）日程第３、議案第１号から第９号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第１号から議案第９号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第３号）につきまして申し上げます。

令和６年度も半期が過ぎようとしているところであります。全国的に猛暑となり、各地において線状降水帯による豪雨等による災害が発生しております。当町においても例外ではなく、先日の台

風10号をはじめ、いつ大きな災害が発生してもおかしくなく、まだまだ予断を許さない状況であります。

そのような中、本年度執行していかなければならない事業につきましては着実に事業に着手しているところでありますが、町民や地域からの要望、補助事業としての採択等により、早期に予算措置をしなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億5,450万6,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ106億3,752万4,000円といたしたいものであります。

補正の財源といたしましては、国庫支出金1,284万5,000円、諸収入5,277万7,000円、町債6,010万円を見込ませていただき、不足する財源につきましては、繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、４月の人事異動等により不足が生じるところにつきましてのみ増額をさせていただいております。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

２款総務費では、行政区運営事業で、当初予算において、集会所等へのエアコン設置に係る補助金を見込ませていただきましたが、現時点での実績や今後の申請増も考慮し、２件分の補助金を、また集会所の増改築の申請１件分の補助金を見込ませていただきました。

六合地区普通財産管理事業では、旧入山幼稚園内のローズクイーン事務所における漏水の修理費用、公共交通対策事業では、中山線バス運行負担金につきまして、燃料費の高騰や県補助金の交付内容の改定により中之条町の負担増額分を、情報化推進対策事業では、基幹業務のシステム標準化対応に係る委託料を見込ませていただいたほか、基幹業務端末の購入費をお願いしております。

なお、基幹業務のシステム標準化に係る委託料1,679万7,000円につきましては、来年度の標準準拠システム移行日に合わせて契約を行うため、繰越し事業となります。

定額減税補足給付金調整給付給付事業につきましては、システム導入後に算定した結果、見込額を上回るためその不足額を、また町税事務費で町税の過誤納還付金の増額を見込ませていただきました。

３款民生費では、社会福祉事業でしらかば作業所の利用実績に基づく精算による返還金を、障害者等理解促進啓発事業では、中之条町が令和６年度の吾妻郡内における同事業の幹事町村にあたるため、研修や啓発に係る委託料を計上させていただきました。

４款衛生費では、予防事業において、リスクの高い高齢者等への新型コロナ予防ワクチン接種業務委託料のほか、受験生世代や妊婦の方への接種補助金を見込ませていただきました。

後期高齢者健診事業では、健康診査受診者が増加したことによる委託料の増額をお願いしております。

６款農林水産業費、１項農業費、国土調査事業では、数値情報化業務委託料を減額し、同額を土地情報総合システムリース料に組替えをさせていただくものでございます。

道の駅霊山たけやま運営事業におきましては、職員を募集してもなかなか応募が厳しいことから、施設運営の見直しの一環として、繁忙期にシルバー人材センターから職員を派遣するための委託料のほか、お客様に対してのお茶出しをセルフサービスにするためのサーバーリース料を見込ませていただきました。

また、たけやま公園施設管理事業では、２月に発生した車両火災に係る駐車場舗装復旧工事等の経費を計上させていただきました。

２項林業費におきましては、林業事務費で、町内の牧野組合の解散に伴う財産処分による寄附により、町有林面積が増加したため、森林組合への賦課金の増額を、有害鳥獣対策事業では、熊の出没が多発しており、警察や実施隊員と連携を取って行っておりますが、対応する職員について、可能な限り安全を確保する必要があるため、対応マニュアルに沿った物品購入費用を計上させていただきました。

木材活用センター運営管理事業では、消防点検での指摘箇所の修繕料を、林道開設改良事業では、林道北山本線の修繕工事を、また六合地区林道改良事業では、林道京塚線で落石による破損があったため、改良工事費用をお願いするものでございます。

７款商工費では、観光施設管理事業において、案内看板改修のフレームや遊歩道舗装のコンクリート及びあずまや改修の塗料など、資材費の高騰に伴う工事費の増額を、野反湖観光施設管理事業では、看板整備に係る工事費の増額を、六合地区観光施設管理事業では、道の駅六合の花まめ等の施設の修繕費用を見込ませていただきました。

ふるさと交流センターつむじ運営管理事業では、施設内のウッドデッキが老朽したことによる修繕費用のほか、桟橋の傷みが激しいことから、修繕工事費をお願いするものでございます。

中之条ガーデンズ運営管理事業では、花桃の丘進入路に土砂が流入するため、直営による舗装工事に係る原材料等、また施設内の駐車場区画線を引くための工事費を、併せて施設管理用の無線機の購入費用を計上させていただきました。

８款土木費では、ダム対策事業において、地域に開かれたダム全国連絡協議会が令和８年度に当町で開催されることが決定され、本年度北海道新得町で開催される同協議会に参加する必要があるためその費用を、また都市公園管理事業では、小型犬専用ドッグランの整備において、建設資材が高騰しているため、工事費の増額をお願いしております。

10款教育費では、小学校運営管理事業において、教育用ネットワークアセスメント業務委託料を、また中之条小学校普通教室棟のルーバー点検調整業務委託料を計上させていただきました。また、中之条小学校体育館のガスヒートポンプ空調設備設置工事費では、実施設計の結果、室内空調機の設置に際し、つり架台の新設が必要となったことや資材の高騰、諸経費の不足等による工事費の増額をお願いいたしました。

中学校運営管理事業では、ホルンやトロンボーンなどの楽器の修繕料を、また先ほどの小学校運

営管理事業で申し上げましたが、教育用ネットワークアセスメント業務委託料を計上させていただきました。また、来年度事業化を予定しております中之条中学校体育館のガスヒートポンプ空調設備工事設計委託料を、六合中学校の高圧負荷開閉器の更新工事費を見込ませていただいております。

生涯学習関係では、赤岩重伝建地区保存活用事業で、お蚕さんの里整備補助金の増額を、総合運動場運営管理事業では、落雷により火災報知機等が壊れたため修繕費用を、六合運動施設運営管理事業では、六合南部体育館施設内の支障木の撤去費用を計上させていただきました。

給食センター運営管理事業（事務局分）では、中之条小学校給食センター内の自動ドア起動ユニットの交換費用を計上させていただいております。

続きまして、議案第２号　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ103万9,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ18億3,759万2,000円といたしたいものでございます。

歳入では、４款県支出金及び繰越金の増額をお願いするものであります。

歳出では、１款総務費において、資格確認書の発行に関する電算処理業務委託料の増額をお願いし、５款保険事業費では、人間ドック償還払い申請見込み者数の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第３号　令和６年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、申し上げます。

今回補正をお願いする額は、保険事業勘定における歳入歳出それぞれ5,819万5,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ20億1,319万5,000円といたしたいものでございます。

歳入では、３款国庫支出金、４款支払基金交付金、５款県支出金の過年度分を減額し、８款繰越金の増額をお願いするものでございます。

歳出では、１款総務費において、制度改正による需用費の増額と費用弁償の不足に伴う組替えをお願いし、２款保険給付費の介護予防福祉用具購入費給付事業では、今後給付費の不足が見込まれることなどから増額をお願いしております。

５款諸支出金では、令和５年度の国庫負担金、支払基金交付金、県支出金の概算交付額が事業実績を上回ったため、それぞれの返還金の増額を計上させていただきました。

続きまして、議案第４号　令和６年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ341万2,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ7,141万2,000円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費の増額と医療情報の管理に関するシ

ステムの入替えに伴う保守業務委託料とリース料の増額をお願いしたいものでございます。これまで四万へき地診療所においては、患者に関する情報や薬の処方、レントゲンの画像等の医療情報を紙に打ち出したカルテやフィルムとして個々に管理しておりましたが、10月からは医療情報を電子カルテシステムに取り込むことにより、一元的に管理できるようになりますので、業務の効率化が期待できることとなります。

議案第５号　令和６年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ503万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ６億2,603万円といたしたいものでございます。

歳入では、５款繰越金の増額をお願いいたしました。

歳出では、１款総務費において、人事異動に伴う人件費の増額並びに車椅子対応の送迎車の老朽化に伴い、当初予算において、普通車を介護車両へ改造する予定でおりましたが、想定以上に改造費用が高額であり、その対応も困難な状況であることから、介護用送迎車車両を新規に購入するための費用を見込ませていただいたものでございます。

議案第６号　令和６年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ21万8,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ４億3,421万8,000円といたしたいものでございます。

歳入では繰越金の増額をお願いし、歳出では職員の人事異動に伴う職員手当等の増額をお願いするものでございます。

議案第７号　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、資本的支出における建設改良費を5,000万円増額し、補正後の予算総額を１億6,537万2,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、伊勢町地内水道山から四万地内三ノ原浄水場へ送水するための路線が決まりましたので、配管工事を行いたいものでございます。

補正額の5,000万につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填するものでございます。

議案第８号　令和６年度中之条町下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出において、公共下水道事業費用を466万4,000円増額し、補正後の予算総額を４億7,472万9,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、修繕費及び職員給与費の増額をお願いするものでございます。

次に、資本的支出において、企業債償還金を29万7,000円減額し、補正後の予算総額を３億6,510万2,000円といたしたいものでございます。

また、予算第７条に定めた経費の金額において、職員の異動に伴う職員給与費を116万4,000円増額し、1,555万2,000円といたしたいものでございます。

議案第９号　令和６年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出において70万円増額し、補正後の予算総額を２億3,150万1,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、浄化槽のブロワー交換の増加等による増額をお願いするものでございます。

また、資本的支出において、企業債償還金を３万3,000円増額し、補正後の予算総額を２億2,788万円といたしたいものでございます。

以上が今回お願いします補正の主な内容でありますが、いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきたくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第１号、総務課長

（議案第１号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、保健環境課長

（議案第１号について、保健環境課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足の説明を終わります。

日程第３として、ただいま審議中の議案第１号から第９号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

◎　議案第１０号　　中之条町印鑑条例の一部改正について

◎　議案第１１号　　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

◎　議案第１２号　　中之条町国民健康保険条例の一部改正について

◎　議案第１３号　　野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第４、議案第10号から議案第13号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第10号から議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号　中之条町印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在の中之条町印鑑条例におきましては、代理人により印鑑登録の申請を行う場合は、その代理人は「中之条町に住所を有する者」と第３条第２項において規定されております。

今回、この条件部分を削除することにより、町外在住者でも代理人となれるように改正を行いたいものであります。

なお、条例、規則により代理人を住民に限定しているのは、県内35市町村中、中之条町を含めて７町村のみであり、申請者の利便性の向上のため、一部改正をお願いするものであります。

議案第11号　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法の一部改正が令和６年12月２日に施行されることに伴い、群馬県の福祉医療制度において、市町村ごとに定めている福祉医療費の支給に関する条例の改正が必要となったことから、条例の一部改正を行いたいものであります。

改正の内容は、新たに発行される資格確認書に関する定義を新設いたします。

また、資格確認書等で保険資格が確認できるようになることから、受診時に窓口で被保険者、または被扶養者であることの確認を受ける方法並びに重度心身障害者及び高齢重度障害者が入院時食事療養費の支給を受ける際に、要件充足確認を受ける方法の修正を行うものでございます。

この改正により、関係各法に合わせ文言等を修正することで、整合性が図れるものとなっております。

続きまして、議案第12号　中之条町国民健康保険条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」が公布されたことに伴い、条例の一部改正をお願いしたいものでございます。

改正内容は、条例第17条の罰則に関する規程において、項ずれを修正するものと文言の修正を行うものであります。

議案第13号　野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

野反湖キャンプ場につきましては、住民及び観光客の保健休養に供し、もって福祉の増進に寄与することを目的として、公の施設として管理運営をしてきたところでございます。

平成23年度より野反湖キャンプ場内の宿泊施設を兼ねました管理事務所の老朽化に伴い、これに代わる施設として、新たにビジターセンターを建設し、指定管理者制度により管理運営を行ってまいりました。

国立公園内のビジターセンターとしては、主としてその公園の地形、地質、動植物等を公園利用

者が容易に理解できるよう解説、展示するための施設でありますが、人員不足や費用面の関係から、現在はキャンプ場の受付や管理を行っているのみであり、ビジターセンターに値する施設となっていないのが現状であります。

したがいまして、条例第３条の規定する定義において、「ビジターセンター」から「管理事務所」に変更したいものでございます。

以上、条例の一部改正につきまして説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

日程第４として、ただいま審議中の議案第10号から第13号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１４号　　教育委員会委員の任命について

○議長（安原賢一）日程第５、議案第14号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第14号　教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の任命に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いするものでございます。

本年９月30日に湯本茂夫氏が任期満了を迎えますが、同法第５条第２項の規定により、引き続き湯本氏を教育委員に任命いたしたいと考えております。

湯本茂夫氏は、令和２年に町の教育委員に就任以来、数多い教育課題の解決、教育委員会の円滑な組織運営に対し、豊富な経験と知識を生かし、委員としての責務を十分に果たされてきました。このことから教育委員に再任するにふさわしい人物と考えております。

なお、再任となります湯本委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項の定めることにより４年となります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、これにご異議ご

ざいませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第14号　教育委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１５号　　固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（安原賢一）日程第６、議案第15号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第15号　固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として、宮﨑靖氏にご活躍をいただいておりますが、令和６年９月20日をもって任期満了となります。

宮﨑委員につきましては、現在委員長を務めていただいており、また税に対する知識も豊富でありますので、引き続き宮﨑氏を選任いたしたく、地方税法第423条の第３項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和６年９月21日から３年間となります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第15号　固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○

◎　議案第１６号　　人権擁護委員の推薦について

○議長（安原賢一）日程第７、議案第16号　人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第16号　人権擁護委員の推薦につきまして、説明を申し上げます。

人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、人権擁護委員設置の目的である国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るため、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいているところであります。

現在、中之条町では７名の人権擁護委員さんにご活躍をいただいておりますが、令和６年12月31日に任期満了を迎える山本今朝吉委員から退任の申出がありました。

このため、後任について、中沢博氏を推薦させていただきたいものでございます。

高い知見と人望を有する方であり、人権擁護委員として適任であると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

任期につきましては、法務大臣が委嘱する日から３年間となります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第16号　人権擁護委員の推薦について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○

◎　議案第１７号　　令和５年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

◎　認定第　１号　　令和５年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎　認定第　２号　　令和５年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第８、議案第17号及び認定第１号、認定第２号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第17号、認定第１号及び認定第２号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第17号　令和５年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分につきまして説明を申し上げます。

中之条町上水道事業会計では、利益剰余金３億2,712万4,907円のうち、1,500万円を減債積立金に、同じく1,500万円を建設改良積立金に、また中之条町農業集落排水事業会計では、利益剰余金2,946万9,995円を減債積立金として処分したいので、地方公営企業法第32条第２項の規定によりご議決をお願いするものでございます。

続きまして、認定第１号　令和５年度中之条町歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和５年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、四万へき地診療事業特別会計、介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び発電事業特別会計、以上８会計の決算書が会計管理者により調製され、送付を受けました。

また、去る７月23日、８月５日、６日及び20日の４日間にわたり、監査委員による決算審査が行われましたので、その意見を付して認定をお願いするものであります。

一般会計の決算額ですが、歳入112億7,411万278円、歳出105億2,091万2,940円、差引残額は７億5,319万7,338円となりました。

なお、特別会計決算額につきましては補足説明の中で申し上げます。

令和５年度の日本経済は、コロナ禍の３年間を乗り越え、改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られております。

他方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから日常生活に密接なエネルギー、食料品等の価格上昇が続いており、実質所得の低下や消費者の購買意欲の低下を通じた個人消費への影響、企業収益のさらなる下押しによる設備投資への影響等が懸念されております。

中之条町におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による住民の生活、社会活動への影響を考慮し、アフターコロナ対策を行い、持続可能なまちづくりを目指して、最少の経費で最大の効果を上げるよう、経常経費の削減に努め、財政の健全化を図ってまいりました。

また、まちづくりビジョンを基本とした人口ビジョン・総合戦略により、時代の変化に順応する展望を持ち、町の特性を生かした魅力的で活力ある町の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

このような状況下で、町における令和５年度一般会計決算額は、前年度より歳入、歳出共に減額となりました。

各会計とも差引残額は翌年度への繰越金となりますが、一般会計では差引残額のうち、9,540万円を繰越明許費として、令和６年度に繰越しをさせていただきました。特別会計のうち六合簡易水道事業特別会計の残額につきましては、令和６年度から地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による公営企業会計へ引き継ぎさせていただきました。

それでは、歳入からその概要につきまして説明を申し上げます。

全体の収入金額は前年度を下回りました。まずは、町税ですが、全体の収入額は対前年度比で3.99％下回りました。これは、町民税においては、個人町民税の課税所得の減少により減額になったことや、法人町民税の企業所得の変動により減額になったこと。また、固定資産税では、令和５年度は地価下落に伴い、宅地の評価額が減額になったことや、償却資産の大部分を占める大臣配分の原価償却により、減額となったことが主な要因と考えられます。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光需要が回復傾向にあり、入湯客数の増加により、入湯税収入額は増額となりました。

町全体としての収納率は、現年度滞納繰越分を合わせて99.2％と、高水準を維持しております。

使用料では、日常生活の行動制限がなくなりましたが、観光施設等において使用料が前年度を下回っております。

国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の創設や、放送ネットワーク整備支援事業補助金により、前年度比が増額となったものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や空き家対策総合支援事業補助金などが減額となり、国庫支出金全体としては、前年度と比較して減収となっております。

県支出金では、林業・木材産業成長産業促進対策補助金や地域観光支援事業県補助金の減額により、前年度を下回りました。

寄附金では、ふるさと思いやり寄附金の増収等により前年度を上回っております。

町債は、借入額の減少により前年度を下回りました。借入れにおきましては、過疎債や臨時財政対策債など、地方交付税措置のある有利な借入れの活用に努め、後年度の財政負担の軽減を図ってまいりました。

続いて、歳出につきまして申し上げます。

最初に、総務費関係では、役場庁舎屋根防水改修工事を実施し、２階大会議室及び中之条町社会福祉協議会事務所の屋根防水改修により施設の長寿命化を図りました。

六合地区においては、地上波デジタル放送を含めたテレビ放送再送信、コミュニティチャンネルなど、安定した情報発信のため、光ケーブル網を整備し、情報施設の維持、管理を行いました。

防災関係では、前年度に引き続き、地区防災計画の策定支援に取り組み、防災意識の普及や地域防災力の向上に努めた結果、５年度末において、町内68の行政区において策定済みとなっております。

情報化・ＤＸ推進関係では、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上、業務の効率化及びセキュリティー対策等を実施し、適切な維持管理のため、機器及び業務アプリケーションの導入や更新を行いました。

また、行政手続のオンライン化や住民票などのコンビニ交付サービスの運用など、行政サービスの向上と簡素化・効率化に努めました。また、公共施設におけるＷｉ―Ｆｉネットワークシステムについても整備を実施をいたしました。

人口減少対策では、移住希望者と地域をつなぐ移住・定住コーディネーターによる移住相談や移住体験住宅の運営のほか、住宅取得費の補助や、空き家の利活用による移住定住の促進を図りました。移住相談では、町内の現地案内やオンライン相談を実施し、また東京都内で開催される相談会へも参加し、移住者の増加に取り組みました。

「中之条ビエンナーレ2023」を31日間にわたり開催し、大勢の方に現代アートと融合した中之条町の自然や人、文化など、多くの魅力に触れていただきました。

民生費関係では、移動困難者福祉タクシー事業によるタクシー券の交付や高齢者買い物支援バスを運行し、地域生活における交通弱者の支援に取り組んでおります。

また、慶朗会を４年ぶりに実施し、町発展にご尽力をいただいた方々に感謝の意を表し、長寿のお祝いを行いました。

子育て支援では、出産祝金支援事業において、第１子、第２子の祝金を、入学準備応援費では、応援品をそれぞれ引上げ、乳児おむつ等購入費助成事業では、助成対象年齢を拡充し、子どもの誕生を祝福するとともに、保護者の経済的負担軽減を図りました。

また、子育て応援サイトの充実を図り、子育ての情報発信の活用促進を図りました。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策では、住民税非課税世帯等に対する低所得者支援給付事業として、低所得世帯支援給付金給付事業や子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を実施し、経済的支援に努めました。

衛生費では、町民の健康づくり推進と生活環境の向上を図るため、各種事業に取り組みました。

予防費では、結核検診や乳幼児、学童に対する定期予防接種のほか、インフルエンザや肺炎球菌などの予防接種費用の一部の助成により、町民の疾病予防に努めてまいりました。

また、臨時予防接種として、新型コロナワクチン接種を継続して行い、感染や重症化に予防に努めました。

母子衛生費では、妊婦から乳幼児、その家族に対して、健康保持や育児支援として、きめ細やかに検診、相談、指導を実施するとともに、子育て応援交付金により妊娠、出産に対する経済的支援を図りました。

産後ケアとして、産婦健診に加え、子育て世代包括支援センターにおける相談体制を整え、安心して出産し、子育てできる環境づくりに努めました。

六合診療所につきましては、令和５年９月に新しい診療所が開設され、医療の充実を図り、地域住民の健康増進に努めました。

清掃費では、熱中症対策として、引き続き高齢者に対するエアコンの設置費の一部の助成を行い、生活環境整備を図りました。

農林水産業費では、農業振興として、農業の担い手である認定農業者の確保対策のため、国、県の補助事業を活用して、農業規模の拡大、生産効率の向上を支援し、農機具等購入等の各種補助事業等により、農業経営の安定発展を支援いたしました。

また、美野原農業公園構想の下、都市部の高校生に農業体験をしてもらう高校生インターン事業等を行い、担い手育成や地域の産業振興への取組を実施をいたしました。

林業振興として、令和５年９月に、町産材が流通する場所、また森林、林業、自然環境を学ぶ場とし中之条町木材活用センターを開業し、チップ生産等を開始をいたしました。

花の町づくりを推進する中核施設である中之条ガーデンズでは、一層集客を図るため、積極的なＰＲを行うとともに、ローズガーデンフェアなど、各種イベントを実施をいたしました。令和４年度に実施した植樹祭を機に、友好関係が始まった駐日ブルガリア共和国大使をお招きし、ブルガリア友好フェアをローズガーデンフェア期間中に開催し、文化交流をさらに高めることができました。

また、地域おこし協力隊員が、中之条ガーデンズ、中之条山の上庭園において、花のまちづくり推進活動として、情報発信や植栽整備などを行いました。また、中之条山の上庭園におきましては、ドライフラワーの生産販売の強化を行ったところでございます。

商工費では、町のにぎわい創出のために、空き店舗を活用した出店者に対して補助を行うとともに、新たな起業者に対して補助事業により支援を行い、町の産業振興と活性化に努めました。

また、住宅リフォームや事業継続に対する助成を行い、町内業者の育成と経済の活性化を図りました。

土木費では、地域住民から要望が多い身近な生活道路の補修や舗装などの修繕に努めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕と点検の実施などに取り組み、安全で安心して通行できる道路環境の整備に努めました。

また、町営住宅の管理では、老朽化の進んだ空き住宅の解体工事を行い、空き家対策においては、解体費用やリフォーム費用の助成を行い、耐震改修の促進を図るため、一般木造住宅の耐震診断を行いました。

消防費では、消防整備計画に基づき、アポロキャップ、ヘルメットの配備を行い、消防団員の機能性の向上、安全確保を図りました。

教育費では、英語検定受験料に対し、中学１、２年生は４級も補助の対象にするとともに、高校生世代にまで補助を拡大し、英語力のさらなる向上に努めました。

また、心の相談事業において、新たに中之条小学校に心の相談員を配置したほか、学校復帰や社会的自立を支援する適応指導教室「虹」の指導員を３名に拡充するなど、様々な悩みや困り感などを抱える子ども達に寄り添った支援や指導に努めました。

社会教育では、指定文化財の維持や修繕に努めるとともに、国史跡、東谷風穴蚕種貯蔵所跡について、東谷風穴整備委員会の指導の下、１号風穴西側内面のはらみ部分について解体工事を行いました。

県の重要文化財、神保家住宅におきましては、文化財建造物の保存や活用を図る上での指針となる保全活用計画を策定をいたしました。

また、赤岩重伝建地区内において、湯本家住宅の改修工事に着手するなど、歴史的風致の維持向上を図りました。

社会体育では、総合体育館のロビー通路床修繕及び屋根改修を行い、安全で快適な施設管理に努めました。

また、４年ぶりとなるまちなか５時間リレーマラソンを開催し、交流人口の増加とスポーツツーリズムを推進をいたしました。

以上、一般会計歳入歳出決算について提案理由の説明とさせていただきます。

なお、特別会計歳入歳出決算につきましては、後ほど会計管理者が行う補足説明をもって提案理由とさせていただきますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）すみません。提案理由の説明が終わったところで、暫時休憩とします。再開は11時ちょうどとします。

（休憩　　自午前１０時４５分　至午前１１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）続きまして、認定第２号の提案理由の説明をお願いします。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、続きまして認定第２号　令和５年度中之条町事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、令和５年度中之条町自動車教習所事業会計決算について申し上げます。

令和５年度は、入所者数は前年より15名増加し、事業収益9,530万8,008円、事業費8,974万7,283円となり、556万725円の経常利益が生じました。

入所者数の増加と令和６年度からの教習料金値上げに伴う年度をまたぐ教習生さんが令和５年度中に教習料金の全額をお支払いいただいたことから、経常利益が生じた大きな要因となっております。

なお、資本的収入及び支出はありませんでした。

未処理欠損金につきましては、翌年度へ繰り越ししたいと考えております。

以上、令和５年度決算の概要を申し上げましたが、経営環境は厳しい状況にあり、今後も地域住民の要望に応えていくため、企業努力を重ねて公営企業としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、８月９日に開催されました自動車教習所運営委員会においてご審議をいただきましたことを申し添えてさせていただきます。

続きまして、令和５年度上水道事業会計決算について説明を申し上げます。

水道は、日常生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、このため安心安全な水を安定的に供給できますよう、施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。

加入件数は前年度より36件増加して6,650件となり、年間の給水量は、前年度に比べて１万4,340立方メートル減少し、124万191立方メートルとなりました。

次に、建設関係でありますが、伊勢町地内老朽管布設替工事、下沢渡地内連絡管布設工事等を実施をいたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が２億3,933万3,252円、費用が２億628万7,327円となり、本年度の経常利益は3,304万5,925円となりました。

施設の投資事業であります資本的収支につきましては、支出額１億431万1,237円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしましては、平成20年度以降は企業債、一時借入金共に新規の借入れはなく、3,694万9,237円償還いたしましたので、期末未償還残高は１億7,048万1,269円となっております。

次に、簡易水道事業会計決算につきまして説明を申し上げます。

加入件数は、前年度より３件増加し、1,702件となり、年間の給水量は56万684立方メートルで、前年度に比べ２万1,985立方メートル減少いたしました。

次に、建設関係でありますが、岩本簡易水道配水管布設替工事、四万簡易水道配水管布設工事等を実施をいたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が１億1,128万9,063円、費用が１億463万508円で、差引き665万8,555円の経常利益を計上し、前年度繰越欠損金630万738円については、その未処分利益剰余金変動額をもって補填をいたしました。

施設の投資事業であります資本的収支につきましては、収入が3,481万8,826円、支出額が8,110万7,651円となり、差引き収入不足額が4,628万8,825円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填いたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、過疎対策事業債480万円の新規借入れを行

い、3,028万7,651円を償還いたしましたので、期末未償還残高は１億1,586万5,542円となりました。

続きまして、令和５年度中之条町下水道事業会計決算につきまして、説明を申し上げます。

下水道は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な公共施設であります。このため、施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。

水洗化人口は、前年度より140人減少して7,658人となり、年間の有収水量は前年度に比べて３万1,841立方メートル減少し、117万7,062立方メートルとなりました。

次に、建設関係でありますが、伊勢町地内管渠更生工事、四万地内マンホール更生工事を実施をいたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が３億9,742万3,790円、費用が４億401万7,995円となり、本年度は659万4,205円の経常損失となりました。

施設の投資事業であります資本的収支につきましては、収入額が２億5,040万8,300円、支出額が３億3,508万7,089円となり、差引き収入不足額が8,467万8,789円となりました。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、公営企業会計適用前年度からの引継金、当年度分損益勘定収保資金をもって補填いたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要としまして、財政融資資金及び資本費平準化債6,650万円の新規借入れを行い、３億191万1,089円償還いたしましたので、期末未償還残高は31億6,436万4,888円となりました。

次に、令和５年度中之条町農業集落排水事業会計決算につきまして、説明を申し上げます。

水洗化人口は、前年度より54人減少して3,191人となり、年間の有収水量は、前年度に比べて9,031立方メートル減少し、30万4,303立方メートルとなりました。

建設改良工事につきましては実施をいたしておりません。

経理関係では、事業総体収支の収益が２億3,342万1,299円、費用が２億262万4,259円となり、本年度の経常利益は3,079万7,040円となりました。

施設の投資事業であります資本的収支につきましては、収入が１億6,746万6,000円、支出額が２億3,429万2,337円となり、差引き収入不足額が6,682万6,337円となりました。この不足額につきましては、公営企業会計適用前年度からの引継金、当年度分損益勘定留保資金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、資本費平準化債5,000万円の新規借入れを行い、２億3,429万2,337円を償還いたしましたので、期末未償還残高は14億1,382万7,153円となりました。

以上、一般会計、特別会計及び事業会計における決算の認定に係る提案理由の説明をさせていただきます。

ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

認定第１号、会計管理者。

（認定第１号について、会計管理者補足説明）

○議長（安原賢一）補足説明の途中ではありますが、暫時休憩とします。再開は１時とします。

（休憩　　自正午　至午後　１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

―――――――――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）引き続き、補足の説明をお願いします。会計管理者

（認定第１号について、会計管理者補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

本日は、山本恒夫代表監査委員に出席いただいております。山本代表監査委員から一般会計並びに特別会計の決算監査を終えての講評等の発言をお願いします。山本代表監査委員、ご登壇の上、お願いいたします。

○代表監査委員（山本恒夫）代表監査委員の山本恒夫です。

議長からご指名をいただきましたので、令和５年度中之条町一般会計及び特別会計の歳入歳出に対する決算審査の監査委員講評を申し上げます。

それでは、提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、関係法令の規定に従って、正確な会計記録に基づいて作成されているか、予算の執行が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適正に運用されているか、決算の計数が正確であるか等について、決算書並びに関係諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明と必要な書類の提出を求め、定期監査、例月出納検査及び財政援助団体監査等の結果を踏まえ、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について、常に公正不偏の態度をもって監査の基準に準拠して実施しました。

その結果、全般的に計数的な非違は認められず、予定された事業も令和６年度へ繰り越された事業を除いては円滑に執行されており、各会計の決算は正確かつ適正に処理されることを確認しました。

政府は、これまで経済、財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針で示された新経済・財政再生計画の枠組みの下、財政健全化目標や主要分野の改革方針を定め、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することにより、経済と財政の一体的な再生に向けた取組を進めてきました。

こうした取組の下、日本経済はコロナ禍による落ち込みから回復し、33年ぶりの高水準の賃上げ、最高水準の企業の設備投資などによりデフレから完全脱却し、成長型の経済を実現させる機会を迎

えているとして、骨太方針2024では経済・財政新生計画を定め、成長型の新たな経済ステージへの移行を目指し、持続可能な経済社会の実現に向けて、経済再生と財政健全化の両立を図るため、潜在成長率の引上げと社会課題の解決に重点を置き、中長期的な視点を重視した経済財政に取り組むとしています。また、骨太方針の副題として、「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」が明記され、物価上昇を上回る賃上げの定着と戦略的な投資による生産性向上への取組が示されました。

また、17年続いた日銀のマイナス金利政策から転換に端を発しての金利の上昇、35年ぶりの株価の高騰や高水準の賃上げなど、ようやく経済が活気を取り戻す兆しが見えてきたところであります。反面、ロシアによるウクライナ侵攻もいまだ収まる気配がなく、中東情勢も不安定なままであり、燃料費や電気料の値上げなどに影響を受けた物価高騰などにより、実質賃金は連続マイナス期間過去最長となるなど、国民の生活への不安は続いています。

さらに、経済活性化に期待を持って迎えた本年元日に起きた能登半島地震による甚大な被害や各地で発生した異常気象による被害が後を絶たず、また猛暑による野菜など食料品の高騰を招く状況になりました。

本町では、このような自然環境の中でも町民の安心安全の確保に向け、危機管理室を設置し、自主防災避難体制づくりの推進や事業者との防災協定の締結など、災害に備えた強い対応力と防災減災対策の推進に取り組む姿勢が確認できます。

先行きの見えない経済状況の中、急速に進展する人口減少社会への対応、子育て支援や高齢化対策、新型コロナウイルス感染症等への感染予防などと、様々な課題に対応していく必要があります。

また、老朽化した公有財産の管理も今後の自治体の大きな財政負担となるものと思いますので、一層の歳出抑制による事業の見直しを行うことにより、よりよい中之条町の実現に向け、子育てや介護等の福祉の増進や教育の環境整備などと併せて、人口減少社会を主な要因とする社会環境の変化にも対応できる計画的な事業の実施が最重要課題であると感じています。

本町では、こうした行財政課題に備え、地方債残額の積極的な圧縮と適債事業には後年度以降に交付税措置される有利な地方債の活用に努めるとともに、財政調整基金等の積立てにも積極的に取り組んでおり、財政の健全化に努めていくことがうかがわれます。

また、未来戦略ミーティングにおいて、若者を中心とした町民の代表から忌憚のない意見、アイデアを発信してもらい、その実効性を探るという共創のまちづくりの基盤とも言える取組をはじめ、野反湖やチャツボミゴケに代表される地域資源の活用と併せ、ふるさと納税や中之条ガーデンズの整備の取組、健康づくり事業による医療費の圧縮等にも努めるとともに、ビエンナーレをはじめとする多くのイベントなどを導入し、町のイメージアップと交流人口の増加による地域の活性化に努め、その成果を上げ、また地区防災計画の策定に積極的支援を行うなど、地域住民の安心安全に取り組む姿勢が確認できました。

国の進める構造改革を戦略的に進め、急速に進むＤＸの対応、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行政制度を構築するために、自治体の行政運営はさらに多様化し、厳しい状況になると予想されますが、豊富な地域資源を活用して、さらに地域活性化が図られることを期待するものであり、今後も県内町村をリードする自治体としての自負を持って行政に努められるよう希望するところであります。

それでは、一般会計の決算でありますが、歳入総額は112億7,411万278円で、前年度比97.83％、２億5,023万9,106円の減少でありました。

主立った項目を申し上げますと、町税では20億8,270万円で、前年度比8,646万円の減少でありました。要因としては、個人町民税が人口減少、課税所得の減少等により543万円減少し、前年度大幅な増額となった法人町民税では企業の所得の変動により5,455万円減少と、大幅な減額に転じました。固定資産税でも償却資産において価格の大部分を占める大臣配分の原価償却により減額となり、全体では2,578万円の減額となりました。

地方交付税は41億8,849万円で、前年度比2,835万円の減少でありました。今後も行政執行の工夫等による町づくりに期待するものであります。

国庫支出金では９億604万円で、前年度比6,034万円の減少でありました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減額が大きな要因でありました。

県支出金では５億5,070万円で、前年度比３億5,124万円の減少でありました。木材活用センター事業に係る林業・木材産業成長産業化促進対策補助金等の減額が要因となっています。

寄附金は２億2,596万円で、前年度比923万円の増加でありました。ふるさと思いやり寄附金が２億2,184万円で、対前年603万円の増額、一般寄附金で対前年334万円の増額となったものでありました。

町債は７億110万円で、前年度比1,273万円の減少でありました。総じて、後年度以降に交付税措置のある地方債の活用に努める中、必要最小限の起債とし、後年の財政負担を考慮して取り組んでいることが確認できました。

次に、歳出でありますが、歳出総額は105億2,091万2,940円で、前年度比97.23％、２億9,978万6,396円の減少となりました。

項目のうち、総務費でありますが、19億8,300万円で、前年度比592万円の微増でありました。要因としては、六合地区における光ケーブル網の整備が主なものとして挙げられます。

民生費でありますが、25億7,318万円で、前年度比１億7,392万円増加でありました。要因としては、国の施策である低所得世帯支援給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策により、令和４年度に引き続き子育て世帯生活支援特別給付金支給事業が挙げられます。

移動困難者対策として取り組んでいるタクシー助成事業の充実、また４年ぶりに開催された慶朗会など、老人福祉費で支出も依然高い数字を維持しており、老人福祉施策に取り組む姿勢が感じら

れます。高齢者や児童、子育て世代が安心感を持って地域で生活できるよう、多様な施策に取り組む姿勢が確認できました。

衛生費では、８億7,416万円で、対前年比3,466万円の減少となりました。これは、新型コロナ感染症対策事業として実施していた新型コロナ感染症受診費用の補助が廃止されたことが要因として挙げられます。

農林水産業費でありますが、８億6,088万円で、前年度比４億6,068万円減少しました。山の上庭園の施設整備費や美野原農業公園構想事業での備品購入費、また木材活用センター建設事業に係る経費などの減少が挙げられます。

総じて、歳入では前年度と比較すると、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金が大きく減少しています。国庫支出金や県支出金では、新型コロナ感染症関係の補助金や林業の産業成長産業化促進補助金の減額が要因となっています。

地方譲与税、財産収入、寄附金、繰入金は増額しており、経常の一般財源については、各事業に対する財源を的確に推計し、確保しております。

また、歳出においては、多くの項目について減額となっていますが、新型コロナ関連の補助対象事業の減少や木材活用センターの完成によるものであり、住民生活に直結する社会インフラの整備や町のイメージアップと交流人口の増加に伴う地域経済の活性化につながる施策やイベント等の事業が展開され、効果を上げたものと思います。また、施設や橋梁についても、機能強化や長寿命化に向けた整備を行うとともに、地区防災計画の策定に支援し、近年多発する線状降水帯による豪雨災害など、自然災害に対する防災意識の維持、高揚に努めていることがうかがえます。また、子育て支援など福祉の増進と健康増進のための施策の充実、教育環境等の整備にも積極的に取り組むなど、幅広い分野で積極的な施策を展開しています。

一方、各種基金の確保、起債の抑制にも努め、財政健全化の推進に関しても成果を上げられたものと感じています。

結果、令和５年度においては、翌年度繰越事業費３億814万円を除きますと、予算執行率は98.10％となっており、適切な行財政運営がなされたものと思います。

各特別会計では、それぞれの事業目的の達成に向けて事業を実施しており、各会計とも実質収支等の実績からも健全な運営がなされているものと判断します。今後も引き続き健全な特別会計の事業運営を期待するものであります。

以上、総体的な意見を述べましたが、町長、議会をはじめ、関係職員のみなさまのご努力に感謝と敬意を表し、さらなる町の発展をご期待申し上げまして、令和５年度中之条町一般会計及び特別会計に対する決算審査の講評といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

続いて、認定第２号の補足の説明をお願いします。初めに、自動車教習所長

（認定第２号について、自動車教習所長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、企業課長、お願いします。

（認定第２号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

ここで、山本代表監査委員から事業会計の決算監査を終えての講評等の発言をご登壇の上、お願いします。よろしくお願いします。

○代表監査委員（山本恒夫）それでは、令和５年度中之条町公営企業会計決算審査の監査委員講評を申し上げます。

提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、一般会計決算審査と同様、関係法令の規定に従って、計数の正確性、予算の執行及び事務処理の適正性、効率性等について、関係諸帳簿等と照合するとともに、書類の提出を求め、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について関係職員から説明を受けました。審査に関しては、常に公正不偏の態度で、監査の基準に準拠して、定期監査や例月出納検査の実施に加えて決算審査を実施しました。

その結果、自動車教習事業、上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業ともに、決算書及び決算附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数的な非違は認められず正確であり、当該年度の経営成績及び財政状況を適正に表しているものと確認しました。

５事業ともに、近年における人口減少社会や高齢化、生活様式の変化、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けつつも、財務諸表においては透明度の高い内容で、意欲的に健全な経営に取り組む姿勢がうかがえました。

まず、自動車教習所事業では、少子化や人口減少などの影響により、新規免許取得者が減少し、厳しい経営環境が続く現状にあります。その中で、入所者の増加を促す営業活動、入所者の送迎及びデマンドバス運行、高齢者講習などを取り入れて経営努力を重ねています。令和５年度におきましては、６年度から教習料金値上げが予定されたことによる駆け込み入所の影響もあり、収益が上がりました。

結果としては、令和５年度では入所者は289人と、昨年比で15人増加し、卒業者数は258人で、８人増加しました。営業収益は451万円増加しました。しかし、依然として収益面での厳しい状況は続いています。

それでは、決算の概要でありますが、営業収益は6,731万円で、前年度比451万円増加し、営業費用は7,146万円で、前年度比150万円減少しました。損益部分である営業損益は415万円の赤字となりましたが、赤字部分は前年度比601万円減少しました。純損益では556万円の黒字となり、前年度比1,025万円改善しました。

総じて、周辺の同業者との競合も激しく、依然として経常状況は厳しい状況にありますが、これ

までの経営実績による財務内容に支えられ、時代に即して創意工夫に努めた経営姿勢もうかがうことができました。

郡内東部に唯一で町民に身近な自動車教習所として地域に対する貢献度は高く、高齢者講習の受皿としての機能は重要性を増している状況であり、経営努力により、存続が望まれている事業と思われます。

引き続き、町や吾妻郡の安全な車社会の実現に貢献することを期待するものであります。

上水道事業は、企業としての経済性を十分に発揮して、安心安全な生活水の供給を実現しているものと感じております。

加入件数は、前年比で36件増加し6,650件となりましたが、給水件数は12件減少し5,424件となりました。給水量は、124万191立方メートルで、前年度比１万4,340立方メートル減少しております。

決算の概要でありますが、営業収益が１億9,121万円で、前年度比837万円の減少でありました。営業費用が１億9,973万円となり、前年度比408万円増加し、結果営業損益は851万円の赤字となり、前年度比1,245万円の減少となりました。当年度純損益は3,305万円の黒字を確保しました。

剰余金については、減債積立金、建設改良積立金として処理されるなど、健全経営に努めていることが確認できました。

近年は、休止件数の増加や節水意識の浸透などにより、給水量が減少する傾向にあります。事業にあたっては、管路の老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少による給水量の減少、これに伴う使用料の減収なども踏まえ、処理施設の計画的な更新、有収率の向上、経費の節減など事務改善と併せて一層の効率的な経営に取り組み、良質で安全な水の供給に努められることが望まれます。

簡易水道事業では、地域密着の簡易水道として８か所の地域で給水事業を行っており、加入件数は３件増加し、1,702件となりましたが、給水件数は８件減少しました。また、給水量は、56万684立方メートルとなり、前年度より２万1,985立方メートル減少しました。

決算の概要でありますが、営業収益は9,343万円で、前年度比508万円の減少でありました。営業費用は１億113万円で、前年度比257万円減少しました。結果、営業損益は770万円の赤字となりましたが、当年度純損益は666万円の黒字となりました。

簡易水道事業においても、上水道事業と同様に施設等の更新も念頭に一層効率的な経営に取り組まれることが望まれるところであります。

町民の衛生面における安心安全な環境を確保し、健康で文化的な生活を守るために欠くことのできない良質な水の供給に努められることが望まれます。

下水道事業と農業集落排水事業ですが、令和５年度から公営企業会計へと移行されました。

まず、下水道事業ですが、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に必要な事業であり、現在４か所の処理場の管理を行っています。

処理区域内人口は8,385人で、前年度より145人減少しています。水洗化人口は7,658人で、前年度

比140人減少しました。年間処理水量は123万2,359立方メートルで、前年度比7,545立方メートルの増加となりましたが、有収水量は117万7,062立方メートルで、前年度より３万1,841立方メートル減少しました。

決算の概要でありますが、営業収益が１億4,041万円で、営業費用は３億4,710万円となり、営業損益が２億670万円の赤字となりました。当年度純損益では、1,285万円の赤字となりました。

経費回収率は79.5％であり、事業に必要な費用を使用料収益で賄えている状況とされる100％を下回っており、他会計補助金等に依存している状況であります。

今後は管路等の老朽化が進むので、それに備えるためにもなお一層効率的な経営に取り組むことが望まれます。

次に、農業集落排水事業ですが、農業振興地域の農業集落を対象にしているものの、下水道事業と同様に公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に必要な事業であり、計画的に整備を進め、現在４地区の排水処理施設と個別処理施設の管理を行っております。

処理区域内人口は3,401人で、前年度より46人減少しています。水洗化人口は3,191人で、前年度比54人減少しました。年間処理水量は38万6,264立方メートルで、前年度比406立方メートル減少となり、有収水量は30万4,303立方メートルで、前年度より9,031立方メートル減少しました。

決算の概要でありますが、営業収益が3,513万円、営業費用は１億7,884万円となり、営業損益は１億4,371万円の赤字となりました。当年度純損益では、2,988万円の黒字となりました。

経費回収率は67.6％であり、他会計補助金等に依存している状況であります。

今後は人口減少に伴い、処理区域内の使用料も減少が予想され、さらに管路等の老朽化が進むので、それに備えるためにより一層の経費削減と効率化に努めることが望まれます。

以上、公営企業会計に関する講評といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

山本代表監査委員には、ご多用の中を出席いただき、令和５年度決算審査の結果について、簡潔、かつ明瞭にご発言いただき、ありがとうございました。

日程第８として、ただいま審議中の議案第17号、認定第１号、認定第２号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

山本代表監査委員はここで退席となりますので、ご了承を願います。山本委員、ありがとうございました。

○代表監査委員（山本恒夫）ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（安原賢一）ご苦労さまでした。

○

◎　報告第　１号　　令和５年度中之条町健全化判断比率の報告について

◎　報告第　２号　　令和５年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について

◎　報告第　３号　　一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について

◎　報告第　４号　　株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について

○議長（安原賢一）日程第９、報告第１号から第４号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、報告第１号から報告第４号につきまして説明を申し上げます。

まず、報告第１号　令和５年度中之条町健全化判断比率の報告につきまして申し上げます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化判断比率を監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。

このたび、各会計の数値を精査の上、８月23日に監査委員さんにより審査いただきましたので、意見書をつけて報告をさせていただくものでございます。

それぞれの比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計とも赤字はないため該当はありません。また、実質公債比率につきましては10.9％となり、前年度を0.3ポイント下回る結果となりました。将来負担比率につきましては該当ありません。

この数値は、今後県及び国に報告後、公表させていただきます。

続きまして、報告第２号　令和５年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について申し上げます。

この報告につきましても、報告第１号と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、公営企業会計の資金不足比率の数値を精査し、監査委員の審査を受け、議会に報告するものでございます。

各企業会計とも資金不足はございませんので、報告させていただきます。

次に、報告第３号　一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告につきまして申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、町が資本金の２分の１以上を出資している法人である一般財団法人中之条電力の経営状況等につきまして、議会に報告議案としてお願いするものであります。

報告させていただく書類は、一般財団法人中之条電力の令和５年度第11期事業報告書及び決算報告書と令和６年度事業計画及び収支予算書でございます。

続きまして、報告第４号　株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告につきまして申し上げます。

こちらの報告につきましても地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、報告議案としてお願いするものでございます。

報告させていただく書類は、株式会社中之条パワーの第９期事業報告書となります。

第９期におきましては、前期から料金改定を実施し、経営改善計画に基づきまして、損失の早期解消に向け、経営の改善に努めてまいりました。

決算につきましては、6,295万2,778円の当期純利益、前第８期からの比較では約6,358万円の黒字となりまして、業績の改善は着実に進んでおります。

今後も引き続き経営改善に努め、皆様に安心していただけるよう、自治体としても注視してまいります。

以上申し上げ、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）続いて、補足の説明をお願いします。

報告第１号及び第２号、総務課長

（報告第１号、第２号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）次に、報告第３号及び第４号、防災安全課長

（報告第３号、第４号について、防災安全課長補足説明）

○議長（安原賢一）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、報告を終わります。

○

◎　請願第２号

○議長（安原賢一）日程第10、請願第２について議題とします。

請願文書表を朗読させます。局長

（請願文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いいたします。

請願第２号について、関常明さん、ご登壇願います。10番、関さん

○10番（関　常明）議長の命により、地方財政の強化に関する請願について紹介をいたします。

請願者でありますが、日本労働組合総連合に所属をしている群馬県連合会北部地区協議会で、事務所は渋川にあります。中之条町でも会社の組合や公務員の組合で組織をされております。

請願書にもありますように、地方を取り巻く情勢は急激に変化をしています。当面する課題は各方面にわたり、問題が山積している現状です。

政府の予算編成スケジュールは、６月に骨太方針が閣議決定され、翌年に向けた政府全体の基本的な方針が示されます。年末までには財務省、各省庁の協議があり、地方財政計画が公表されます。地方の財政確立に向けて、政府の予算のスケジュールに合わせ、地方も運動を進めることが重要であります。

請願の中身は基本的に例年同様になりますが、政府の担当者に地方議会の声を伝え続けることが重要であります。総務省の担当者も地方の意見書に注目をしているようでございます。財政の確立は、地方における重要課題の一つです。

審議の上、ご議決いただくようお願いをいたします。

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、請願第２号を総務企画常任委員会に付託します。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

◎　散　会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

２日目の９月５日は定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午後３時０９分）

令和6年第1回中之条町議会定例会 9月　定例会議　会議録　第2日

招集年月日（会議）	令　和　6　年　9　月　5　日	
招集の場所	中之条町役場　議 事 堂	
開 議 日時	開 議	令 和 6 年 9 月 5 日 午 前 9 時 30 分
散 会	散 会	令 和 6 年 9 月 5 日 午 後 3 時 02 分

	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席	9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃	10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃	11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃	14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃	15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃				

会議録署名議員	14番　小栗　芳雄	1番　原沢　香司	2番　福田　公雄

職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥
	議事書記	小板橋　千晶	書記	林　沙晶
	議事書記	割田　祐太		

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	剱持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝

議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議　事　日　程　　第２号

（令和６年９月５日午前９時３０分開議）

第１　一般質問

○

◎　開　議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会９月定例会議の本会議も本日で２日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出したりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

○

◎　発言の訂正

○議長（安原賢一）ここで、会計管理者から昨日の補足説明の訂正の申出がありましたので、許可します。会計管理者

○会計管理者（安原隆一）議長に発言の許可をいただきましたので、ご説明申し上げます。

昨日の認定第１号　中之条町歳入歳出決算認定の特別会計の補足説明の中で数字に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。四万へき地診療所事業特別会計歳入歳出決算書の13ページ、医療費の支出済み額を「１億731万1,625円」と申し上げましたが、正しくは「1,731万1,625円」でございました。お手数をおかけしますが、訂正をお願いいたします。

○議長（安原賢一）以上で説明を終わります。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎　一般質問

○議長（安原賢一）日程第１、一般質問を行います。

質問者にお願いしておきます。議会基本条例第６条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、２回目が残り５分、３回目が残り１分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第２項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第６条第２項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点

を明確にするために、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した論議をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）一般質問に入る前に、議長からお許しをいただいておりますので、訂正のほうをみなさんにお願いいたしたいと思います。と申しますのは、みなさんのお手元にございます一般質問一覧表の中の質問事項、質問の要旨の中で１行目と３行目に学校検診という漢字がございますが、ここで使われている学校検診の検の字、これを間違いまして、健康の健、これが正解、正しくは健康の健でございますので、訂正のほうよろしくお願いいたします。

それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問のほう、入らさせていただきます。本日は、さきの６月の一般質問の際に持ち時間を使い切ってしまったために、通告をしておきながらできなかった一般質問から入らさせていただきます。不登校児童の健康は守られているのかということでございます。今年５月17日に放送されたＮＨＫニュースおはよう日本において、健康診断が受けられない、見過ごされてきた不登校児の健康リスクという内容の放送がありました。内容は、ある不登校の児童が学校の健康診断を受けられておらず、生育期に早期に発見されれば治る病を早期発見のチャンスを逃し、病を一生背負うことになってしまった事例が紹介されておりました。この不登校児童に対する健康診断が中之条町においてはどのような対応がなされているのか、不登校児童の健康は守られているのかについてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、学校健診の目的、内容についてお話し申し上げます。児童生徒の健康診断は、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、「児童生徒の健康の保持増進」を目的に実施されております。学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという大きく２つの役割がございます。このことから、児童生徒の健康状態を定期的に実施することで病気の早期発見や予防に役立てられております。健康診断の種類及び検査内容につきましては、「定期に行われる健康診断」と「必要があるときに臨時に行われる健康診断」の２つがございます。定期に行われる健康診断としては、身長及び体重測定、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の健康状態確認、視力及び聴力検査、尿検査、歯科検診、結核検診、心臓の疾患及び異常検査などを一般的な項目として毎学年６月30日までに行われます。また、必要があるときに臨時に行われる健康診断としては感染症、または食中毒が発生したときや風水害等により感染症の発生のおそれがあるときなどに行われるものとなっております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それでは、現在の受診状況についてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）ただいまのご質問につきましては、こども未来課長よりお答えさせていただきます。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本です。ご質問の受診状況につきましてお答えさせていただきます。

ほとんどのお子さんは、学校で行われる健康診断を受診しておりますが、中には不登校であったり口の中を見せることを嫌がる、そういった心理的な理由によりまして受診できないお子さんもおります。令和５年度の状況で申し上げますと、健診の項目によって人数が違ってはおりますが、内科検診や歯科検診では小学校で２、３名、中学校で１、２名が受診できていない状況でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それでは、そういった子ども達に対してはどのような対応をされているかについてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）受診できなかったお子さんや、また不登校のお子さんに対しての対応でございますけれども、定期に行われる健康診断は毎学年ごとに学校や学校歯科医に依頼して実施する内科検診や歯科検診などの項目と、決まった学年のときに検査機関に依頼して実施している心臓検診や貧血健診などの項目がございます。内科検診や歯科検診では、体調不良や不登校などの理由により健診日当日に実施できない場合、次の対応を検討します。まず最初に考えられる対応として、中之条小学校や中之条中学校では児童生徒数が多く、内科検診や歯科検診はそれぞれ３日間ほど実施されるため、当日に受けられない場合、校内の違う実施日に受診ができないかというのを検討いたします。

次に、それでも受診ができなかった場合は、学校医や学校歯科医が勤務する医療機関において健診を行ってもらえるよう学校医にお願いをしまして、各家庭で個別に連れていっていただいて受診してもらうような対応を取っております。

また、決まった学年のときにのみ実施する心臓検診や貧血健診などは、次の学年に進級しても受診できるように予算を確保しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今のは中之条地区ということなのですが、六合地区におかれてはどのような状況。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）基本的な考え方は、六合地区でも同じでございます。ただ、六合地区の場合は健診日が１日しかございませんので、学校でできてない場合には学校医の勤務する医療機関にまずは行っていただくことを検討するという形でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それでは、再質問させていただきます。答弁の中で中之条町の小中におかれては３日間実施されているので、都合のつく日を見て受診していただくということなのですが、それで全ての児童は対応されておりますか。そのへんをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）たまたま３日間のうちの初日に予定をされていて、受診できなければ残り２日が対応できる日になりますけれども、例えば３日目に予定をされていて、３日目、そのときに受診できないとやはりどうしても受診ができないというような状況にはなります。ですので、そういったことも検討はされますけれども、基本的にはやはり多くのお子さんが当日受診できないと学校医へ行って受診をしていただくということが多いようでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）学校医のところで診ていただくということなのですが、先ほどの健診の項目を診ますと分野的には整形外科、内科、眼科、耳鼻咽喉科というような分野にまたがっておるかと思うのですが、学校医さんのほうで診ていただければこれがカバーできるということでしょうか。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）学校医については、内科、歯科医でございまして、この四肢の状況とか、あとは脊柱、胸郭の疾病の異常とか、そういったものは内科医が外から診た形で異常がある可能性があるかどうかというのを確認をするのみでございますので、あまり細かい内容、接骨医とかそういった専門の医療機関に来ていただいて検査をしているというものではございません。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）先ほどの冒頭のところでスクリーニングという文言がございましたので、ある程度専門的に診る前の段階の処置ということで対応されているのかなと思っております。

それで、保護者の方へ受診できない方は連絡しているかと思うのですが、それについて保護者がきちんと対応されたかどうかの確認はされておりますでしょうか。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）受診の確認ということでございますけれども、学校医や学校歯科医の勤務する医療機関で個別に受診していただいた場合は、結果を学校に共有してもらうよう学校医や学校歯科医のほうにお願いをしておりますので、あとは保護者の方にもそういった形でお願いをしております。

しかし、不登校や心理的な理由などにより受診できないお子さんもおります。この場合は、やはり無理に受診させることが難しいため、風邪を引いたとかおなかが痛いとか歯が痛いなどの理由によって医療機関を受診した際に、そのときに心配なことがあればその医師に相談していただいて、その結果を学校にも共有してもらうよう保護者の方にお願いしております。

ただ、やはりどうしても口の中を見せるのが嫌というお子さんも中にはいて、なかなか歯医者にも連れて行けないとか、あとはやはり引きこもっていてなかなか外へ出られないお子さんなどもおりまして、必ずしも全員が全員受診できている状況ではないようでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ちょっと聞き忘れたのですが、聞き落したのですが、これ当然無料で行われるのですよね。受診できなくて学校医とか学校歯科医さんのところに伺った場合のことなのですが。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）学校医、学校歯科医で受診する場合には当然無料で行っております。ただ、医療機関で受診される場合、その他の医療機関、おなかが痛いとか歯が痛いとかの場合には、やはり主訴である部分を治療するということ、診ていただくということがメインになりまして、健康診断という枠ではなくなってきます。ですので、例えば健康診断を学校医、学校歯科医以外の医療機関で受診する場合にはどうしても実費がかかってしまいます。そういった状況でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）厚生労働省では、学校健診もこのＰＨＲというのですか、パーソナルヘルスレコード、個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康情報を本人や家族等が正確に把握するための仕組みというのを構築しようしとしている段階のようです。こういったところにもこの学校健診の内容を盛り込むというようなことが言われております。ですので、できれば将来の子どもさんの健康管理のためにもなるべく健診のふるいから落ちてしまうような児童の方が出ないように努力していただければと思っております。先ほどいろんな事情がおありのお子様、家庭等もあるようでございます。中之条におきましては、特に不登校児童さんの数も多いと伺っておりますので、ぜひこのへんのフォローをきちんとしていただいて、子どもさんの不登校児童さんの健康をきちんと守っていただければと思っております。

続いて、色覚検査についてお伺いいたします。学校における色覚検査については、かつては小学校４年生を対象に学校で色覚検査が行われていましたが、差別につながるなどの意見もあり、平成14年に学校保健法が改正され、検査の施行義務がなくなり、平成15年度より児童生徒等の健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施することとなったと認識しております。ですので、現在30歳前後の世代よりも若い方々は色覚検査の経験がない方もおられるかもしれません。多くの場合、日常生活で困ることはないので、検査を受けて指摘されない限りは気づかないことも多いようです。色覚異常は男子の約５％、20人に１人、女子の約0.2％、500人に１人の割合に見られ

るそうです。就職にあたって初めて色覚による就業規則に直面するという事案もあるそうです。児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることがあってはならないと思いますが、当町におきましてはどのような対応状況であるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）色覚検査についてお答えいたします。

色覚検査につきましては、福田議員のおっしゃるとおり、学校での色覚検査につきましては、学校保健法が成立された昭和33年度から昭和47年度まで全ての児童生徒を対象に実施されていたようです。その後、対象学年の変更などがあり、学校保健法施行規則が改正された平成15年度には色覚検査は定期健康診断の必須項目から削除され、希望者に対して個別に実施するものとされてきました。その後、平成28年度に同規則が改正されたことにより、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま学校生活や進学、就職等で不利益を受けることがないよう、保護者の同意を得て個別に検査、指導を行うことなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えることとなっております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それでは、現在は保護者の同意の下に希望者について検査を実施しているという答弁でございましたが、現在何％ぐらいの子どもさんが受診されているかについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）管内の小中学校では、いずれも１年生のときに保護者の同意が得られた希望者を対象に実施しております。例年ほぼ100％の児童生徒が検査を受けているようでございます。ただ、幼児期に心配なお子さんは事前に医療機関等を受診されている場合もございます。そういった場合には、検査を受けないことも考えられます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ほぼ100％受けているということで安心をいたしました。これからも児童生徒さんの健康管理には十分留意していただければと思っております。

次の項目に移らさせていただきます。原町赤十字病院、これが実施している帰宅支援サービスについて、中之条町で支援していただきまして、中之条地域での運行を実現させていただければということで町長にご提言申し上げたいと思っております。原町赤十字病院は、医療法に基づく公的医療機関として救急医療や僻地医療、災害時の医療救護活動などを行っている地域医療の要の施設であり、多くの町民の方が利用され、町民の命と健康のよりどころとして地域に貢献をいただいております。このたび８月１日より原町赤十字病院において、無料の帰宅支援サービスが始まりました。10人乗りの車両に車椅子対応の改造を加え、７人乗りとして東吾妻町の２つの運行エリア内に住ん

でいる70歳以上の患者の帰宅の交通手段の確保という趣旨で行われております。なぜ中之条方面で行われないのかと伺いましたところ、車がないからだそうでございます。この点での支援を町として行い、高齢者福祉の一助とされることをご検討いただければと思います。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

原町赤十字病院では、本年８月１日より病院独自のサービスということで、東吾妻町管内におきまして無料帰宅支援サービスを実施しております。上毛新聞に掲載されたとおり、病院の職員さんからの提案により病院の独自サービスとして開始された１日当たり２人から３人の方が利用されているようでございます。議員ご指摘のとおり、原町赤十字病院におきましては、車両がないことから中之条町方面への運行はできないとのことでありますが、町内や町外の医療機関との関係はもちろん、交通事業者との関係もございますので、また現在町内の医療機関におかれましては、このような独自サービスは行われておりません。始まったばかりの支援サービスということでございますので、動向を注視しながら今後十分に研究をしてまいりたいと考えておりますので、また福田議員からもいろいろなご提言あったらよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）当町におきましては、なかのん号、正式名は中之条町医療機関等外出タクシーというのですか、これを実施していただいておりまして、４つのコース、名久田Ａ中之条コース、名久田Ｂ中之条コース、沢渡コース、四万コース、これを１日置きに日に１回運行されているようでございます。非常にありがたいサービスでございます。ただ、運行ルートのない地域もあるようでございますし、原町赤十字病院においては現段階では帰宅支援だけのサービスということですが、先々はいろんなサービスとかをしていければというような考えもお持ちのようでございます。先ほども町長、１日当たり１から２名の利用ということなのですが、私が伺った時点におきまして、登録者数が15人程度ということで、まだ少ないのですよというようなお話でございました。先々中之条町においても人口減少に伴って手厚い住民サービスというのがどこまで充実できるかというのは少し先行きの難しいところも出てくるかもしれません。そのようなときにも備えて病院側でこういったサービスをしていただけるというチャンネルを確保していくというのは、ある意味将来を見越した住民サービスの一環になるのではないかと思っております。町長は、先ほど前向きな答弁をいただいたと私は考えておるのですが、是非ですね、取りあえず車がないということで、内部でもいろいろ中之条地区とかいろいろ検討されたそうです。ただ、所在地が東吾妻町なので、そこを優先をされたようでございます。ぜひ町長、これを考えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。答弁があれば。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今福田議員からお話ありました関係につきましては、中之条町もなかのん号をはじめいろいろ福祉関係の交通弱者対策に取り組んでおるところでありますけれども、いかんせん高齢化が進んでおりますし、広域的な広い面積を有しておりますので、そういったことも踏まえて交通対策、特に交通弱者の対策についてはこれからしっかりやっていかないといけないのかなと、そんなふうに思っておりますので、今回の原町赤十字病院の関係もそうですが、いろんな情報を取り入れながらしっかり研究をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ぜひ検討のほうをよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問に移らさせていただきます。将来の町づくりに備えて群馬銀行移転跡地の取得を図ることについてお尋ねいたします。群馬銀行移転跡地は、町の中心部に位置しておりまして、面積約1,280平方メートルを有しております。有用性のある価値のある土地であります。本来であれば、民間により活用されるべきであると思われますが、町中心部のさらなる充実、発展の一助になると思われますので、将来を見越して用地取得を図るべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田議員の群銀跡地についてのお尋ねでありますけれども、議員おっしゃるとおり群馬銀行中之条支店につきましては、原町支店と統合、現在の場所に移転され、その後に旧中之条支店につきましては、取壊しが行われ、現在は更地の状況となってございます。近隣のつむじやミュゼ、あるいは役場、近藤公園など町所有の複数の施設と一体化した整備やまちづくりを推進するべきとのご提案だと考えております。町でも群馬銀行様のほうへ跡地利用について照会をさせていただきました。「現時点では自社のほうで保有し、使用していきたい」という意向を伺っている状況にありますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長、答弁の中でお話しになられましたが、町並みの中心部分で我が町の玄関と言えるような場所であります。中之条町ふるさと交流センターつむじや中之条町歴史と民俗の博物館ミュゼ一体の今後の在り方について、町長はどのようにお考えがあるのかお伺いしたいと思います。と申しますのは、つむじができる頃、あのへん一帯をああしよう、こうしようといろんな夢のある議論がございました。町長があの場所を、先ほども述べましたように近藤公園もございますし、上手に再開発というのですか、もう少し充実していただけると非常に魅力のある町の顔になるのではないかと思っております。何か町長お考えがありましたらお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃいますようにつむじ、あるいは博物館のミュゼ、こういったことにもだんだんコロナ禍の後、来場者が増えているようであります。大きなイベントのときは、役場の駐車

場をご利用いただいたり、そういった関係でみなさんが上手に駐車場を利用していただけるのかなと思います。まちなかリレーマラソンとか、そういったビエンナーレ、大きなイベントがあるときは役場の駐車場を活用させていただきながら利用していただいておるというのが状況でありますけれども、今後の動向については今こういうふうにしようという計画的なものはございませんけれども、みなさん方のご意見を伺いながら参考になるものはこれからも意見としてお伺いして将来につなげていければと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）現段階ではなさそうなので、非常に残念なのですが、町民の方の中には鳥追い太鼓の展示場、もう少し世間の目に触れやすい場所で展示されたらどうかとか、資料館がミュゼのほうからアクセスできて、まだお住まいの方がいらっしゃるので、ちょっと言いづらい部分もあるのですが、一体的に整備されると魅力度が上がるのではないかと思います。まずその方向で検討いただければと思っております。当座、是非ですね群銀に照会して、群銀が使うようだって聞けばちょっと残念なので、町長のほうから積極的にアプローチしていただいて、是非、群銀のみなさんは中之条のいろいろ貢献していただけているのだけれども、是非今度はあの跡地を中之条のために使わせていただけませんかということで、一生懸命努力して汗をかいていただきたいのですが、そのへんの決意をお伺いしたいのですが。

○議長（安原賢一）町長。

○町長（外丸茂樹）あくまでも民地でありますので、こちらの考えと所有者の方の考えが一致するかしないかというのはあくまでも民地の所有者の考え方もやっぱり尊重しなければならないことになりますので、ご意見として承っておきまして、また群銀さんともこういうお話ができるときがあればさせていただければと、このように思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長の実力を発揮をしていただいて、よくぞやってくれたと将来の方が思うようにやっていただければと思っております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）皆様、こんにちは。佐藤力也です。議長の許可をいただきましたので、令和６年９月定例会議におきまして、一般質問を通告のとおり質問をさせていただきたいと思います。

さて、まずその前に、６月議会の一般質問の冒頭の挨拶として不適切な発言をしてしまい、貴重な質問時間を浪費し、それが一因として予定していた質問が全てできなかったことにつきまして深く反省し、不快に感じた町民の皆様におわびし、今後同様なことが起きないように細心の注意を払う努力をすることをお約束申し上げまして、質問に入りたいと存じます。大変申し訳ございません

でした。

それでは、質問に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。本日の質問は３項目、中之条ビエンナーレについて、そしてまちなか商店街活性化について、最後が中之条グローバル・フード・デザイン・コンペティションについてという３つになります。それではまず、１番目の中之条ビエンナーレについてご質問をさせていただきます。時の経つのは早いもので、過去最高の来場者数を記録したビエンナーレ2023から約１年が経とうとしております。中之条ビエンナーレは、アーティストの活躍はもちろん、実行委員会、運営委員会、そしてボランティアスタッフの方々をはじめとする大変多くの方々の献身的な努力によって回を重ねるごとに成長し、町経済における波及効果をはじめ地域の活性化、伝統文化の継承などにも大きく関わる貴重な文化資源、財産になるのではないでしょうか。来年で10回目の節目を迎えますが、駐車場不足やボランティアの人手不足、インバウンド対策など目の前の様々な課題を克服し、さらなる効果を発揮し、また持続可能なイベントにしていくために町では今後どのような取組を考えているのでしょうか。また、経済効果を図る上で重要な来場者数の目標数値の設定などはされているのでしょうか。ビエンナーレ2025開催までちょうど残り１年となった今、改めて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、佐藤力也議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ビエンナーレについてのお尋ねでありますけれども、中之条ビエンナーレは里山ふるさと美術祭として平成19年より始まり、その前身は平成10年に開校した吾妻美学校でありまして、中之条町、中之条町ビエンナーレ実行委員会、中之条町ビエンナーレ運営委員会が主催する２年に１度の現代アートの祭典でございます。中之条町の認知度や競争力強化を目指したブランディング化や住民の文化、芸術意識、コミュニティー意識の向上を狙った地域活性化、交流人口の増加による地域経済への活性化を目的といたしております。来場者の増加につきましては、移住者の増加に見られること、達成度は非常に高いと思っております。平成19年度の第１回開催は４万8,000人でありましたが、令和５年度昨年度の第９回開催では48万人と10倍の延べ入場者となっており、認知度、地域活性化に大きな貢献を果たしているものと認識をしているところでございます。

また、経済効果の変遷につきましては、平成19年度の第１回開催は約3,000万ぐらいだっただろうと。しかし、令和５年度の第９回開催では４億4,000万との試算でございます。約15倍に達成しているものと思われますので、この中之条ビエンナーレは十分にその目的を達成していると認識をいたしております。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ありがとうございました。今町長より中之条ビエンナーレの当初目的の達成度、非常に効果を上げているという答弁をいただきました。まさに私もそのとおりだと思っております。昨年の令和５年度の12月定例会議におきまして、このビエンナーレにつきましては来場者や町

民の皆様からいただいた問題点について何点かご指摘をさせていただきました。また、その後も町民の方から様々な意見を頂戴をいたしました。その中でやはりよい点ばかりではなく、課題となる駐車場不足のお話もまた再度持ち上がってきたり、いろいろな意見が出たのですけれども、12月の定例会議のときにもお話しさせていただきましたが、アンケート調査を通じてやはり数多く出てきたのが作品の展示会場が近くにあるかないかというところで、大きく町民の方の意識も変わっているのかなと感じたところでございます。そういったところ、これから一人でも多くの町民にビエンナーレが愛されて、またさらなる発展を期待したいと考えた上で町内の飲食店や観光業のお店を中心に実態調査を独自に行ってまいりました。そのアンケート調査の結果というところをここで大きくかいつまんで報告させていただいて、今後の検討材料にしていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

このアンケート調査ですけれども、町内約280件の飲食店、観光業を中心とした事業者様に協力を依頼いたしました。結果、266件の事業者様に回答をいただきました。質問内容は、至ってシンプルです。ビエンナーレ開催時の集客、売上げが通常時と比べて増えたかどうか。そして、もう１つ、ビエンナーレを今後も開催したほうがよいかどうかという２問です。結果ですけれども、まず最初のビエンナーレの開催時の集客が通常時と比べて増えたかどうかという質問に対しての答えです。１．大きく増えたが19件、２．増えたが71件、３．変わらないが156件、４．無回答が14件ということになりました。１．大きく増えた、増えたというところ、合計で80件あるわけですけれども、この大きく増えた、または増えたと答えた事業者様は、飲食店や観光地がさすがに多かったです。また、近隣に作品の展示会場があるお店というところもかぶってきます。３の変わらないというところですけれども、156件あったのですが、なるべく多くのアンケート、サンプル取りたいということで、若干このビエンナーレとは仕事的にあまり関係ない職種の事業者様にもアンケート調査を依頼しましたので、そういったところで仕事的に関係ないというようなところでも数字が上がってきたのかなと思っておりますが、いずれにしても作品展示会場が近くにあるかないか、それが売上げに直結するといった結果が顕著に出たアンケート結果となりました。

続きまして、２番目のビエンナーレを今後も開催したほうがよいと思いますかというアンケート調査の結果でございます。１．思うが193件、２．思わないが４件、３．どちらでもよいが56件、無回答が23件でございました。こちらは、ビエンナーレを今後も開催したほうがよいという意見が圧倒的に多かったということでございます。ビエンナーレに直接お店の売上げが関係ない事業者様であってもやはりにぎわい創出であったり、ビエンナーレが中之条町にとって大事なイベントに成長してきたということで、これらも続けていったほうがいいのではないかという意見がさすがに多かったです。ただ、一方でそれ以外に細かい意見もたくさんいただいております。その中でやはり多かったのが駐車場問題、ぐるりんバス等の移動手段の問題です。そういったところは、12月でも町のほうでも把握しているというお話を答弁でもいただいておりますので、そういったところを今後

も検討し、改善していっていただきながらビエンナーレがよりよいものになるように進めていっていただければいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

１つだけ、少数意見なのですけれども、ちょっと心に刺さるといいますか、何とかしてあげたいなと思うご意見がありましたので、紹介させて、ビエンナーレに対する質問は終わりにしたいと思うのですけれども、12月の一般質問のときにやはり会場が近くにないとお客様が来てくれないというようなお話もあったのですけれども、飲食店をされている方で、キッチンカーが、町外の方が来られて、お金をもうけて帰ってしまうと。私はボランティアで一生懸命頑張っているのに、そういった恩恵が受けられないのはとてもさみしいという意見がございました。そういったところは何とか町にお金が落ちるような仕組みづくりというところを再度検討していただきたいなと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

以上でビエンナーレに関する質問は終わりにしたいと思います。来年の2025年の10回目成功を祈念してこの質問は終わりにしたいと思います。

続きまして、２番目の質問に移りたいと思います。２番目の質問、まちなか商店街の活性化について質問をさせていただきたいと思います。まちなか商店街の活性化についてですけれども、３月の定例会議の一般質問におきまして、つむじ店舗利用者の募集についての質問をさせていただきました。そこでは、３件の募集に対して７件の要望があったということで、新規に起業される方が多いというところでびっくりしたわけでございますけれども、つむじのところだけを見れば町の中はにぎわっているようにも見えますけれども、中之条中央商店会、伊勢町睦会、下之町振興会から成る中之条まちなか商店街は、本当にかつてのにぎわいはなくなってさみしいものになってしまっております。特にコロナ禍で家での暮らしというのですか、飲食店さん、特に夜の飲み屋さんとかそういったところは家飲みをする人だったり、そういったところが原因で本当にさみしい状態が続いているのかなと思います。昨年12月に４年ぶりに開催されたまちなか５時間リレーマラソン、何回も何回も参加されているランナーの人もだんだん町がさみしくなっていくよねと、音楽もなかったので、とてもさみしく感じたといった意見も数多く聞かれました。それほどにさみしくなってきているのかなと思います。10年後、そしてさらに20年後には何件の店が残っているのでしょうか。何か手を打たなければ、残念ながら今よりも深刻な状況になることは容易に想像できます。まず、その原因は何なのか、特定することも大事だと考えます。そして、効果的な策を講じなければなりません。

そこで、町長にお尋ねします。中之条まちなか商店街の衰退の原因は何だとお考えでしょうか。そして、町ではこれまでにその原因を克服すべくどのような対策を講じてきたのでしょうか。また、今後どのような取組を考えているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）まちなかの商店街の今までの取組、あるいは成果、そしてどうしてこういう状態

になってしまったのだろうかというお尋ねでありますけれども、いずれにいたしましても全国各地区の商店街、なかなかいろんな問題、人口減少、あるいは少子高齢化、こういった波が大きな原因なのではないかと私は捉えておるのですけれども、どうしても中之条町ばかりではなくて、今まで栄えてきた商店街が衰退をしていく、シャッター街になる、こういう事例は全国各地にあろうかと思います。中之条町もそういった中におきましていろいろな施策を講じてきたというふうに理解しておりますけれども、これまでの町の取組についてご紹介をさせていただきますけれども、まず町内事業者の経営の安定化のため、小口資金融資による運転資金や設備資金を確保し、小口資金融資を利用する事業者の負担軽減のため、保証料補助や利子補給等の助成事業を実施してございます。また、商工会への助成や各商店会の組織育成に対する助成を行うとともに、街路灯の電気料やお客様用トイレ及び商店街駐車場の維持管理に対する補助を行ってございます。町内事業者の育成と経済の活性化を図ることを目的とした住宅リフォームへの補助や事業継続への支援として店舗などの改修や事業継続に必要な備品購入に対して補助金を交付してまいりました。

あとそれから、空き店舗が増えてくるわけでありますけれども、空き店舗を活用した起業者へのチャレンジショップ出店支援事業補助や商店街のにぎわい創出と町内事業の活性化に努めるとともに、新たに雇用促進を含む起業支援事業補助を実施し、産業の振興と活性化を図ってまいりました。

また、商工会が行うプレミアム付商品券発事業へ補助を行い、地域経済の活性化と町民への生活支援を実施してまいりました。成果については、各年度ごとにおいて増減はございますが、ほぼ同様な件数で推移をしておりますけれども、事業継続補助金、チャレンジショップ出店支援事業補助金、企業支援事業補助金につきましては増加傾向にあることからも、まちなか商店街はもとより町の全体の活性化に一定の効果があったのではないかと思っております。いずれにいたしましても、佐藤議員おっしゃるように中之条町も様々な施策を講じて出店していただく方、あるいは今事業を継続していただく方、こういった方々に下支えをして支援をしていこうということで、なかなか特効薬的なものはございませんけれども、粘り強く、そして持続的にやっていければと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）町長からこれまでの施策についてご説明をいただきました。この商店街の活性化というところ、本当に重い問題かなと思います。行き着くところ、やっぱり人口減少問題にぶつかってしまうのかなという部分も多々ございます。しかしながら、やはり少しずつでも粘り強く改善していくという今の町長のお言葉どおり、何らかの手をひとつずつ打っていくということも必要なのかなと思います。

これまでの町の施策に加えて、私が必要と考えているのが、以前からも町にはお願いをしております地域通貨、電子マネーの導入についてでございます。この地域通貨、電子マネーの導入を町に

提案をしてから４年の月日がたちました。４年前は、全国でも２、３件しか実施例がない状況でした。もちろん群馬県ではゼロ件でした。その後、年を重ねるごとにキャッシュレス決済の普及と比例して導入する自治体が増え、県内でも少なくとも12の市町村が現在運用されております。新型コロナウイルスの影響で非接触での支払い方法としてキャッシュレス決済を推進する国の補助金がついたのもその理由の１つかなと考えます。アフターコロナ時代になっても順調にその数が増えてきており、最初の提案の際に、まだ伊能町長の時代でしたけれども、町でも今後検討していくという答弁をいただいてから何回か進捗状況を答弁いただきました。このキャッシュレス化というところをやらないと地域通貨の発展にはつながらないということで、なかなかお店の方の高齢化によってキャッシュレス決済の導入が難しいというお店が多いということで、なかなか話が進まないという話も聞いております。がしかし、携帯電話、スマートフォンがだんだん普及していったように、このキャッシュレス化というところも日本全国一定の割合でどんどん進んでおりますし、50代、60代、70代といったところもどんどんキャッシュレスの決済を行っておるわけでございます。そういったところで今後の見通しというところでこのキャッシュレス決済の普及、そういったところを町がリードしてやっていき、そして地域通貨、地域電子マネーの導入というところを入れて、これからは町民の利用だけでなく、町外からの交流人口の方の利用というところも考えつつやっていくのがいいのかなと思いますので、今もし町がどういった状況でこの地域通貨、電子マネーの導入について考えておられるのか、進捗等もしございましたら見解をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員の地域通貨についてのお尋ねでありますけれども、地域通貨を含む電子マネーにつきましては、令和５年３月の定例会における佐藤議員からの一般質問におきまして「引き続き継続的に検討する」とお答えをさせていただきました。町でも昨年度中小企業・小規模企業振興のためのアンケート調査を実施をさせていただきました。198の事業者から回答をいただきました利用者の皆様の声に耳を傾け、内容を検討し、今後も商工業の振興に取り組んでまいるという所存でありますけれども、先ほど申し上げました令和５年度において実施した町内の中小企業のアンケートの調査におきまして、キャッシュレスにつきましてもご意見を伺っております。回答の７割はキャッシュレスを未導入であり、導入していないとの回答をした６割の方が導入をしたくないと回答をしている状況であります。決済手数料が高い、それから個人商店なのでニーズが少ないなどといった課題に対し不安も多くあるようでございます。一方でＱＲ決済のキャッシュレス決済は、便利で多くの方が利用されており、今後も町内においても徐々に普及は拡大するものと考えておりますけれども、未来戦略ミーティングにおきましてもデジタル地域通貨を導入して地域内消費を促進する仕組みづくりが必要ではないかというご提案もいただきました。デジタル通貨、地域通貨は大手のキャッシュレス決済とは異なり、使用できる範囲が地域に限定されるため、地域経済の活性化や地域コミュニティーの活性化も見込まれる一方で、利用者の利便性が劣り、利用が進まず

休止や廃止となっている、持続できないケースも見受けられます。デジタル通貨は、システム費用や事務費用において運営の方法は異なりますけれども、費用が年間数百万以上は必要となることから利用が進まない、こういう状況は収益性の課題が大きいというふうに考えております。デジタル通貨の導入にあたっては、町内におけるキャッシュレス決済の浸透と地域通貨導入による地域経済の活性化に資する仕組みづくりが重要であり、現時点では喫緊にデジタル地域通貨を導入する予定はございません。しかし、町内におけるキャッシュレス決済の浸透を踏まえつつ、町としても行政窓口でのキャッシュレス決済の拡大などの取組を推進し、導入については引き続き検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）答弁ありがとうございます。引き続き粘り強くこの問題は私も導入に向けてやっていきたいなと思っております。中之条町単体で厳しいという部分はもちろんございますので、そういったところはやっぱり広域連携というところで近隣の町村との連携も考えて視野に入れつつご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、この商店街の活性化についてのもう一点、提案というところでお話をさせていただきたいと思います。どんな案かと申しますと、近隣で言いますと片品村がやっている事業なのですけれども、就学資金返済支援ということで、大学等卒業後に村へ定住した際に奨学金を借入れしていた方に対しての返済した額の３分の２を支給するといったような、そういった定住策でございます。片品村では、こういった形を取っているのですけれども、私が今回まちなか商店街の活性化というところでやっていただきたいなと思っているところは、事業承継といった部分、まちなか商店街にも飲食店や様々な店舗さんとかがございます。そういったところの跡継ぎが帰ってきやすいような支援、制度というのを創設をしていただきたいなと思います。今でも奨学金とかそういったところで、所管なのであまり言えないのですけれども、制度があると思うのですけれども、それは一律に公平に平らにどなたでも使えるような、一定の基準を満たせばいい制度なのかなと思いますが、これからはその職種に特化してといいますか、例えば中之条町これからどういったところが町を支えていくのかといったところを考えたときに農業だったり、観光だったり、もちろんまちなかの飲食店さんだったり、そういったところ、非常にこれから残っていってほしい、残っていかないと町づくりのためには大変なことになる、必要だと思われるところ、そういった職種に特化した補助金の創設というところをやっていただければなと思っております。優遇率をほかとは差をつけるですとか、そういったところもこれからの町づくりに必要なのかなと思います。特に中之条町は何が武器なのかといったところを考えたときに、町長今子育て支援を一生懸命力を入れてやっていらっしゃいますけれども、それはやはり子育てをする親だったり、そういったところへの、子どもを育てるための支援なわけなのですけれども、では何のために子どもを育てるかといったときにどういった大人になるために子どもを育てていくのか。結果最終的に町にとってどういう人材になった

ら町がよくなるのか。帰ってきていただけるのかといったところの施策も考えるのがこれからは大事になってくるのかなと思います。長年をかけて減少した人口ですので、そんな急には戻らないと思います。先ほど町長も粘り強くという言葉をおっしゃられていましたけれども、そういったところで本当に10年後、20年後とか、そういった先を見て種をまいていくということも大事なのかなと思います。ですので、今後中之条町がどういう人材がまた帰ってきて町を盛り上げてくれるのだろう、そういった人材に対する投資という言い方が合っているか分かりませんけれども、そういった補助金の創出、設立というところをぜひ検討いただきたいなと思います。これは、要望、提案ですので、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。もし見解がございましたらお願いいたします。なければ結構ですけれども。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今中之条町も含めまして、若い人たちがなかなか残れない、様々な理由があるのだと思うのです。働く場が少ないだとか、あるいは子どもさんを勉強させるのにどうしても東京へ出さなければならないとかいろいろあると思うのですが、いろいろ中之条町にも町外の東京方面から来た若い人たちが中之条の話をして聞かせてくれます。地域おこし協力隊もその１つなのですけれども、中之条町のやはり魅力をしっかりとＰＲできていないのではないかというようなご指摘もあります。中之条町は、例えば草津なんかは観光一本でやる町だと思うのですけれども、中之条町には農業もありますし、商業もありますし、観光もありますし、建設業もいろいろあると思うのです。こういった産業の方々がなりわいをしているところでありますので、そういった方々のところを聞きますと、どの産業においても人手不足だと。人が足りないと。しかしながら、みんな企業努力をしていただいております。ですから、我々行政といたしましては、そういった方々のいろんな情報を伺いながら、ご意見いただきながら中之条町の魅力をしっかりＰＲして、中之条町は自然が豊かだよと、文化的遺産もありますよと、産業遺産もありますよ、住んでいればゆっくりとゆったりと暮らせる中之条町ですよ、温泉もありますよ、こういったものをやっぱりこれから自治体間というのはしっかりとこのＰＲをして、今移住者が増えているのが群馬県、栃木県だそうです。そこで増えている年代層が40代が一番多いのだそうです。昔は、年を取ったら田舎へ帰ろうという考え方だったのだそうですけれども、今は40代の方々が北関東にやはり住んでみたい、移住してみたいということが増えているのだそうです。それは、一つとすると子育てをする、安心して暮らせる、そういった町を希望するのだと。以前もお話ししたと思いますけれども、岡山県の奈義町が出生率2.95％で人口5,000人ですけれども、何となく安心して子育てができて安心して暮らせる町だ、そういうものがやっぱり住民にだんだん、だんだん浸透していけば、私の町にはこういった魅力があるのだというものを地域から町外にもＰＲできるのではないかと。我々行政としては、やはり中之条町の魅力度をしっかりとＰＲして、安心して子どもを育てて、安心してここで暮らせるのだというまちづくりをこれからしていく必要があるのだろうと、このように考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）答弁ありがとうございました。引き続き粘り強くこのまちなか商店街の活性化につきましても町としても進めていっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。次の質問ですけれども、前回６月の定例会議のところで、農業振興というところでできなかった質問の一つでございます。ＧＦＤＣ、中之条町グローバル・フード・デザイン・コンペティションというちょっと長い事業なのですけれども、こちらの事業ですが、コンペということなので、大会ということになると思うのですけれども、こちらの大会は中之条町の農家さんが心を込めて作ったおいしい野菜やお米など、中之条町の地域の自然を生かした農産物を広く宣伝し、日本だけではなく、海外も含む新しい視点から新しい創造的で魅力的な食を提案する国際大会で、その食材を使用したレシピを広く募集し、それを審査、表彰するといった内容であったと承知しております。2020年から2022年までのコロナ禍に３回開催され、コロナ禍だったので、実食はできないでレシピによる審査という形を取ったのだと思いますけれども、2023年昨年からは中之条フード・デザイン・コンペティションと大会名を改めまして、新型コロナウイルスが５類に移行したことを受け、審査の方法も初めて実食にて行われました。外丸町長も同席の下、私も審査員として参加させていただいたわけですけれども、このようにこれまで計４回の大会が開催されたわけですけれども、当初の目的の達成度、その成果はどれくらいあったのか。また、今後この大会をどのように展開していくおつもりなのかお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町グローバル・フード・デザイン・コンペティション、なかなか横文字なので、長いので、言いづらいのですけれども、私も参加をさせていただきました。令和２年度から地域の自然を生かして育てた農産物を広く宣伝していくため、町農産物を使った料理コンテスト、グローバル・フード・デザイン・コンペティションを実施してまいりました。延べ人数で30人の方が参加をしていただきました。令和６年度につきましては、９月29日に開催を予定しております。

このコンペの目に見える成果といたしましては、コンペをきっかけとして起業した方や飲食店を経営しながらレシピを考案した方がいらっしゃいます。また、広く中之条町の農産物のＰＲができているものではないかと考えております。今後は、中之条町の特産料理、特産品として発展的に活用していくことを目指し、新しく創造的で魅力的な食を提案していきたいと考えております。これからも佐藤議員には、参加していただき、ご協力いただきますことをお願いしたいと思います。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ただいま町長よりこの大会の成果、そして今後というところで答弁をいただきました。この事業なのですけれども、目的は先ほどの大会の目的と一緒なのですけれども、中之条町の農産物のＰＲというところがまず第一なのかなというところだと思います。そして、その結果が

中之条町でまた起業された方もいらっしゃったり、レシピを店頭で並べたりということにつながっているという結果が出たということで、中之条町の野菜、お米、そういったところが広く周知できたのかなという答弁をいただきました。

ですが、どこまでどの程度というところの数値基準みたいなところってなかなかこれは難しいのかなというところなのかなと思います。このコンペ自体も最初は本当に国際色豊かで、数々の海外の東南アジア、ヨーロッパ、フランス、タイ、そういったところからも参加されていまして、本当に駐日大使館とか、そういったところの協力を得て本当にすごいことが始まったなというイメージでございました。メニューの中身、実食していないので、味は分かりませんけれども、とてもすばらしい、見た目とか写真はございましたので見たところ、こんなすばらしい料理を中之条町の食材で作っていただけたら本当にいいなと、ぜひ食べてみたいといったところが、みなさんの審査員の総意だったわけですけれども、たぶんコロナが明けたらそういったところがだんだん実現していくのではないかという期待ももちろんありましたし、ところがだんだん回を重ねるごとに参加される人数、レシピ数も減ってきているのがたぶん現状なのかなというところでございます。できれば当初本当においしそうだ、食べたいと思ったメニューを実食できるような機会を設けていただいたり、また受賞された方がこの大会で受賞されて誇りを持ってこれからもなりわいとしてやっていけるような、そういった賞というところの位置づけを考えるべきなのかなとも思います。それには、やはりこのコンペ自体のレベルをアップするということも大事ですし、さらに言ったらレベルの高い料理人ですとか参加者を募るということも大事になってくるのかなと思います。やはり本当に少ない予算で結果を出すということは大変なことだと思います。恐らくこの事業50万円前後の予算でやっているのかなというところだと思うのですけれども、こういったところにこそ本当に力を入れて農業をやっていくというところをお金をかけてもいいのではないかと私は思うわけでございます。

そこに、やはり中之条の食材をＰＲするために、例えばやれることというのはいろいろあると思うのですけれども、例えば私も含めて審査員の再編ですとか、もっと有名な料理家だったり、参加された方でも本当に有名な方もいらっしゃいますし、群馬県在住の方もいらっしゃいますので、そういった方にこれから審査員をお願いしたりですとか、そういったところのレベルアップが図れると思うのです。

さらに、優勝賞品ではないですけれども、そういったところをもっと目玉でがつんと中之条町の商工会とかで発行しておりますプレミアム商品券の30万円分どかんとプレゼントするとか、もうちょっと思い切ったことをやって周知して、その大会自体を有名にするといったこともこれからやっていただきたいなと思います。話題性というところをやっぱり重視して宣伝というのをやっていただければいいのかなと思いますし、そういった夢のあるような企画というのですか、そういったところをこれから、コロナも明けたわけですし、これから中之条町の野菜、お米を売っていくという

ところでぜひ町長にはチャレンジしていただきたいなと思うところでございます。欲を言えば、優勝者にはキッチンカー１台プレゼントみたいな、そのぐらいなことをやったら本当に目立っていいのかなと思います。そして、そのキッチンカーが毎年１台ずつ増えていって、中之条町のおぎょん、的屋さんが今少なくてさみしいところでございますけれども、そういうところでひとつひとつ１台増えていくような、そういったイメージ、１つずつよくなっていくような、年々よくなっていくような、そういったつながりをつくっていただくようなこと、そういったことも考えていただきたいなと思います。もちろんその車は町内の車屋さんで買っていただいたり、そういったところで中之条町にお金を移すような、そういった商品の使い方というところも考えていっていただければいいのかなと思います。これは、一つのアイデアとして町民の方からお聞きしましたことなので、お伝えしましたけれども、そういったところ、今後もご検討いただければなと思います。

先ほど町長が申し上げておりましたけれども、今年５回目の開催が予定されているということで、コーディネーターの地域おこし協力隊の方にちょっとお聞きしたところ、今回はプレイヤー、中之条町で、先ほど起業された方もいたって言いましたが、そういったところを育てていくということをテーマにやっていくつもりだというお話も聞いております。そこも大事かなと思いますので、併せてやっていただけたらいいのかなと思います。宣伝とプレイヤーの創出というところです。

最後に、１つだけこれ調査をしていただきたいことが１点ございまして、2021年の２回目のコンテストの際にタイの駐日大使館の関係者の、ネットでのコメントなのですけれども、それが中之条町が発信しているのか、タイのほうの観光大使のほうの方が発信しているのかというところがちょっと分からないのですが、来年の2025年に大阪・関西万博ＥＸＰＯ2025が開催されるということなのですが、そこでそのアワードで受賞されたレシピを紹介する予定ですとコメントが載っております。これがどういうことなのかというところを、誰がどうそこでやるのか、もしかするとこれが中之条の食材をＰＲする大きなチャンスになる可能性もあるかもしれませんので、こういったところのチャンスをアンテナを張って活かしていただいて、キャッチしていただいて、どんどん売り込んでいっていただければなと思います。ここは、ちょっと調査、確認をお願いしてやっていただきたいなというところでございます。よろしくお願いいたします。

30分で本当は終わるつもりなのですけれども、長くなってしまいました。実は、先ほど冒頭のビエンナーレの質問のところで１点ちょっと飛ばしてしまったことがありまして、一応ちょっとお話をしていたところで飛ばしてしまったのですが、最初の質問の中に自分は組み込んだつもりだったのですけれども、たぶんやり取りがうまくいっていなかったのかなというところで、2025年に向けた町の取組と町長のビエンナーレに対する思い、そういったところを最後に、順番また戻ってしまうのですけれども、もしお話しいただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、戻りまして、ビエンナーレで答弁させていただきます。

来年が10回目となるのは、みなさんご承知だと思うのですけれども、先ほど佐藤議員からお話ありましたように、駐車場問題だとかいろいろな問題があると思うのです。それについて、今実行委員会のほうでいろいろ精査をさせていただいて、何とか改善をしながらみなさんに楽しんでいただける記念祭にしようというふうに考えておるようであります。私どもも前回48万人でしたから、50万人ぐらいをぜひおいでいただいて、先ほどのお話にもつながりますが、中之条町の自然や文化に触れていただくという、そういうＰＲをする場所でも大きに期待しておりますので、みなさん方がおいでいただくのを本当に心待ちにしておるところであります。それには、やっぱり１年といってももうわずかですから、佐藤議員のいろいろなご提案もいろいろと聞かせていただきながら、実行委員会で来年に向けて精力的に取り組んでいきたいと、これが地域の町民のみなさん、そして作家さんのみなさんと力を合わせて私の目指す共創の町づくり、これにもつながるのだろうと思いますので、中之条町の発展のためにはぜひ10回大会を議員の皆様方のご指導をいただいたり、町民のみなさんの応援をいただいて成功させていただければと、このように考えておりますので、今後とも佐藤議員にはぜひご協力をお願いできればと、このように考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ありがとうございました。ちょっと飛ばしてしまいまして、申し訳ございませんでした。そのときに再質問すればよかったのですけれども、申し訳ございません。

アンケートにもありましたけれども、今町長の話にもありました。課題というものは明確なのかなと思います。人手不足、駐車場不足、もうそういったところはやはり予算を投じなければいけないところなのかなと思います。必要なところには予算をしっかりと投じていただいて、解消できるものは解消をしていただき、来る人を楽しませてあげるということが一番大事なのかなと思いますし、これからも継続してやっていくことにもつながっていくのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、オフィシャルグッズの開発と先行販売といったところも町のほうで考えているというお話も伺っております。これは、ぜひ早いタイミングでやっていただければいいかなと思います。絶対に売上げが上がると思いますし、宣伝にもなると思いますし、できればそれをふるさと納税の返礼品というところでも考えていただくのもいいのかなと思っているところでございます。ぜひご検討いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

そして、今回アンケート調査をさせていただのですけれども、やはり私が１人でやる調査には限りがございますし、いろいろなイベントをするときにデータ取りをしてそれを分析してどれくらいの本当に経済効果があったのかとか費用対効果ですとか、そういったところは今後の町づくりに対して予算の編成というところにもつながっていくと思いますので、ぜひ一度シンクタンクですと

か、研究所とか、そういったところに調査の依頼というところもぜひ検討いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

ビエンナーレ2025年の成功を祈念いたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分までということで、お願いします。

（休憩　　自午前１０時５３分　至午前１１時０９分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）次に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。

４番、割田さん

○４番（割田三喜男）それでは、議長の許可をいただきましたので、具体的には５項目の質問をさせていただきます。この一般質問は、政策議論をする場だと思っておりますので、政策面で大きなくくりとして２点です。

まず、１の政策形成のトレーサビリティーについて、プロセスです。トレーサビリティーは、食品加工の面でよく聞く話だと思いますが、追跡可能性です。政策決定の過程で地域の課題を的確に把握し、どのようなエビデンスで誰がいつどのように決めたかのプロセスの透明性が欠かせないと思います。それには、計画段階から官民共創で仕上げていくことが町ぐるみで納得し、政策の質を上げるためにも必要ではないでしょうか。その観点から３項目の質問をさせていただきます。

まず、（１）、町道沿線危険支障木伐採補助金についてです。令和５年度にこの制度が開始されましたが、これまでの申請状況と事業効果の検証はどうかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、割田三喜男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

支障木伐採の補助金についてでありますけれども、令和５年度の実績は２件で20万円の支出となってございます。これらの２件は、枯れ木支障木につきまして所有者において除去対策を講じていただいたため、町道への倒木被害の防止が図られたものでございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。枯れ木支障木は危険ですので、この補助金を活用し、伐採をさらにしていただくよう慫慂（しょうよう）をお願いいたします。今後この補助金がさらに活用されることによる倒木被害の軽減を願っております。

そこで、倒木が危険な枯れ木は原則補助対象でありますが、通行に支障がある枯れていない、年々大きくなっている草木が多く、住民からの苦情を聞きます。民有地の枯れていないが通行に支障が

ある木は、所有者に速やかに対策をしていただくようお願いしているようでありますが、なかなか進まない面があると思います。対応はどのようにしているかをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）支障木によって通行に支障がある草木の対応についてというお尋ねでありますけれども、中之条町における町道の延長、これは約700キロメートルございます。除草、枝打ちなどの対応の予算化は全ての路線まで行き届かないのが現状でございます。そのため、各行政区の皆様が実施する道路愛護運動や令和２年度から実施している直営伐採事業への参加をお願いし、対応を図っている状況でございます。また、区長さんや町民の方から通行に支障を来す草木の通報をいただいた場合は、職員が現地調査を行い、建設課直営作業による対応、また業者発注による対応を図っている状況でございます。一方、通報による支障物件が民有地に存在するケースでは、土地の所有者を特定し、所有者の責務としてご対応いただくよう対策のお願いをしている状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）毎年直営伐採事業等による対応をしていただきまして、地元住民は感謝しております。ありがとうございます。町道沿線に張り出している民有地の草木は、所有者への働きかけを引き続きしていただくとともに、地元との直営伐採による対応もあるかと思います。その町道を使用していない住民が多い区はなおさら自分事と考えていただけない面があるようでありますが、共用している住民が区への協力を募りながらの対策もあると思います。今後とも直営作業等での対応などを進めていただければと思います。よろしくお願いします。

また、道普請と道草刈りも人口減少、高齢化で地元の作業は苦労であると聞いております。道路清掃車などの導入により処理していただくよう併せてお願い申し上げます。よろしくお願いします。

では、次の質問をさせていただきます。次に、移動販売車の導入について質問させていただきます。伊参地区は、高齢化率が52％を超え、中之条町で最も少子高齢化、人口減少が進んでおります。買物に困っている人も多くいると思われ、２年前にはいさまの家プロジェクトで生活に関するアンケートを毎戸実施しました。そのときは、買物に困っているという回答はあまり見受けられませんでした。その後、全国的に高齢者の自動車、運転事故が相次ぎ、自動車運転免許を返納したという話が多く、買物難民が移動するのに難しくなった事例が多くなったのではないでしょうか。

そこで、過疎交付金による移動販売車の購入でありますが、交付金申請時の導入計画はどのようなものかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）移動販売車の導入についてのお尋ねでございますけれども、令和６年度より新た

な買物支援策といたしまして、主に高齢者の見守りを兼ねた移動販売車による買物支援事業の実施のために10割補助事業である国の過疎地域持続的発展支援交付金を活用するべく申請を行ったところ、採択となったところでございます。

導入時における計画といたしましては、町内でも人口減少、少子高齢化が特に進行している地区であり、地区内において買物を行うための商店が極めて少ない伊参地区及び六合地区を主な対象地域といたしました。事業内容は、町が事業者へ移動販売車の貸出しを行い、定期的に移動販売を実施することによって独り暮らし高齢者等の見守りも兼ねた買物弱者への支援を実施するものでございます。また、移動販売車による販売所を個人宅だけでなく、地域の公民館等のコミュニティー拠点も活用することによって地域住民の交流を促進し、健康維持やコミュニティーの活性化も目指すものとなっております。

なお、買物の支援の需要を把握するために、令和６年６月に該当地区におけるニーズ調査を実施したところでございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。現在買物支援バスを運行していただいておりますが、集落ごとに移動販売車を運行していただければありがたいお話だと思います。

そこで、交付金の決定後に先ほどのアンケート調査を行うということでございますが、政策形成時のエビデンスとの違いがあるかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）買物需要を把握するためのアンケート調査でございますけれども、伊参地区及び六合地区の全世帯となる932世帯を対象に６月に実施をいたしましたところ、372の世帯から回答があり、回収率は39.9％となってございます。

結果といたしましては、個人宅への移動販売を利用したいと考えている世帯が両地区合わせて167世帯、公民館等のコミュニティー拠点での移動販売を利用したいと考えている世帯が154世帯となり、約４割の世帯が移動販売を利用したいというアンケート調査結果が出てございます。

また、自由意見といたしまして、現在は車を自分で運転して買物に行くことができるため不便を感じることはないが、今後運転ができなくなった際には移動販売を利用したいといった意見も多くございました。

アンケート調査の結果から、移動販売の需要は高く、地域において自立した生活を営む一助として移動販売の実施は効果が高いものと考えております。今後も移動販売を通じて地域における買物弱者や見守りを必要とする住民が安心して暮らすことができる町づくりを進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。各地区の公民館などに見守りを兼ねて運行する計画

もあるようですが、住民のみなさんのニーズを伺いながら健康で安心して暮らせるための運行をお願い申し上げます。

次に、（３）の耕作放棄地対策について質問させていただきます。伊参地区は、耕作放棄地が激増しており、耕作放棄地草刈り補助金を新設いただきまして、感謝を申し上げます。今年度この制度が開始されたところでありますが、これまでの申請状況と検証はどうかお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）耕作放棄地の対策のご質問でありますけれども、当補助金は耕作放棄地の解消を目的として本年の６月３日から申込みを開始いたしました。この事業は、耕作放棄地の解消が町内で完結できるよう、町在住の個人や町内所在地のある団体が施工業者として役場に登録し、草刈りができない農地の所有者が登録された個人や団体に作業をお願いするという仕組みでございます。８月20日現在、草刈りを請け負う施工登録者は９件で、草刈りを依頼された方が２件、面積約1,200平方メートルでございます。

なお、申請まで至っておりませんが、補助金の問合せは10件以上来ている状況でございます。問合せの中で農地でない雑種地や農地であっても耕作していない一部分を草刈りしてほしいという方もおりましたが、現在のところ補助対象としておりません。また、申請方法を簡略化してほしいという意見もございました。今後当事業の認知が広まりましたら件数と面積は増えるものと思われますが、町単独の事業でございますので、皆様が利用しやすいよう柔軟に要綱を整備することも検討してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）今後利用しやすいように検討していただけるという答弁をいただき、誠にありがとうございます。不在地主や高齢者所有の耕作放棄地の申請方法や費用負担など難しい面があると思います。また、請け負う人も自分の所有地で手いっぱいの場合もあるのではないでしょうか。自分も所有地の耕作放棄地の草刈りをしておりますが、今後もずっと草刈りを続けなくてはならないのか苦慮しております。何かよい作物を植えられないか、活用できないか、国では粗放管理や適正な林地化などを推奨しているようでありますが、今後の対策はどのようにしたらいいかということで考えております。

ここで、耕作放棄地草刈り補助金の政策決定時の議論の道筋と、耕作放棄地の今後の対策についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）耕作放棄地の今後でありますけれども、参考までに現在中之条町の耕作放棄地の面積をお伝えしたいと思います。これが農家台帳を基にした面積でありますが、2,015ヘクタール、これが町全体の農地であります。そのうち約600ヘクタールが耕作放棄地となってございます。大

体３分の１ぐらいが耕作放棄地というような状況ということを押さえておいていただければと思います。

令和５年度の未来戦略ミーティングの中でも草刈り等の管理がされずに土地が荒れているという意見がございました。草刈りをしたくても高齢のためできない、また遠方に住んでいるため、管理が難しいという方がいらっしゃる現状がございます。そのような中で草を刈ってほしい方と地域の管理のために草刈りができる方をお互いにつなげていこうということから本事業を立ち上げさせていただきました。

なお、草刈りの作業を安全に行っていただくことも重要であり、未来戦略ミーティングにおいても機械の正しい使い方等知識や技術を学べる場が欲しいという意見がございまして、町では５月から７月にかけて３回の刈払取扱作業者安全衛生教育の講習会を開催をいたしました。参加の方は男性57名、女性７名、計64名の方が受講をしていただきました。

耕作放棄地の今後の対策といたしましては、町では耕作放棄地対策草刈り補助金制度を設けましたが、農業者に農地を利用していただければ耕作放棄地ではなくなるわけでございます。食料の生産基盤である農地を保全するためにも国、県と一緒に担い手に農地を集約したり、新規就農者を増やす取組等、政策面において協力していきたいと考えておりますので、割田議員にもよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。粗放栽培として、長野県ではヘーゼルナッツの植栽を大々的に推進しており、隣村でもこのヘーゼルナッツの植栽をしている方が何人かいらっしゃるとお聞きしました。自分もこれに注視したいということで考えております。

耕作放棄地が増えてくると野生動物の活動が広がり、鳥獣害被害が拡大すると思います。鳥獣被害対策実施隊関係で質問させていただきます。日頃から鳥獣被害対策実施隊の方々には、有害鳥獣を駆除していただき、深く感謝を申し上げます。先日ある実施隊の方からお話をお伺いしました。その方は、今年度既にサル、イノシシ、シカを約100頭捕獲したということです。年齢は70歳代後半で、あと５年しか活動ができない、自分の後をやってくれる後継者がいないと今後有害鳥獣のやりたい放題になるということで、後継者問題に苦慮しておりました。

そこで、鳥獣害被害対策実施隊の高齢化が懸念されておりますが、行政としてこの対策はどうかお伺いをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）有害鳥獣についてのご質問をいただきました。中之条町では、町の鳥獣害対策体制の充実を図るため、狩猟関係者だけではなく、区長会や森林組合等もメンバーに含んだ鳥獣被害対策協議会を組織してございます。当協議会におきましては、国庫補助事業を活用し、わなや追い払い資材等をそろえ、有害鳥獣対策に役立てております。また、実施の有害鳥獣の捕獲、駆除活動

は、当協議会の傘下となります有害鳥獣対策実施隊によって行っていただいております。実施隊は、狩猟免許の所有者により令和６年８月１日現在92名の隊員で組織されております。実施隊につきましては、70歳以上が51名、全体の55.4％を占めておりますが、熟練した経験を有し、活躍をいただいております。令和５年度におきましては、新規隊員４名に加入していただきましたが、後継者となりうる20代、30代につきましては、令和５年度は１名が加入し、令和６年度は２名が加入予定でございます。

なお、実施隊を増やすため、新規で狩猟免許を取得する方に対しまして補助を行っておりまして、令和５年度は４名の方がご利用されております。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）狩猟免許取得補助制度など、行政として対策をしていただいていることを確認させていただきました。ありがとうございました。この耕作放棄地問題は、全国的にも非常に難しい問題だと思います。地元のある人は、農地が原野になってしまったものを含め、鳥獣害被害対策のためにも公共事業、公費負担で農村環境整備をしてほしいと要望している方もいらっしゃいます。誰が何でどうやって農地を守るをこの後質問させていただきます地域計画で議論する必要があると思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、２の政策のワイズスペンディングでございます。ワイズスペンディングは、政策効果が乏しい歳出を徹底的に削減し、政策効果の高い歳出に転換するものであり、政策効果を高め、予算の質を向上させる取組として重要であります。昨日の財政の健全化比率の報告がありまして、適正で堅実な財政運営をしていただいておるところでありますが、今年度は自主財源の町税が見込みが20億円を割るという見込みであります。このため、一段とワイズスペンディングが必要と思いますので、この観点で質問させていただきます。

まず、（１）、地域計画についてです。計画行政と言われるように、官民共創で計画策定を行い、事業を実施していくことやいわゆるＰＤＣＡで需要効果を高めていくことで各種計画策定は非常に大切なものだと思っております。国が法令で定める計画は、本年度策定する第３期総合戦略やこの地域計画など多数あります。７月17日の上毛新聞一面に「農地利用地域計画進捗に差」という見出しで掲載されておりました。地域計画策定までの流れとして、①で意向調査、②で現況図作成、③で座談会、④で結果取りまとめの公表、⑤で計画案作成、⑥、説明会開催、⑦、策定公表とありましたが、来年までにこの計画策定する必要があるということですが、当町での進捗状況はどうかお伺いします。

また、策定に向けて課題となっておるものは何かお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員お尋ねの地域計画でございますが、農業者の高齢化や後継者不足により農地を維持することが難しくなっている中、将来にわたって農業と農地を残していくためには誰が耕作し、耕作する人が経営しやすい環境をどう整えるか、地域が一体となって考えていく農地の将来計画でございます。具体的には、地域ごとに農家の方々にご参集いただきながら、10年後地域の農業をどうしていきたいか、そしていつ誰がどの農地を担っていくかを話合い、その結果を目標地図という地図に落とし込んでいきます。

進捗状況といたしましては、既に町では地域ごとの計画策定の協議の場を設けまして、目標地図の作成に取りかかっており、議員おっしゃる意向調査、現況図作成、座談会まで進んでおります。８月に成田・美野原地区において実施し、９月中にも順次他地域で実施してまいります。地域ごとに２、３回協議の場を設け、目標地図を作成し、将来展望を共有いたします。

策定に向けての課題ですが、地域の中心的な農業者に参加をお願いしても人が集まらない、10年後なんて考えられないと関心を持っていただけないことがございます。成田・美野原地区におきましても、56％の出席でございました。地域計画策定後は、農地は目標地図で予定した耕作者に集約されると思われます。また、今後国庫補助事業が地域計画と連動する予定がありますので、計画策定は必要でございます。なお、地域計画は１回作成すればよいのではなく、策定後も見直していく予定であります。耕作を予定していた方が耕作できなくなった場合など、状況に応じて随時見直すことや新規の耕作者を追加することも可能であり、現時点においてできる範囲で取り組み、計画完成となります。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。農地を農地として集約、維持していくことについて今後も見直しをしながら進めていただきたいと思います。

さきの一般質問で話をさせていただきましたが、地域計画の策定で懸念されるのは耕作者がいない空白地の多発だと思います。伊参地域では、特に集約できない農地、耕作放棄地が多発するのは不可避だと思います。非常に難しい問題ですが、耕作放棄地の適正管理、粗放栽培など粘り強く検討を進めていく必要があると考えます。

食料・農業・農村基本法がこの６月に四半世紀ぶりに改正されました。１つとして、人口減少下における農業生産の維持、発展と農村の地域コミュニティーの維持の実現を目指し、基本理念の見直しと基本政策等が定められたところでございます。法定計画に沿って自治体ごとに計画を策定し、国が定めた事業に交付金を出す流れとなっております。いわゆるひもづけです。この地方から出される企画を中央で評価し、交付金を分配する仕組みについて、中央集権的と批判されておりますが、この制度をうまく活用する必要があるのではないかと思います。この地域計画も各種事業交付金とのひもづけが予定されているようです。地域の課題を的確に反映させた政策効果の高い計画

策定が求められております。急速に進む少子高齢化、人口減少により農山村の過疎化は著しく進んでおりまして、前年同様に政策を続けていっては集落を維持することは難しいと思います。この地域計画に基づく地域の総合対策が必要とも思います。地域としてもしっかり取り組むとともに、行政においても伴走支援やプッシュ型支援をお願い申し上げます。

続きまして、（２）の健康増進施設についてでございます。６月議会の文教常任委員会にも質問が出ていたと思いますが、整備計画はどのように進んでいるかをお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）健康増進施設へのお尋ねでございますけれども、健康増進施設につきましては、既存の施設を活用し、女性や高齢者が気軽に健康維持のために利用できるよう整備を進めております。４月には、場所の検討を行い、施設の立地条件や利便性、利用状況の有無等から判断し、バイテック文化ホールの吾妻広域圏事務所で使っていた跡の部屋を活用したいと考えております。５月から７月にかけて導入する機械器具など施設内容及び利用計画の検討を行い、８月からは必要とする事業費について算出を進めている状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。

次に、どのようなエビデンスやニーズに基づいて政策立案されたのか、専門的なスポーツトレーナーや運動療法士などの方の意見を聴取されたようですが、施設整備の経緯と規模及び設備機材等利用計画などはどのように決まったのかお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）どのような計画をされているかというお尋ねでありますけれども、既存施設利活用の施策として健康増進施設の整備を生涯学習課と保健環境課で連携して進めております。既にあるものを活用し、最小限の投資による施設整備を基本に検討しております。具体的には、施設内容の検討には町民の意見を反映するため、ライフコーダー利用者とスポーツ推進委員の方々にスポーツジムへの視察体験モニターとしてご協力をいただいております。また、健康運動指導士の方に運営管理を含め適切な運動と施設内容に関して専門家としてのアドバイスをいただきながら進めているところでございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。最近テレビ等で健康サプリメントや健康増進器具のコマーシャルが多くなったと感じております。健康維持、増進は今非常に高まっているということを考えております。そんな中でこの政策はタイムリーな住民のニーズに合ったものと思っております。高齢者のフレイル予防にもつながると思います。利用しやすい施設になりますようお願い申し上げます。

さて、国は健康増進、健康づくりを推進しておりまして、スポーツ庁においてもスポーツ・健康町づくりの事業メニューがあるようです。昨年一般質問で法定計画であるスポーツ推進計画について質問させていただきましたが、計画策定はどうか、またスポーツ庁のこの交付金などを活用できないか教育長にお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）施設整備にあたっては、本事業が対象となる補助金や起債等を検討し、より有利な財源で進めてまいりたいと考えております。議員からご提案いただいたスポーツ庁の交付金や推進計画策定も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。超高齢社会になり、健康寿命を延ばすことが重要であり、スポーツによる健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりは効果があるものと考えております。中之条町では、歩く健康づくりの研究が有名であり、これとコラボしたスポーツ町づくりの推進を進めていただければと思います。それには、健康づくり協議会や老人クラブ、スポーツ関係者など幅広い連携が必要と思います。関係者でスポーツ、健康、町づくりをどういうふうにしていくか、子どもから高齢者まで総合的にスポーツ推進をどうしていくかの計画づくりは重要と考えますので、今後も計画策定を検討していただくようお願い申し上げます。

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。５番、山田さん

○５番（山田みどり）それでは、通告に従いまして、９月議会一般質問を行いたいと思います。私の質問は、１．町道沿線の支障木について、２．指定管理について質問をいたしますが、先ほど同僚議員から支障木の伐採補助金についての実績、また対策については答弁をいただきましたので、３の災害時についてのところを質問させていただきたいと思います。先日も大型の台風10号の発生によって、九州地方では大きな被害を受けました。また、近年の線状降水帯の発生によっても災害の危険は高まります。災害で倒木のおそれがある場所の点検など、そういったことはこの町の町道の沿線で行っているか、その対応について質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えをさせていただきます。

通告にありました１については、先ほどの答弁でご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

災害時に倒木のおそれがある場所の点検はどうなっているかというお尋ねでありますけれども、台風や大雨のときの町道点検につきましては、天気予報を確認しながら事前事後に職員によるパト

ロールを行い、町道の通行確保対応を実施しております。事前パトロールにおいて特に多いのは、側溝の詰まりによる雨水流出と強風による倒木及び道路への土砂流出であります。通行確保の対応は素早さを求められるため、直営作業、または業者発注による速やかな対応を心がけて実施している状況でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）町道について、パトロールをしていただき、危険な箇所の点検などを行っていただいているということであります。同僚議員が支障木の質問をしたということは、やはり町道を走っていても支障木がかなりあったりするということで声が上がって、こういう質問が増えたのかなと思いますけれども、先ほど実績は２件とありました。支障木の伐採補助金というのが令和５年からのスタートということで、まだまだ周知されていない部分もあるとは思います。これ活用していただいて、ぜひ使っていただくということが非常にいいのかなというふうに思うのですけれども、補助金の伐採に関しては、調べてみますと他町村でも行っているところがありまして、町のほうでは金額の２分の１以内で相当する金額で10万円を限度としてこの補助金を上げているのですけれども、ほかの自治体では30万円を上限としていたりだとか、そういったところもあります。その30万円の補助金の根拠というのがやっぱり例えば大がかりな場合だと足場を設営したりだとか、そのコストが10万円では足が出てしまうということで、こういった伐採補助金を出しているということもあります。ぜひこういったこともさらに補助金のほうを上乗せしていただいて使っていただけるようにってすることも必要ですし、２件ということで、使いづらいのか、なぜそういうふうに増えないのかというのはまだまだ研究していただければと思うのですけれども、ぜひ活用していただくように、このへんのところも充実させて拡充させていっていただくというふうに検討いただければと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃるように２件ということでありまして、制度をつくってからまだ１年ぐらいなものですから、ＰＲ不足、それから町民の方々に使い勝手がいいのか悪いかと、そういうこともありますので、先ほどのほかの自治体の事例もありますので、他町村の自治体の事例等もこれからまた考えながら、そしてまたうちのほうの事業も住民の方に理解してもらいながら、特に今先ほどのお話にもありましたけれども、町道が中之条町は面積広うございまして、439.28キロ平方メートルのうち700キロメートルが町道ということであります。町の森林面積が87％ということで、あちこちがもうとにかく山の状態ですので、こういう状況が線状降水帯、あるいはゲリラ豪雨等によって引き起こされるということはもう容易に想像ができますので、山田議員のおっしゃるように今後さらにこれは住民の方にご利用いただいて、例えば倒木によって停電が起きたりとか、そういうことがないように我々も努めていきたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）町道に関しては、非常に職員のみなさんがそういった形で努めていただいているということで、この補助金の拡充に向けても使いやすいようにぜひ検討いただければというふうに思います。

町道、そういう形で整備をされているところもあると思うのですけれども、町道だけでなくて、最近見受けられるのは県道とか国道とか、町の中を走っている県道、国道は町民からしてみれば同じ道ですから、区別なくやっぱり町の役場に危ないからどうにかしてくれという声がたぶん届くのではないかなというふうに思います。この間も走っていると、やっぱりトラックなんかがそういった木にぶつかって、本当に通行の妨げになっていたりだとか、危険な箇所が何か所かあったりですとか、あとは先日雨の後六合のほうに向かって走っていたら倒木していた木が道路を塞いでいて、警察官が出動して通行整理をしているというような事態にも遭遇しました。県道や国道に関しては、中之条土木事務所の管理ですけれども、こういった土木事務所とはどのような形でこういった危険木、支障木の情報共有をして対応を行っているか教えてください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）国県道についてはどのような対応かというお話でありますけれども、国県道においては支障となる支障木の通報、先ほど山田議員おっしゃるように大体役場に来ます。連絡をいただいた場合は、支障木の場所を位置図に落とし込み、支障木の状態を記載し、現況写真があれば添付して中之条土木事務所へメールを送信する形で対応を図っております。なお、車両通行不可能のケースでは、早急な対応が必要とされますので、電話連絡により対応している状況でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）県道、国道もかなり草木が伸びて、特にこの時期ですから、非常に目立つというか、危ない木をもっと刈ってくれないかなとか、ちょっとしたこの木を切ってくれればいいのになというようなことはよくありますので、ぜひ点検を含めそういった通報していただいて町民のみなさんが安心して通行できるということと、災害に備えてぜひそういった整備をさらに進めていっていただけるようにお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、指定管理について質問をさせていただきます。町内の施設、町の施設というのは近隣町村の中でも非常に多く、維持管理に課題があると思います。しかしながら、町民が安心して利用できる施設管理というのが望まれます。そして、指定管理については公募の際、様々な要件などを取り決めて事業者と契約を交わしていると思うのですけれども、指定管理の公募の際の要件はどのような取決めを行っているのか質問します。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山田議員おっしゃるように、本当に中之条町は吾妻郡内でも非常に多い公共施設を有している町村であります。今後そういうメンテナンス等も含めて、ご質問とは違いますけれども、将来的に維持管理の負担がかかってくるというような状況は山田議員もご承知かと思いますけ

れども、指定管理制度のお尋ねでありますので、指定管理制度につきましては、公の施設の管理をノウハウのある民間事業者等に管理していただき、多様化、高度化する住民のニーズへの効率的、効果的な対応を図り、住民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的とした制度でございます。町の公共施設を指定管理制度において管理運営を行う場合は、指定の期間や指定管理料、利用料金制採用の有無、施設の管理運営方針及び指定管理者の業務範囲、募集の方法等を検討し、指定管理者の募集を行います。その後、選定委員会を開催し、候補者を選定した後に議会の議決をお願いし、可決された後に協定書を締結し、施設管理業務を実施していただくこととなります。公募する際には、指定管理業務仕様書を提示し、施設管理の管理運営に関する基本的な考え方や利用料金、施設使用料、業務内容等を記載しておりますので、そちらに同意された場合に申し込んでいただく流れとなります。

以上です。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）今の町内の施設、県のほうのホームページで調べたところ152施設あって、指定管理が16施設、公募を今しているという、ホームページ時点では４件ってあったのですけれども、たぶん恐らくは六合の道の駅にある４施設の公募のことだと思うのですけれども、令和６年４月１日から指定管理を受けて六合の道の駅にある宿花まめ、中之条町高齢者センター、観光物産センター、六合の郷しらすなが指定管理を受けています。こちらも先ほどとちょっとかぶってしまうかもしれないのですけれども、公募の要件、そして協定の締結のときの取決めというものは、ほぼほぼかぶっているものもあると思うのですけれども、特に六合においての締結時の取決めというのはどのようなことで取決めを行ったのか教えてください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）六合地区の４つの施設における公募要件につきましてのお尋ねでございますけれども、募集要項において群馬県内に事務所を置く法人または団体であることや税の滞納がないこと、施設の管理運営に必要な許認可等において監督官庁から停止処分を受けていない団体である等の応募資格を定めております。また、施設の指定に当たり、運営管理と住民サービスの向上及び経費の節減について創意工夫のある提案を募集し、指定期間、運営管理業務の内容、管理運営の経費、利用料金制度の採用、施設使用料、利益の納付等について募集要項に規定してございます。

以上です。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）そうしたことで締結されていると思います。もちろんこの運営状況というのは、それぞれの事業者から報告を受けて運営状況なども把握されていると思いますけれども、どのような形で報告を受けて、どのぐらいの期間で報告をするというふうに取決めがあるのか、報告の内容と、あとはそのタイミング、時期を教えていただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）運営状況の把握というお尋ねであります。運営状況につきましては、基本協定書において四半期ごとに本業務の実施状況、管理施設の利用状況、料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等、定期的に運営状況を報告をいただいております。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）この指定管理の質問をさせていただこうと思ったのが、六合の地域の方から特に観光物産センターがこれまでよりも品ぞろえが悪くなったなどという声が聞かれています。協定については、町側が運営上の改善を求めることもできると思いますが、事業者とどのような話がされているのか、またもう既に改善されているのか。まだされていなければ、いつまでにその対応をしていただけるのか、そういった話合いができているでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員おっしゃるように、以前の指定管理者に比べますと品ぞろえは少なくなっている状況にあります。住民サービスの向上を図ることを目的といたしておりますので、事業者との話合いは４月のオープン当初から実施させていただいております。しかしながら、使用者の管理運営の経費を考えますと、独立採算制となっておりますので、以前のスーパーのように商品ロスを大量に出してしまうのでは、経営が困難な状況にあります。今後も継続して改善に向けて協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は、１時とします。

（休憩　　自午前１１時５８分　至午後１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

５番、山田さん

○５番（山田みどり）午前に引き続きまして、質問をさせていただきます。

観光物産センターの事業者の経費を考えると、独立採算制を考えるとそういったコストの面で商品を置けないというような現状があるということは分かりました。しかしながら、観光物産センターはこれまで日販品など日常のものを買えて、地域の人も利用するところでしたが、今現在は品数も少なく、飲料水とかそういったものはあるのですけれども、お菓子だとかそういったものはあってもそういった日頃買う今までのような形ではなくなっているということで、やっぱり地域の住民の方の利用することも踏まえて運営するというような契約時の取り交わしというか、明記されていたというふうに記憶しています。地域からの要望にきちんと応えるように、町からさらなる改善を徹底していただきたいと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）物産センターの今後の要望等改善はどうなっているかということでありますけれども、事業者との話合いは継続して実施をさせていただいております。今後の予定といたしまして

は、注文書形式で住民からの注文をいただき、商品ロスの少ない方法で進めていく予定で現在話合いを行っているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）協定に基づいて原則的に地域住民のきちんと要望に応えていただけるようにぜひ今後も話合いを続けていただいて、お願いしたいと思います。

また、災害などにも備えた備蓄品、例えば電池だとかそうしたものとかもぱっと必要になったときに近くにやっぱり商店がないので、用意しておくのも大変だということもあります。そういったことも考えると地域的に孤立する可能性もあるので、そういった備蓄品なども置いていただけると非常にいいのかなというふうに思います。道の駅の役割というのは、今そういった防災の面からもいろんな機能、多様化しているので、そういった観点からも、道の駅が地域住民においても観光客においてもやっぱり使いやすいようにぜひそのへんの改善を事業者とも話合いを進めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に行きたいと思います。六合地域では、そのほかに幾つかの指定管理を受けているところがありますけれども、野反湖のキャンプ場も指定管理の一つとなっていると思います。野反湖のキャンプ場の運営状況については、どのように情報を持っているか教えてください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）野反湖の運営状況のお尋ねでありますけれども、ここ数年の運営状況といたしましては、キャンプ場利用者数が令和３年度約8,400人、令和４年度約7,000人、令和５年度約6,500人となっており、宿泊者につきましては減少傾向にございます。

以上です。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）宿泊の利用人数がどんどん減っているという状況なので、ということは利用されていないときは管理者、管理している事業者もたぶんそこにはいないということなので、キャンプ場が閉まっているような状況がここ近年は多いのかなというふうに思います。野反湖の周辺には、シーズンになると多くの観光客が訪れます。キャンプ場や展望台が閉まっていて野反湖の休憩舎に多く問合せが来ることで、本当に困っているという声を聞きました。展望台については、契約管理は今どのようになっているのか、この答弁お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）野反湖のキャンプ場につきましては、例年どおりの営業をしていただいております。ご指摘の野反湖展望台兼案内所につきましては、令和４年度、令和５年度と施設利用者の公募を行いましたが、応募がなく、閉鎖している状況にありました。令和６年度から新たな利用者が決定し、管理委託契約を締結し、今年の４月24日の開通から営業準備に入り、夏には本格的に営業を開始する予定でおりましたが、管理を予定しておりました従業員が入院する事態となり、準備が進

まず現在も営業できない状態となってしまっております。町としても早期の営業開始をお願いしているところではありますが、人員の配置に苦慮しているようであります。今後も引き続き要請をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）展望台の契約、管理委託をしているところの従業員の方が病気ということで、これまでで本当になかなか決まらなくてやっと決まったというところで、またそういうような状況で、やっぱりいろいろな口コミなんかを見るとトイレは使えますけれども、ここは閉まっていましたみたいなのが書かれていたりとかして、展望台がやっぱり役割としては釣りのお客さんだったりだとかいろいろな案内のための施設としても利用される方も多いと思いますので、ぜひもともとの契約上の取決めというのがあると思うので、そこに立ち返って病気であるならば、その従業員が病気なのは仕方ないことですけれども、管理契約を結んだ以上はその責任があって、しっかりと再開に向けてのきちんと話合いをされているということですけれども、これから秋のシーズンでまた紅葉のシーズンでお客さんもおられると思いますし、そういういいときにそういうような状況だとやっぱり休憩舎の本当に１つだけがぽつんと開いていて、そういうところにいろいろしわ寄せが今来ているような状況にあるので、ぜひそういった管理体制のことも含めてやっぱり考えていかなければいけないなというふうに思います。

近年は、野反湖での盗難被害などもありますし、やっぱり夜になるとそこを閉めて、本当に人がいなくなってしまう。看板が壊されていたりだとかいろいろ盗まれたりだとか、あとはそういう植物とかを採っていくというような、そういうこともあって、非常にそこで働いている方も不安の声を上げています。ぜひこういった管理体制をどのようにやっぱりそのキャンプ場と展望台と休憩舎３か所がしっかり開いていたりとか、人がいればそういうようなことにもならないと思うので、六合の野反湖のやっぱりそのへんの周辺の管理整備についてはぜひ検討いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）最近野反湖でもそういった被害というのは聞いております。野反湖におきましては、今年に入りまして公衆トイレの利用料金や防犯カメラの盗難被害が発生しております。夜になりますと閑散としており、悪意を持った方の取り締まりはとても難しい状況であります。施設内や和光原地区内の国道沿線に防犯カメラを設置するなどの対策は講じておりますけれども、完全な盗難防止は難しい状態となってございます。今後も警察の駐在さんとも連携したり、協力の上、防犯に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）そういったなかなか防ぎようがないところももちろんあると思うのですけれども、人がいれば防げるようなこともやっぱりこういうふうになかなか人手がなかったり、こういう

状況になると非常に厳しい状況なのだなというのは理解しました。

野反湖だけではなく、そのほかにも六合の施設というのはたくさん施設がありまして、その管轄を全て六合支所が担っていると思います。限られた職員のみなさんの中でよく六合の支所のみなさん対応していただいて本当にありがたいなというふうに思います。いろいろたぶん何かがあれば支所のほうに連絡が来てどうなっているんだいみたいな形で声が来ると思うのです。この本庁のほうでもそうでしょうけれども、でも支所の中では何か困ったときにはそういうふうな声をそういうところに届けるという形になっていると思うので、その中でもやっぱり限られた職員の中で対応しているというのは本当大変なことだと思います。

六合地域は、観光資源の宝庫でもありますし、その豊かな自然環境の保全とかは支所だったりだとか地域住民の方とかが一生懸命取り組んでおられると思いますので、ぜひこれが中之条町全体のことと考えてぜひ取り組んでいただきまして、これから秋の観光シーズンに向けてもやっぱり安心して訪れていただけること、そして六合の地域のみなさんがしっかりと日常の生活が本当に困らないような、そういった観光物産センターに変わることをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）今回の一般質問では、主に町民の健康と生活を守る施策について取り上げます。

去る８月５日、群馬県社会保障推進協議会との自治体懇談が役場で行われ、私も同席させていただきました。物価高騰が収まることなく、訪問介護報酬の引下げやマイナ保険証の導入など、国による社会保障諸制度の変更により町民生活と事業者の営業は一層の厳しさを増すばかりです。自治体懇談では、関係部署の課長、係長が出席され、協議会からの質問ですとか要望に対して大変真摯に対応をしてくれました。制度のはざまで生活困窮を余儀なくされている町民に寄り添い、町民生活の質を向上させようと日々奮闘されている職員のみなさんの姿勢に改めて触れることができました。厳しい状況でも懸命に努力する職員のみなさんがより一層その働きがいを持てるような施策を行っていくことがとても重要だと考えます。今回の一般質問では、自治体懇談でも触れられた内容に重ねながら中之条町における社会保障施策のより一層の充実を図ることを一緒に考えていければと思います。

事前通告に従い、伺うのは４点です。まず、新型コロナワクチンの定期接種について、次に国民健康保険税について、そして訪問介護の基本報酬引下げ後の状況について、最後に会計年度任用職員の働き方についてであります。どの問題も現在だけではなく、将来に向けて考え続けなければいけない課題です。持続可能な施策の在り方を探っていけるように心がけながら質問をしてまいります。

まず、新型コロナウイルスの定期接種についてです。昨年５月に５類感染症に移行し、１年以上

が経過した新型コロナウイルスによる感染症ですが、今年も夏にかけて医療体制の逼迫が報じられるなど、決して克服したと言える状況ではありません。また、強い疲労感が長期にわたり続く難病を後遺症として発症するなどの事例も報告されています。この後遺症ですけれども、治療するに当たり保険適用外の自費診療が多く、かかりつけ医レベルでは診断にならない、医療機関を転々とせざるを得ず、月の医療負担が20万円を超えているといった声も報道されています。昨年５月の５類感染症への以降で治療の費用が自己負担になったのに続き、今年４月以降は治療薬も自己負担となり、感染した場合には自己負担割合にもよりますが、かなり高額の治療費がかかってきます。このことが診察を抑制し、感染を広げている要因になっていることが明らかだと思います。感染予防の要であるワクチン接種ですが、今年４月からは全額公費負担がなくなり、接種費用の一部自己負担が求められる定期接種で行われています。定期接種の対象者は65歳以上の高齢者と60歳から64歳の重症化リスクが高い人で、これ以外の人は任意接種となるわけですが、ここで伺います。現在任意でワクチンを接種すると個人負担は幾らかかりますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナワクチンを任意で接種した場合の個人負担についてお答えをさせていただきます。新型コロナワクチンを任意で行う予防接種は、予防接種法に規定されていない接種となりますので、医療機関で通常行われている保険診療ではなく、自由診療となります。この自由診療につきましては、医療機関ごとに料金を任意に設定することができますので、医療機関が個々にワクチンの代金や診察料、手技料などを加味して料金を設定することとなります。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ワクチンの任意接種は、自由診療で医療機関ごとに異なるということでございます。私、先日町内、それから吾妻郡、群馬県内４件ほど医療機関に問合せを行いました。一体今任意で接種をした場合、幾らかかるのですかということを聞きたかったわけなのですけれども、現在どの医療機関も任意での接種は受け付けておりませんということでした。理由を聞いたのですけれども、ワクチン自体非常に使用期限が短く、１本のワクチンから取れる接種回数も限りがあったりですとか、そういうことで在庫が置けない。やっぱり原因としては、接種の希望が少ないということが原因ということで話を伺いました。新聞の報道によれば、任意接種はおよそ１万5,000円くらいかかるということですし、昨日の本会議で示された接種費用見込みが１万5,340円ということで補正予算の提案の説明文書でいただきました。おそらくこれだけ高い接種であれば、やはりワクチンを接種しようという人は少ないという状況は推して知るべしだという状況だと思います。どの医療機関も定期接種への準備はこれから行政からの連絡を待って準備を進めていくということでした。

ここで、次の質問を伺います。定期接種に対する国からの補助対象と実施時期等について、どの

ように予定されていますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）定期接種についてのお尋ねでありますけれども、新型コロナワクチンの定期接種の対象者は65歳以上の者となっております。これに加え、60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及び免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障害を有する者と医師が判断した者が対象者となっております。なお、実施期間は令和６年10月１日から令和７年３月31日を予定しております。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）定期接種の内容について答弁をいただきました。医療機関と連携を取りながら、ぜひ対象の方たちがなるべく多く接種できるように準備を進めていただければと思います。一方で定期接種の対象にならない方たちにもやはり感染のリスクはあるわけです。先ほど触れた後遺症の問題、これも非常に軽視はできないと思っております。

次に、伺いますが、定期接種の対象外で任意接種となる人に町独自の補助を行うべきだと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町独自の対策についてご説明をさせていただきます。

今回の定期接種において国の補助の対象となるのは、重症化リスクの高い高齢者や医師が感染によるリスクが高いと判断した方となっております。この方々に補正予算の補足説明でも申し上げましたが、ご本人に3,000円をご負担いただき、国の8,300円に加え町が4,000円の補助を行い、接種を希望される対象者の方が接種を受けやすいよう支援をさせていただきます。これに加え、中之条町では町独自の助成として中学３年生と高校３年生相当の年齢の方と妊婦の方を対象として接種費用の全額を補助したいと考えており、今回の補正予算で計上させていただきました。受験や就職活動など、重要な節目を迎えることとなる若者に安心して目標達成に向けて取り組んでいただけるよう支援するものでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

（「すみません、説明足りませんでした」の声）

○議長（安原賢一）では、町長

○町長（外丸茂樹）同じく出産という大切な時期を控えている妊婦さんにつきましても、安心して出産を迎えていただけるよう支援をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）昨日の本会議での補正予算の補足説明伺いまして、ワクチン接種の施策について

提案をいただきました。町独自に中学３年生、高校３年生の受験生や妊婦さんへの全額補助を行うということで、まさに今回の一般質問でこの点を求めたいと思っていた内容です。時宜を得た施策を講じられることに感謝の意を表してこの問題についての質問を終えます。

次に、国民健康保険税について伺います。今全国で国保税、国保料の値上げが行われていますが、この背景には政府が2018年、平成30年度に国保の都道府県化を強行したことがあります。市町村が単独で運営してきた国保財政を都道府県と市町村との共同運営に変えて都道府県が値上げの旗振りをしていく仕組みにしてしまったわけです。それまでは、国保料の負担抑制のため、多くの市町村が独自に一般会計から国保財政への繰入れを行うなど、財政の措置をしてきました。しかし、政府は都道府県を通じてこうした独自措置を打ち切るよう圧力をかけてきました。これが大規模な値上げを全国にもたらしているものと思います。国保料の値上げは、私も会社員から自営業になって、あまりの高さに本当に驚いていますし、今も苦しめられているところなのですけれども、自営業者や年金生活者、非正規労働者など国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育て支援に逆行します。国保加入者2,400万人のうち約８％、これが18歳以下の子どもで、子育て世代に重い保険料の負担がのしかかるからです。被雇用者の健康保険では、子どもなどの扶養家族が何人いても保険料は変わりません。ところが、国保の場合は家族の人数に応じてかかる均等割があるため、子どもが多いと国保料が高くなってしまいます。ここで、伺います。子育て対策として18歳以下均等割の減免を行うべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問につきましては、令和５年３月定例会議において同僚議員からご質問いただき、答弁させていただいたところでございますが、最近の状況も交え、答弁させていただきます。

現在子育て世帯の経済的負担軽減を目的として対策として、未就学児の均等割額を５割軽減としており、低所得世帯につきましてはさらに７割、５割、２割軽減後の額を５割軽減とする制度でございます。財源につきましては、国が２分の１、県が４分の１、町４分の１となっております。中之条町における令和５年度の未就学児均等割保険税の軽減実績は、世帯対象が29世帯で、軽減額はおよそ29万2,000円でありました。18歳以下の国保税均等割減免を行った場合、対象者は150人程度、減免額は最大で500万円程度になると想定されます。なお、財政措置はありませんので、町単独の負担となります。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同運営をしており、今後保険税の減免基準等については県内で統一となるよう話合いが進められているところでございます。18歳以下の均等割の減免を行う場合は、中之条町独自の制度となり、県との調整が必要となります。子育て支援施策として実施ということですが、中之条町は県内他町村とも比べてより多くの子育て支援施策を実施しているものと思っておりますので、議員提案の施策につきましても、その一つとして導入の必要性等引き続き検討していければと考えております。よろしくお願

いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）引き続き検討していただくという答弁でございました。

また、中之条町の子育て支援施策については、答弁いただきましたとおり本当にたくさんの策を考え講じられていること、これ私も本当に高く評価をしております。また、実際に子育てをする世代の町民からも中之条で子育てができてよかったという声も多く耳にしております。この国保の均等割の問題の核心は、繰り返しになりますが、子どもが多ければ多いほど負担が大きくなる、言わば少子化を促進する中身であることです。懸命に町が子育て支援施策を講じても、子供の人数が増えるたびに負担が増えてしまうのでは焼け石に水をかけるような状態になってしまいます。

渋川市では、独自の施策として子育て世帯への経済的支援を目的として国民健康保険税の均等割相当額を支援金として支給する取組を始めました。単純な国保税の減免ではないため、財政運営の主体である県の基準とは別に考えることができます。ぜひ中之条町でもこういった仕組みを学びながら取り組みを検討いただくことを重ねて求めまして、この質問を終わります。

次に移ります。３か月後の12月２日には、現行の健康保険証が廃止され、任意であるはずのマイナンバーカードの取得と健康保険証のひも付けが半ば強制されている状況です。医療現場では、マイナ保険証の誤交付や別人にひも付けられるなど、重大なトラブルが続出しています。医療情報を企業が使うことが導入の目的であることも明らかになってきており、先日の新聞報道でも８割の人が現行の健康保険証の存続を求めています。マイナ保険証を持たない人には、資格確認書を発行することとなっておりますが、ここで伺います。資格確認書は、申請を行わなくてもマイナ保険証を持たない全国民健康保険加盟者に送付できるよう準備が進められていますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和６年８月の一斉更新で送付した保険証の有効期限につきましては、来年令和７年７月31日までの１年間となっております。令和６年12月２日以降に資格の異動や住所変更等の券面記載内容に変更があった場合は、その保険証は使用できず、新規の保険証の発行はされなくなるため、資格確認書を順次発行する予定としております。システム改修等の準備を進めているところでございます。

また、資格確認書の有効期限も保険証同様令和７年７月31日までとなるため、来年の７月には令和７年８月１日から使用できるものを特に申請することなく一斉送付する予定となっております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。システムの導入ですとか、いろんな改修など本当に現場のみなさんのご苦労がしのばれるわけですけれども、健康保険証の有無は命と健康に直結する問題です。どうか資格確認書が届かず、無保険扱いになる町民が生まれないようにご留意いただき、ス

ムーズに手続を進めていただくようお願いを申し上げます。特に自力でマイナンバー保険証を作ることが困難な認知症の方や独居の高齢の方、身寄りのない障害者の方などが来年夏に健康保険証の期限が切れて以降、国民皆保険制度から漏れるおそれがありますので、特段の配慮をお願いいたします。

以上で国民健康保険税についての質問を終えます。

続いて、訪問介護の基本報酬引下げ後の状況について伺います。令和６年度の介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられたため、このことに対し県内の訪問介護事業者へのアンケートが行われました。冒頭にお話しした群馬県社会保障推進協議会によるものです。アンケートの結果、経営的に立ち行かず、廃業も考えなければならない。訪問介護事業所が減り、地域包括ケアに逆行するという厳しい意見が多数でした。これについて、町内の訪問介護事業者の状況がどう変わったか、町として把握しているかどうか答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町内の訪問介護事業者の状況についてのご質問でございますが、３年に１度の介護報酬改定により訪問介護費では令和６年度から３年間の基本報酬が減額されております。町内事業者の状況につきましては、町内に訪問介護事業所は社会福祉協議会をはじめ３事業所ございますが、基本報酬は下がりましたが、各種加算を算定している場合、基本報酬の減額を補えているという状況でございます。なお、町に対しての相談は特に寄せられておりません。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）町内の事業者さんが基本報酬の減額を補えているという状況だという答弁いただきました。私も町の社会保障協議会をはじめ町内の事業者さんにお話を伺いました。町長が答弁されましたとおり、現状は基本報酬の減額を補えているということでした。しかし、補うには相当の努力が強いられているということです。報酬が減額された分、訪問の数をとにかく減らさないように大変な努力をしているということです。社保協では、事業者さんに対して電話やファクスを使って何とか訪問の数を減らさないように踏ん張っていると、営業努力を頑張っているのだと、そういうお話でした。そうやって懸命に減額分を補っているのが現状です。各種の加算を得るにも事務作業が繁雑で、やはり苦労をしているということでした。

このような状況にある訪問介護事業ですが、訪問介護は今後の町の高齢化に対してもとても重要な役割を担っていくものですので、存続がかかるような事態は避けなければなりません。このことについて、町として対策を講じる予定はありますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）訪問介護の重要性は、町として認識しておりますが、現状で町としての新たな対策は予定しておりません。訪問介護事業者に対し、所管であります県が行う補助金や加算の取得をサポートする施策を周知したり、県や近隣市町村の動向などを参考にしつつ、事業所の状況を注視

していきたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）事業所の状況を注視していきたいということでございました。ぜひよろしくお願いいたします。現状何とか事業を維持できていても、訪問介護のニーズはこれからさらに増えていくことが予想されます。であるにもかかわらず、事業者さんが懸命の努力で綱渡り的に事業継続をされているような状況であれば、これから将来にわたって訪問介護の危機が訪れてしまうことは明白です。若い世代の方が訪問介護事業所で働けるようにサポートをしたり、国に介護保険の国庫負担割合を増やし、保険料、利用料の軽減や介護報酬の抜本的引上げを求めていったり、やれることはいろいろとあると思います。中之条町には、吾妻中央高校があり、福祉を学ぶ生徒さんたちもいます。高校と事業者さんをつないでいくなど、町の役割を発揮できることがたくさんあると思いますので、ぜひ未来を見据えて訪問介護事業者の問題、引き続き注視いただくことを重ねてお願いし、この問題についての質問を終えます。

最後の質問です。会計年度任用職員の働き方について伺います。一般質問では、同僚議員も私も度々職員の待遇改善について触れてきましたが、どうしても年収の壁に触れざるを得ません。一定の収入を超えると、社会保険負担で手取り額が減るという年収の壁は働き控えや人手不足、企業が賃上げを控える要因にもなっていることが明白であるからです。政府は、従業員101人以上の企業で社会保険料の納付が必要になる106万円の壁対策として雇用保険制度の助成金に新たなコースを追加してパート労働者が新たに被用者保険の適用となる際に賃上げや労働時間の延長など、労働者の収入を増加させる取組を行った企業に対して従業員１人当たり最大50万円を助成することにしました。ただ、助成対象の中には時給を増やさずに労働時間の延長だけで収入を増やすという労働者に有利とは言えないメニューもあり、どれだけの企業が賃上げなどに取り組み、この制度を労働者にとってメリットのある形で活用するのかは未知数です。現状について、伺います。厚生労働省から示されている年収の壁・支援強化パッケージについて、町職員が活用している実績はありますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）国では、こども未来戦略方針において、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、成長と分配の好循環、成長の果実が賃金に配分され、セーフティーネット等による暮らしの安心の下でそれが消費につながる等の実現を目指すこととされております。中小企業、小規模事業者も含め賃上げしやすい環境の整備に取り組むとともに、フルタイム労働者だけではなく、短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要であります。特に社会保険料の負担がない被扶養者が一定の収入を得た場合、社会保険料負担の発生や配偶者手当がもらえなくなるなど、手取り収入の減少を理由に就業調整を行う、まさに議員のおっしゃるように年収の壁への対応が急務となっております。

この問題につきましては、議員おっしゃるとおり年収の壁・支援強化パッケージが昨年度に示され、１としてキャリアアップの助成金の新設、２つ目として社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外、３つ目として事業主の証明による被扶養者認定の円滑化、４つ目として企業の配偶者手当の見直し促進が決定をされました。地方公共団体においては、特に２つ目の社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び３つ目の事業主の証明による被扶養者認定の円滑化が関係してくるわけでありますが、議員からご質問いただきました職員の活用実績につきましては、今の時点ではございません。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）私も質問の中で取り上げても、また町長の答弁いただいたのを聞いても非常に分かりづらいというのが一番ありまして、この制度やっぱり使いづらいのかなということを思うわけなのですけれども、次に伺います。

この取組の内容について、町の職員には周知されておりますでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）職員への周知というお尋ねであります。年収の壁・支援強化パッケージについての周知ということでございますが、全ての職員に関係する制度ではございませんので、職員への一斉周知や勉強会の開催等については実施をしておりません。一方で扶養手当等に関わる関係職員につきましては、個別ではありますが、周知させていただいておりますし、必要に応じて担当職員が相談等も行っております。過去にも何件か相談はあったと聞いておりますが、そのときはこの年収の壁・支援強化パッケージとは直接的に関係のない内容であったとのことでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）現状について答弁をいただきました。この厚生労働省の支援策そのものはあくまでも数年の一時的な措置に過ぎないということで、政府自身2025年の年金制度改革に向けて抜本的な見直し案を検討するという方針です。そもそも年収の壁の背景には、構造的な問題があると思います。長い間女性を家に縛り付けてきた性的役割の分業とパート労働者の低賃金の温存が図られて、世界では当たり前の最低保障年金を整備せずに３号被保険者の仕組みで対応してきたこと、社会保険料を引き上げ続けてきたことなどです。年収の壁の問題、根本的な解決というのはやっぱり国の施策によるものだとは思うのですけれども、中之条町の場合、非常に会計年度任用職員の方に多く働いていただいてもらっているわけですし、現状を国にも反映していただいて制度の改善を求めていくことが必要だというふうに思っております。私も度々働き方の問題、一般質問でやらせていただいておりますけれども、共通して考えておりますのは、町の職員さんが働きやすくなるということがそのまま町民生活の向上に直結するという思いからです。引き続きこの働き方の問題、また一般質問で取り上げていきたいと思っております。

以上のことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

次に、関常明さんの質問を許可します。関常明さん、ご登壇願います。10番、関さん

○10番（関　常明）議長の許可をいただきましたので、今回４点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、随意契約のことでございますが、中身は非常に厳しく制限されている金額も含めて、決まりがあるということは理解をしております。しかし、町長の裁量で相当いろんなことができるのではないかというような話をされる方もいらっしゃいます。そういうこともございますので、この際中身のことについてご説明を願えたらというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関常明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方公共団体としての契約は、事務事業の目的達成の手段として締結されているものであり、またこれらの契約の多くは公金の支出を伴うことから、その締結の契約に関しましては不特定多数の参加者を募る調達方法である一般競争入札が原則であります。一方この原則を貫くと、調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることもあり得ます。このため、指名競争入札や随意契約による調達が例外的な取扱いとして認められております。随意契約につきましては、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、一般競争入札や指名競争入札に比べ、手続が簡略であり、かつ経費面でも一段と負担が少なくて済み、しかも相手方が特定したものであるため、競争入札によってはその全てを満たすことができないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知の上、選定することができることから、その運用が適切なものであれば、その長所を発揮し、所期の目的を達成することができるものであります。中之条町におきましては、地方自治法施行令第167条の２の規定に基づきまして実施をしております。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）次の質問なのですが、大体お答えをしていただいていますので、重複するのかなという感じもするのですが、当然随意契約を行うということに関して幅広く行えるということもありますので、当然配慮すべき事象があるのかなという感じもしますので、そのへんのお話を伺えたらというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）随意契約において配慮すべき点ということでありますけれども、地方自治法施行令第167条の２におきまして、随意契約によることができる場合が規定されておりますので、この規定に従い随意契約として適しているか、中之条町入札審査会において審査し実施しているところでございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）建設関係百二、三十万だったでしょうか。それから、バイテックのほうで緞帳の修理ですか、それ何かも随意契約だったのかなと。違ったらごめんなさい。そういうこともありますので、中身についてはいろいろ前広に説明をしていく必要があるのかなというふうに思います。

それで、随意契約で行っていることについては、議長のほうにも報告が来ています。そのことは、承知をしていますが、件数についてお答えをいただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）随意契約の件数についてのお尋ねでありますけれども、令和４年度が約38％の44件、令和５年度は46％で43件、令和６年度は９月１日現在で約39％の29件となってございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）ありがとうございます。重複をしますが、町長の裁量でいろいろできるのではないかというようなお話もちょっと聞いておりますが、非常に厳しい制限があると、当然のことでございますが、そういうお答えがあったというふうに理解をしております。そういうことで、随意契約については理解をいたしました。

続いて、空き家対策について質問をさせていただきたいというふうに思っています。これは、折に触れて同僚議員が空き家対策についての質問というのはやられています。初めてのことではありません。かつ、非常に難しい課題であるというふうに理解をしております。確実的な方法がないし、地方、中央も含めてですが、なかなかいい方法がないというのは周知のとおりでございます。ただ、何とかしようという頭に立つとすれば、やっぱり中之条町、地方独自の考え方というのが全面に出て行かないと大変なのかなという感じもしております。そういうことで、空き家対策の事業について、今までの経緯も含めてお話ししていただけたらというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）空き家対策事業についてのお尋ねであります。空き家対策の事業につきましては、空き家が個人の財産であるため、非常に難しいところではございますが、空き家の利活用や空き家の解体等において支援を行っているところでございます。空き家の利活用につきましては、令和２年度より空き家バンク制度を導入し、令和５年度末現在10件の登録で８件が売約済みとなっております。空き家の改修補助金につきましても、令和５年度末現在で36件あり、移住定住におきましても成果が出ているところでございます。また、空き家の解体補助金につきましては、令和５年度末時点で88件の実績となっております。町の防災、防犯の観点から支援により成果を上げているものと認識をいたしております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）この問題については、お話があったように空き家になったからそれを整備をして誰かに活用していただくというようなこともちろん大切だというふうに思うのですが、先ほどか

ら申し上げているようにやっぱり町として何とか中身は要するに経済効果が必ずしも伴わなくてもそれらに向けて何とかユニークな方法があればというふうに思うのです。将来に向けて具体的なことがあればいいのですが、そのへんはまた非常に難しいと思うのですが、それはそれでちょっと区切りにします。

順番がちょっと違いまして申し訳ございません。担当課の話をちょっと通告をしてあります。それでいきます。担当課の変更というのは、これたしか空き家の問題は一番最初は企画だったのですか。ちょっと記憶が間違っていたらごめんなさい。移って、今度はまた課が変わったのですが、そのへんについて、そのへんも踏まえて担当課の意味というか、そこで活動をする意味というのをちょっとお話をしていただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）担当課が変更になったというお尋ねでありますけれども、３月定例会議におきまして課の設置条例の一部改正において説明をさせていただきましたが、これからますます増え続けることが想定される空き家に対しまして、課題となる防犯、防災の観点から防災安全課の業務としたところでございます。効果的だったと認識をいたしております。なお、空き家の利活用等につきましても、ほかの課と情報の共有を図り、連携を取りながら事務を進めていくよう指示しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）今までみなさんも含めて議論した中身と一緒で、なかなか先に進むのは難しいかなという感じもします。個人の財産だよというお話もございましたが、将来に向けて現時点で具体的に取組をどうするのか、どう考えているのかという話をちょっとしていただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほども申し上げましたけれども、本当にこれから増え続けることが想定をされる空き家に対しましては、個人や法人の財産であることから、所有者の意向もあり、その対応につきましては非常に難しいところでありますけれども、解体等も含めて補助金を有効に活用していただきながら空き家の利活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）これから長い間の取組、中之条だけではなく、地方の課題でもあるし、中央の課題でもあるというふうに思うのですが、いずれにしてもこれ大きな課題の一つだというふうに思いますので、町を挙げてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、ちょっと次に進みます。通告をしてありますように、木材活用センターのことについて、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに思うのですが、木材活用センターについては一定の区切りになったと、建物が完成して事業も区切りの状態かなというふうに思うのですが、こ

れからの事業だなというふうに思っています。私も当時最初のときの委員会に属していまして、非常に中身としてなかなか国の施策も含めて官が民に踏み込む事業かなというふうに、たぶんそれで課長さんぐらいの年の人たち、もう少し下か、係長さんぐらいの年の人たちはたぶんそういう認識ではなくて、これは民間でやることだから私たちはというような感覚でいたのかなという感じもしますが、いずれにしてもさっきも言ったように官が民の問題について手を入れてくると。これから先も例えば農地の問題、耕作放棄地の問題なんかも同じパターンで進むこともあるかもしれません。可能性も高いというふうに思っています。そういうこともありますので、現時点の将来に対する具体的な施策をお考えがあれば、全体的なことでお考えがあればちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、森林環境税の問題が出ております。その問題も併せて現状をお話をしていただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）木材活用センターへのお尋ねをいただきました。木材活用センターの建設につきましては、皆様のご協力いただきまして、令和５年９月30日に開所いたしました。議員お尋ねの具体的な施策についてでございますが、施設部門であるハード事業は完了いたしました。そのため、今後は木材活用センターを利用した森林教育等のソフト事業が主な施策となってまいります。以前の答弁でも申し上げましたように、木材を加工して製品を作り、新たな経済活動を生み出す「Ｎプロダクト」や森林の持つ機能や魅力を伝える「森の学校」、林業を継続的に行うための担い手の育成のための「林業実践学校」を実施をいたします。

森林環境譲与税につきましては、森林整備等の費用に充てるため、国から市町村に譲与されている国税でございます。中之条町におきましては、令和元年度から令和５年度までの５年間で約１億2,500万円譲与されております。本年度の令和６年度につきましては、昨年末の閣議決定により人工林面積割での交付率が見直され、約4,500万円が譲与される予定となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）それで、北区の森の事業ということを聞きました。そういうお話があるということで、これは友好区の話なので、北区のみなさんに協力をいただいたという話になろうかというふうに思うのですが、初めてのケースかなというふうに思います。交流だとか北区のお子さんだとかということも含めて現在、将来について全体的な説明解説をしていただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）きたくの森事業についてのお尋ねでありますけれども、きたくの森事業につきましては、森林環境に対して意識の高い都市部自治体に町有林を活用していただくことで都市部自治

体の森林環境譲与税も活用しながら一緒に事業ができないか模索しておりました。令和６年３月に友好都市交流協定を結ぶ東京都北区と森林整備を協同で実施する新たな協定を結び、令和６年度から芸術の森近くのおよそ3.7ヘクタールの町有林を北区も出資の上、整備する事業を進めております。整備した町有林は、きたくの森として北区区民の環境教育に利用されるほか、中之条町民と一緒に植林を行う等、お互いが交流できるソフト事業を企画できればと考えております。

なお、きたくの森整備につきましては、吾妻森林組合に施業をお願いしております。林業を効率化する仕組みであるタワーヤーダを使った施業について、県内各所から視察者が訪れ、林業関係者も勉強させていただきました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）既に視察の方が見えているということでございますが、タワーヤーダとかいう文言があったのですが、これの説明をちょっといただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）詳しくは、もし違っていたら農林課長からちょっとしてもらいますけれども、集めてきて、要するに集積です。それをしたやつをためていく、その集積する機械というふうにざっくり聞いておるのですけれども……そのとおりだそうです。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）さっきも言ったようにもう事業として進んでいるということでございます。非常に中身として有意義な話になろうかというふうに思うので、このへんは積極的に進めていただくということかなというふうに思います。できれば答弁にもあったように都市部の林業に、あるいは森林に興味のある自治体にというお話だったので、このへんも併せて進めていただければというふうに思います。

チップの問題についてちょっと触れたいというふうに思います。ご案内のように、チップはこれは委員会にいたので、最初のときの話もちょっと知っているのですが、チップの大きさ、砕いたサイズが合わないとか、乾燥状態が悪いとかいうことで、ちょっとボイラーのほうが稼働できないような時期もちょっとあったのですが、現在は当然順調に生産がされているというふうに理解をしています。これは、たぶん相当の量の能力がチップには、生産という意味であるのだろうというふうに思うのですが、これは将来的に町の設備だとか、あるいはもう少し話を広げれば一般の会社だとかということに活用できるものだというふうにちょっと思っています。これは、環境問題なんかにも、化石燃料とは違いますので、そういうことに活用していく方向に当然町長も考えているというふうに思っているのですが、チップの活用について、現在の状況、それから将来についてのお考えがあればお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）関議員おっしゃるように、チップも最初の生産のときから比べますと物が非常によくなってきておるということでございますので、今私どものバイオマスボイラーでも順調に使用させていただいておるというところであります。

チップにつきましては、主に木を製材するときに生じた端材を利用してチップ生産を行っております。令和５年度に生産されたチップは318トンで、計画の67％の生産量でございました。計画に満たなかった原因としては、木材活用センターの開所が９月末にずれ込んでしまったことによるものでございます。今後としては、形状や含水量の改善が図られたチップを製造することでバイオマスボイラー運用が安定し、町施設以外でもチップの利用が増え、木材活用センター事業の効率化や事業拡大が雇用の増加や町内の木材産業全体の生産額増加につながり、さらには周辺地域への経済的波及にも貢献していくことを大いに期待をしておるところでございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）事業的には、あまり派手な事業ではないのかもしれませんが、将来非常に有望かつ希望のある事業だというふうに思いますので、積極的にチップの利用については推進をしていただければというふうに思います。

答弁の中にも開業の目的の中に林業の担い手、なかなかこれ大変な事業だというふうに思うのですが、林業の担い手、町長が町の説明をするときに町の森林面積があるという話を結構されるのですが、そういうことで担い手というのは非常に現状厳しいかもしれないのですが、担い手の話もちょっとお聞かせいただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）林業の担い手についてのお尋ねでございますけれども、林業の担い手につきましては多くの経験を要するものでありまして、すぐに育成できるものではございません。また、町単独で高度な林業実践教育を行うことは困難と思われます。そのため、もっと身近な林業に目を向けていただきながら地道に担い手を増やすため、林業実践学校の取組を行っておるところでございます。なお、今年度の林業実践学校につきましては、３回の刈払取扱作業者安全衛生教育の講習会を開催をいたしました。

また、自伐型林業を推進していくために８回のチェーンソー講習を開催し、安全に伐倒できる技術力の向上を図っております。

ほかにも林業を守るために必要となる有害鳥獣対策のためのくくりわな講習会も実施しております。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）大変重い任務を背負っているかなというふうに思いますので、担当課のみなさん、積極的に頑張っていただきたいというふうに思います。議会のほうも注目をしていきたいというふ

うに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

最後になります。議長の配慮で全協のときは非常にタイトになって大変になるのではないかという話もちょっとしたのですが、大分スムーズに進行しているようなので、最後上毛新聞だったと思うのですが、自動運転の報道がございました。今日ちょっと昼休みにもちょっと話があったのですが、自動運転については割と早く進むかなと。それは、中之条町にイコールになるかというのは全く別の話でして、たぶん今の新しい車になってくると高速道路だと何もしないということはないのですが、自分で運転するし、自分でアクセルは踏まないけれども、前の車の後くっついていったりするというような話も聞いております。課題の町の通学のバスだとか買物のバスだとかというように、折に触れてお話をしているのですが、そういうことも含めて自動運転というのは非常に有望なのかなというふうに思います。それは、さっきも言ったように中之条とは直結をしない、現時点でですね。直結をしないというのは理解はしていますが、非常に注目に値する事象かなというふうに思っています。

元に戻りますが、総務省の事業で四万エリアだという話は聞かせていただいております。なので、町が直接手を出すという話ではないのかなというふうに思っておりますので、機会ですので、みなさんにご披露をしていただいて、奥四万湖を回る話だったというような話も聞いておりますが、ご説明いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）お尋ねの自動運転の関連するご質問でございますけれども、６月の29日の上毛新聞に報道されました自動運転の公道における実証実験につきましては、群馬大学と日本モビリティ株式会社の２者により総務省へ申請し、採択されたものでございます。中之条町としての事業ではございませんので、町から事業にかかる費用は発生をいたしません。町は、四万温泉協会とともに協力団体という関係にあります。概要につきましては、地域共創課長より補足の説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）地域共創課の湯本です。自動運転の公道における実証実験につきまして、補足の説明をさせていただきます。

資料をお配りさせていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。最初に、今までの経過からご説明させていただきます。現在総務省による自動運転関係の取組におきまして、観光地や中山間地域、特に携帯電話の電波の強度が弱い地域における自動運転の技術検証が求められております。昨年の年末より群馬大学、日本モビリティ株式会社におきまして、四万温泉地内、特に奥四万湖周辺での観光輸送を想定した自動運転の公道実証実験を行いたいとのことで、町企画政策課と四万温泉協会を交えた４者間で打合せを行ってまいりました。今年３月末に群馬大学、日本モビリティ株式会社により総務省へと申請されました。その後、実証実験が採択されましたとの連絡を受

けて５月下旬、外丸町長及び篠原副町長へ挨拶と概要説明に来庁されました。６月定例会議の時点では、国道、町道、警察署、森林管理署などへの説明や手続が調整中で具体的なスケジュールも未確定でしたので、総務企画常任委員会のみでの情報提供とさせていただきました。その後、実施スケジュールも明らかになり、様々な手続も調整が済みましたので、日本モビリティ株式会社へ資料の提供を依頼したところ提出されましたので、お配りいたしました。

それでは、この実証実験の概要を説明させていただきます。この実証実験は、自動運転レベル２で走行中はドライバーが乗務し、緊急時等には直ちに手動で必要な操作を行えるようにして実施するというものでございます。実施期間は、単年度の実証実験ということと、積雪時には実施できないことから、12月上旬までの実施となっております。検証走行の後、本番走行には一般の方の乗車を予定しておりますので、議員のみなさんもご試乗いただければと思います。実施場所は、２つのルートとなっております。資料の３ページ、ルートＡが温泉街のゆずりは地区と奥四万湖を結ぶルートで往復3.8キロ、資料の４ページ、ルートＢが奥四万湖を周回するルートです。実施体制については、自動運転システム提供者が日本モビリティ株式会社で所在は前橋市内です。運行管理者は、関越交通株式会社となります。実験車両は、２種類の車両で行います。

資料６ページ、ルートＡの国道、トンネルを通る車両は７人乗りのワゴン車、トヨタヴェルファイアを予定しております。

資料７ページ、ルートＢの奥四万湖の周回車両は11人乗りのバス、桐生市にございます電気自動車専門メーカーのシンクトゥギャザー、車両ｅ―ｃｏｍ10を予定しております。この11人乗りバスにつきましては、時速20キロ未満での走行を予定しております。

そして、自動運転システムを搭載した車両を走行させるため、環境の１としてＧＰＳ基準局を設置します。これは、ＧＰＳ受信機やアンテナ、ポール、ケーブル、ノートパソコン、機器ボックスなどの装置となります。

環境の２として強反射塗料を道路の面に塗布します。これは、ＧＰＳの入りの悪い箇所などで自動運転の走行を安定させるために日本ペイント株式会社製のターゲットラインという15センチ幅の灰色のラインの特殊塗料を道路の面に塗ります。特殊塗料を塗る場所は、奥四万湖の周囲１周とトンネル２か所となります。また、この塗料につきましては、積雪で路面が隠れた状態では認識できないこととなり、激しい雨で路面に水が多い状態でも認識できないとのことでございます。

環境の３として、トンネル内に通信機器を設置します。

最後に、資料５ページの本番走行概要（案）のダイヤ表の見方ですが、上から１行目の出発地の欄はゆずりは地区の出発の時間帯です。

２行目の周回の欄は、奥四万湖の集会の出発時間帯で１時間に１本、毎回15分出発となります。

３行目の温泉街の欄は、ワゴン車がゆずりは地区からダムへ出発する時間です。

４行目のダム側の欄は、ワゴン車がダムからゆずりは地区へ戻るために出発する時間です。

以上が事業の概要となります。日本モビリティ株式会社からは、総務省の採択による単年度の実証実験ですが、継続で実証実験を続けられる可能性もあるとの説明でございました。

補足の説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関　常明）以上で終わります。

○議長（安原賢一）関常明さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

（休憩　　自午後２時１５分　至午後２時２９分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、山本修さんの質問を許可します。山本修さん、ご登壇願います。３番、山本さん

○３番（山本　修）本日最後の質問者であります、山本修です。よろしくお願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。私の一般質問は、１．水道管の老朽化の現状と耐震化について、２．六合赤岩温泉「長英の隠れ湯」の現状と今後についての２項目です。

では、最初の質問をさせていただきます。１．水道管の老朽化の現状と耐震化について、今年１月に発生した能登半島地震では、その影響から水道管の損傷による断水が長期化したことから、給水を求める住民の映像が今も記憶に新しいところです。一部報道によると、大部分の地域が復旧するまでに５か月を要したなど、各所で漏水が発生し、水道管の老朽化が深刻な問題として浮き彫りになっています。これは、決して地震による被災地に限った問題ではなく、つい最近でも長野原町の大津地区では30から40世帯が影響を受け、広域の断水が発生いたしました。突然５日間も続いた断水に住民たちは大変なご苦労と不安、不便さを強いられたと思います。同町の上下水道課によると、漏水は複数箇所で発生しており、いずれも水道管の老朽化が原因と見られるということでした。

そこで、お聞きします。この７月、水道管の漏水のために長野原町の広域では５日間もの断水を余儀なくされました。この緊急時に中之条町は職員の派遣と給水支援を行っております。その支援内容と町が判断に至る事前の取決めがあったのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山本修議員のご質問にお答えをさせていただきます。

７月に長野原町で発生をいたしました５日間に及ぶ断水における当町の支援内容につきましては、初日にペットボトル100ケース、2,400本を届け、要請のありました２トン給水タンク車２台を貸し出し、併せて職員を２日間派遣をいたしました。なお、断水解消後におきましては、有事に備えて数日間給水タンク車を貸し出しを行ったところでございます。

取決めにつきましては、水道部門としては群馬県水道災害相互応援協定に基づき、吾妻ブロック内で発生した場合には中之条町が調整役となり、支援を行う取決めがございます。

このたびの長野原町における非常事態への対応につきましては、相互応援協定にかかわらず、近隣町村としてできる支援を行いたいことから、さらに西吾妻福祉病院の受水槽への給水の必要性があったことから、私の判断により実施をさせていただいたものです。

なお、給水タンク車の対応に加え、断水期間中、六合地区における町の温泉施設につきましても、無料でご利用いただけるよう手配をさせていただきました。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。今回は、水道部門として群馬県水道災害相互応援協定に基づき、中之条町が調整役となり支援活動という取決めを決めてあったことの中で、中之条町は職員を派遣し、先頭に立って支援を行うということだけでなく、外丸町長の判断で近隣町村としてできる支援を行いたいという思いから積極的に職員と給水車を派遣したということ、理解させていただきます。

これは、私の感想でしたが、町長が答弁されたので、どうかなと思ったのですが、この地域はやっぱり主要な病院施設があったものですから、町長はすぐに病院のことが脳裏に浮かんだのではないかと思いましたので、非常に賢明な判断だったかなと思います。というのも、もう一度繰り返しますけれども、この大津地区には西吾妻地区の主要な拠点病院となる西吾妻福祉病院があります。断水の影響で病院の受水槽が枯渇するのを防ぐためのまさに人命に関わる非常事態に対応した給水支援だったと思います。災害に強い中之条町を掲げている外丸町政だけに、今回のような緊急事態であっても災害弱者を出さない防災意識への取組と広い地域ネットワークの助け合いの必要性を鑑みる中で、今後の中之条町の緊急防災の布石となり得るものを考えた上での今後につながる堅実な緊急対策だと私は思います。

そこで、お聞きいたします。もし中之条町でこのような長期間の断水が発生した場合、町内の支援体制はどのようになっているのか、また近隣町村との取決めはあるのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）もし中之条町でこういった事案が発生した場合ということでありますけれども、町内の支援体制といたしましては、令和５年６月29日に中之条管工事組合と災害時における復旧支援協力に関する協定書を締結し、災害時には応援をいただけることになっております。

また、先ほど申し上げましたが、群馬県水道災害相互応援協定に基づき、本町で発生した場合には東吾妻町が調整役となり、吾妻郡内、そして県内へと拡大し、さらには日本水道協会の支援として関東圏、または全国からの支援を受けられる体制となっております。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。町長の答弁によって、長野原町のときと同様に中之条町でも十分な支援体制が事前に整っているということを現在確認させていただきました。ここまでの体制が整っているということの中にあっても、それでも危惧されるのが現状、中之条町で同様の大

規模な断水が発生する可能性があるかどうかということを非常に危惧いたしますが、その点をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町におきまして、数日間に及ぶ大規模な断水が発生する可能性は極めて低いものと考えております。現状の埋設管路につきましては、台帳管理に基づく把握、管理を行っております。また、施設の稼働状況や水位変化、配水流量等につきましても日常的に点検を実施をしており、さらに施設を監視するシステムも導入しておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ただいま町長の答弁で数日間に及ぶ大規模な断水は生じないと考えていますと答弁されましたが、その答弁の裏打ち、または支えになっているのが日頃十分な漏水点検の実施、あるいは点検ができているからだというふうに考えますが、これまで漏水箇所や断水となり得る原因をどのような手段で、方法で発見しているのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど申し上げましたが、施設の稼働状況や水位変化、配水流量等の日常点検において発見する方法と施設の監視システムにより異常が通知されるもの、さらに町民の方々から通報により把握する場合がございます。町民からの通報では、道路からの湧出や水圧の減少など多岐にわたっております。施設の監視システムの詳細につきましては、企業課長より説明をさせていただきます。

○議長（安原賢一）企業課長

○企業課長（山田秀樹）企業課の山田です。そうしましたら、漏水につきましての発見につきまして説明をさせていただきます。

24時間365日、常に浄水場の情報が監視できるシステムによりパソコンやスマートフォンで状況が確認でき、浄水場の異常時にはスマートフォンに情報がメールで着信するシステムになっております。豪雨による停電、ゲリラ豪雨による水源の濁りなど、浄水場で警報が発報され、特に夜間に起こることが多く、対応している状況にあります。漏水発見につきましては、日々の管理において配水流量が増えてきた場合には、日中の調査だけではなく、深夜の使用の少ない静かな時間帯に漏水調査を行うこともあります。確認には、音聴棒やヘッドホン式の探知機を使って場所の特定を行い、後日修理を行っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ご丁寧な説明ありがとうございます。大変、24時間365日、気が許せない状態で点検整備されているということがよく分かりました。

しかし、そこで最も確認しておきたい重要なことがありまして、年間の漏水の頻度はどれぐらいなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）年間の漏水頻度のお尋ねでありますけれども、給水管や配水本管の漏水につきましては、昨年度80件ほど発生をいたしております。この中で配水本管の突発的な漏水は３、４件で、修理を行う場合にはバルブ操作により断水をして修理を行うこととなります。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。ただいま外丸町長の答弁の中で年間およそ80か所の漏水を発見するということを伺いました。漏水の発生件数は、月ごとにたぶんばらつきがあるのだと思いますけど、単純に計算してみると月に７から８件で、平均週１ペースで発生しているような計算ができると思うのですが、私たちが想像している数字よりもはるかに多く、ごく身近に起きているというようなことを痛感させられました。漏水のチェックは、最終的には人間の力に頼るところが大きいと言いますが、そのため職員の方は24時間365日体制で昼も夜もなく現場に駆けつけ、確実に探し出して確認する作業を行っているとお聞きしました。まさに気が抜けない作業であるとも思います。

そこで、質問いたします。水道管の耐用年数は一般的に40年ほどと言われていますが、町内で40年を経過し、老朽化による水道管の布設替え工事が必要な範囲はどれぐらいなのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）40年以上経過した老朽管の割合でありますけれども、上水、簡水合わせましておよそ22％となっております。布設替え工事等の管路更新につきましては、過去の漏水の実績や今後の給水見込み、配水区域の見直し等を踏まえ、優先順位をつけて毎年計画的に実施をしていきたいと考えております。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）現在ニュースとか報道を拝見すると、かなり全国的に水道管の老朽化がめまぐるしくて、ある意味各自治体等これに苦慮しているような状況であるというふうな報道があるのですが、水道管の老朽化による大規模な断水はもちろん長野原町だけのケースではなくて、どこの自治体も明日は我が身でできるだけ早めに片付けたいぐらいの気持ちで取りかかっていらっしゃると思うのですが、しかし優先順位と費用がかなりかさむということで、布設替え工事に限界があり、それを順繰りにやっていますとまた40年過ぎる水道管がどんどん増えてきて、基本的には終わりがないような状況が今続いておりますが、そこでお聞きいたします。

能登半島地震の影響による大規模な断水は、復旧までの困難さが浮き彫りになると同時に水道管の耐震化が叫ばれるようになりました。報道発表によると、中之条町の基幹的な水道管の耐震適合

率は31.0％（2022年度末時点）で全国的にはまだ低く、耐震化に対しての考え方はどうか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）水道管の耐震化につきましては、老朽管の布設替えを行うことで耐震化が図られるものと考えております。先ほどの質問でお答えしたとおり、今後も計画的に老朽管の布設替え工事を実施していきたいと考えております。

過日東京でインフラメンテナンスという全国大会がありまして、各首長の会議がありまして、行ってまいりました。今後各市町村で将来的にこのインフラメンテナンス、道路、橋、そればかりではなく水道、下水、これのメンテナンスが非常に大きな自治体の負担になってくるであろうという、実際に熊本県のある町の係長さんのお話を聞かせていただいて、参加した首長さんたちはそうだよなと、これからも道路、橋、そればかりではなくてやっぱり生活のインフラメンテナンスということが非常に大切だと。特に水道、下水、こういうことについては今後しっかり計画的に考えていかなければならないだろうと、そんな意見交換もさせていただいたところでございます。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）丁寧なご説明ありがとうございます。先ほどニュース等で水道管の老朽化が報道されたということをお伝えしましたが、さらにここに来て南海トラフ地震の発生を踏まえた上で上下水道の強靱化についてもまた意見が出て考えるような形で報道されております。

そこでお聞きします。水道管の耐震化計画策定指針では、耐震化計画として耐震化対策と応急対策の２本柱を示していますが、耐震化とは水道管を新しくするだけではなく、バックアップ体制も必要となります。町のバックアップ体制の現状と推進状況はどうか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）バックアップ体制としてのお尋ねでありますけれども、どこからでも水の供給ができるように連絡管の整備が必要と考えておりまして、今年度より３か年計画で整備を進めております大塚の水を三ノ原浄水場へ送水する計画もバックアップの強化の一つという観点から、大変重要な計画だと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）この事業は、今年度から着工されるということで、大変期待しておりますし、今後中之条町にとっても大変有意義な工事になるというふうに思っております。この事業により災害時に強い体系を整えるとともに、水源の水不足に対し、安心安全な水の提供ができる上に浄水エリアの水質の違いを解消することも併せて行っていると理解しております。

では、最後の質問です。人工知能、ＡＩを活用した点検などの合理化への将来的な取組及び考え方をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）最近新聞にも記事として掲載されておりましたが、ＡＩの活用は水道部門でも今後主流になっていくものと捉え、町といたしましても将来的な導入に向けて研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）これからは、重要な部分でＡＩが導入されてくるようなことが随所にあると思います。ＡＩの活用により漏水調査のための人手不足の解消を手助けしたり、効果的に漏水を発見でき、時間の短縮につながることで経費の削減を進めたり、さらに情報の集約機能的に情報の必要な水道にはうってつけの考え方だということをここにご紹介して、近い将来導入されることを期待して、この質問を終わりにさせていただきます。

　では、次の質問に移らせていただきます。２番．六合赤岩温泉「長英の隠れ湯」の現状と今後について質問させていただきます。かつては、地元の人たちが集い、地元の住民の憩いの場所でもあった赤岩温泉「長英の隠れ湯」ですが、令和４年11月に営業を休止してから間もなく２年になろうとしています。地元では、温泉施設の復活を望む声が未だ大きく、長英の隠れ湯の今後の方向性を示してほしいとの意見も多くあります。

　そこで、お聞きします。令和４年11月で利用を停止している長英の隠れ湯の現状をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）赤岩温泉「長英の隠れ湯」につきましては、令和３年３月頃から源泉の湯量が減少し、温度も低下してきたことから、令和４年11月20日で利用を停止し、源泉ポンプを引き上げ、温泉機能の低下の原因等の調査を実施をいたしました。調査の結果につきましては、湯量の減少は源泉井戸の詰まりや温泉の枯渇が原因と考えられるとのことであり、この調査の結果を踏まえて現在は休止しているところでございます。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）町長の答弁によりますと、温泉ポンプを引き上げ、温泉機能の原因調査の実施、この調査結果を踏まえて現在は休止しているとの答弁がありました。現在は温泉機能も停止しているということが分かったのですが、しかし過去には源泉温度が下がり、お湯のくみ上げ量も減っていたにもかかわらず、何とか令和４年11月まで営業していたという事実があります。

　そこで、同施設の利用停止に至った経緯と理由についてお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）利用を停止している理由は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、温泉機能の低下の原因等の調査を実施するために既にポンプを引き上げてしまっておりますので、温泉をくみ上げることはできません。地元の赤岩地区のみなさんには、令和４年度の調査結果を踏まえ、調査結

果を説明し、今の状況では新たにポンプを設置し再稼働することは難しい旨を説明させていただいております。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）そもそも長英の隠れ湯は、かつて六合保健センター内にあり、ゆっくりできる温泉施設として観光客にも人気の温泉でありました。しかし、平成31年３月で休止を決め、その代わり約4,160万円をかけて現在の場所に新たな日帰り温泉施設として令和元年５月31日にリニューアルオープンをされました。ところが、わずか３年あまりで休止に至っています。

そこで、お聞きします。問題発生後、原因究明調査や復旧可否判断調査の方法と、調査の内容の詳細及び調査費用をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）調査といたしましては、源泉井戸内においてカメラ撮影を行いながら確認を実施し、深度686メートル地点で降下不能となり、撮影を断念いたしました。また、温度計を使って源泉井戸内の温度を計測しましたが、ポンプの設置位置であります365メートルで45度ほどあり、最深部760メートル付近では70度を超える温度が確認されております。

今回の調査におきまして、劣化による源泉井戸の流入の悪化や温泉資源の枯渇として経年的な水位低下が考えられ、源泉井戸の構造上、これ以上深くにはポンプが設置できないことから、現状でくみ上げられる水位が限界に達したと言わざるを得ない状況であります。

なお、調査費用といたしましては、約640万円の費用が発生しております。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）町長の答弁によりますと、カメラ観察調査ということの特殊な調査で１回限りで約640万円というかなり高価な調査をされているということをお伺いしました。後にも先にもこれだけ高価ですと、カメラを入れた調査は１回だけで、とても続けてできるような状況ではないと思うのですが、このカメラ観察調査の内容としてお聞きしますと、カメラを源泉井戸の中に入れた調査が１日、温度計を入れた調査が２日間、トータル３日間の調査でほぼ結論に達したということになっております。

本来現在の源泉井戸に至っては、草津町が南部開発事業で温泉ハウス工事を実施し、その一環として平成４年度に8,700万円をかけて温泉ボーリングをしたものであるという記録が残っております。平成11年から六合保健センター内で長英の隠れ湯をオープンさせてからおよそ25年間、くみ上げポンプ交換は３度行ったものの、源泉井戸全体のメンテナンス作業は全く行っていないはずだといいます。

そこで、お聞きいたします。源泉の将来的な展望及び今後の調査継続の予定はどうか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）調査により源泉井戸内の状態は、さきの質問で答弁させていただきましたが、源泉井戸の流入の悪化や温泉資源の枯渇として経年的な水位低下が考えられ、将来的な展望といたしましては非常に厳しい状況にあると言えます。継続調査といたしまして、令和５年度に町が350メートルまで測定可能な温度計を購入し、温度が上昇しているか、水位が上昇しているかの調査とペットボトルを落下させた水位の反響による水位の変化を確認する調査を継続しているところでございます。令和５年12月、令和６年２月、令和６年６月、８月と４回の調査を実施しましたが、大きな変化はない状況でございます。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）これまで４回の調査を最近まで実施されているということが答弁で分かりましたが、現在に至っても源泉の回復兆候は見られないということから、カメラ観察調査終了後も職員が自ら温度計やペットボトルを駆使して水位調査を続けています。源泉の復活は地元住民だけでなく、調査を担当する職員も同様に源泉の復活を願いながら地道な継続調査を続けておるとお聞きいたします。

　そこで、地元住民が熱望する温泉施設の再度の可能性と今後どのような展開を考えているかをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）温泉施設の再開の可能性といたしましては、現在の状況では非常に厳しいと考えておりますが、引き続き継続調査を実施をして地元とも協議を進めていく中で検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）再三答弁していただいた、カメラ観察調査の結果からも現状は非常に厳しい状況にあるということ、町長からの答弁で十分伝わってきております。しかし、地元の住民にとってはこれまでどおりみんなが集える温泉施設の再開を願い、待ち続けているのも事実です。そろそろ外丸町長の英断の下、確実な源泉の確保と温泉施設の再開を検討していただきたいという要望をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安原賢一）山本修さんの質問が終わりました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

◎　散　会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

　３日目の18日は定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

　本日はこれまでにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午後３時０２分）

令和6年第1回中之条町議会定例会 9月　定例会議　会議録　第3日

招集年月日（会議）	令　和　6　年　9　月　18　日	
招集の場所	中之条町役場　議 事 堂	
開 議 日時	開 議	令和6年9月18日 午前9 時 30 分
散 会	散 会	令和6年9月18日 午前11 時 14 分

	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席	9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃	10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃	11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃	14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃	15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃				

会議録署名議員	14番　小栗　芳雄	1番　原沢　香司	2番　福田　公雄

職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥
	議事書記	小板橋　千晶	書記	木暮　駿希
	議事書記	割田　祐太		

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	剱持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝

議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議　事　日　程　　第３号

（令和６年９月１８日午前９時３０分開議）

第１　議案第　１号　　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第３号）

議案第　２号　　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第　３号　　令和６年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第　４号　　令和６年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　５号　　令和６年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　６号　　令和６年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）

議案第　７号　　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第２号）

議案第　８号　　令和６年度中之条町下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　９号　　令和６年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

第２　議案第１０号　　中之条町印鑑条例の一部改正について

議案第１１号　　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

議案第１２号　　中之条町国民健康保険条例の一部改正について

議案第１３号　　野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第３　議案第１７号　　令和５年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

認定第　１号　　令和５年度中之条町歳入歳出決算認定について

認定第　２号　　令和５年度中之条町事業会計決算認定について

第４　請願第２号

追加日程第１　議第１号議案　「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出について

第５　議員派遣の件

○

◎　開　議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。第１回定例会９月定例会議の本会議も本日で３日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと録画録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎　議案第　１号　　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第３号）

◎　議案第　２号　　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第　３号　　令和６年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　４号　　令和６年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　５号　　令和６年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　６号　　令和６年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第　７号　　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第２号）

◎　議案第　８号　　令和６年度中之条町下水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　９号　　令和６年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

○議長（安原賢一）日程第１、議案第１号から第９号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る４日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。７番、関さん

○７番（関　美香）一般会計補正予算について、３点ほどお伺いをいたします。まず初めに、議案書の12ページ、障害者等理解促進啓発事業についてお伺いいたします。障害者等理解促進研修啓発事業の委託料が計上されていますが、研修と啓発事業の内容とその対象者について説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）障害者の理解促進等啓発事業の20万円の部分かと思いますけれども、こちらにつきましては郡内で吾妻郡の自立支援協議会というものを毎月実施しておりまして、そちらの令和６年度が幹事町村と中之条町がなっておりました。幹事町村につきましては、研修視察等の予算につきまして幹事町村が予算を取るということで決まりがあったのですけれども、ちょっと今年幹事町村ということが失念しておりまして、予算が確保されておりませんでしたので、今回20万円の予算を計上させていただいたものでございます。今後、郡内の研修等を行う際の予算ということで使わせていただくものでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）研修の対象者はどなたになるのでしょうか。また、啓発事業という委託料も計上されているので、その啓発事業というのがどういうのか、町民に対してなのかななんて私ちょっと感じていたのですが、そのへんの説明をお願いできればと思うのですが。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）研修につきましては、幹事町村の職員、それから自立支援の対象者等の

研修となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）この研修、また啓発事業によって障害者への理解が進められていくようになっていけばいいなと感じております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の19ページになります。ガスヒートポンプ空調設備設置工事についてお伺いいたします。中之条小学校の体育館は、体育やその他の行事で児童生徒が使用し、また避難所にもなっていることから、つり架台を使い12か所の空調機設置においてより安全を保っていただきたいと考えますが、安全面についての説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）ＧＨＰの設置について、機械の安全面という形ですけれども、これは専門の設計業者のほうが入りまして、この業者はもう幾つも明和町とか桐生市とかほかでもたくさんの実績を持っている委託業者です。設計の業者になります。そういったところでちゃんと実績に応じてもちろん設置する高さでありますとか、設置する空調設備を守るための枠、そういったものもしっかり考えた上で設置をいたしますので、安全面は間違いなく大丈夫だと考えております。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）説明をいただきました安全の確保においては、メンテナンスも大切であると思っております。メンテナンスも含め、安全の確保に十分努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく19ページになります。小学校教育振興事業についてお伺いいたします。生活指導員１名を配置するための費用が計上されておりますが、配置の目的をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）もともと小学校、中学校には特別教育支援員、特別支援学級に支援員を配置はしておりましたけれども、やはり普通教室の中にも、特に診断があって特別支援学級に入らなくてはいけないようなお子さんではないお子さんの中にもやはり困り感を持っていたり、どうしてもずっと着席していられなくて教室の中、または廊下、学校内を歩き回ってしまったりというようなお子さんも中には何人かいらっしゃいます。そういったお子さんに対しまして生活支援指導員という形で配置をしたいものでございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）普通教室にも生活指導員設置していただけるということで、保護者の皆さん安心していただけるのではないかなと思っております。

以上で私の質疑を終わりにいたします。

○議長（安原賢一）ほかに質疑はございませんか。12番、福田さん

○12番（福田弘明）19ページの教育費、学校管理費、先ほど同僚議員が空調設備の工事についてお尋ねいたしました。私も関連がありますので、この際お尋ねいたします。説明いただいたときにたしか私のほうからこの空調設備を張り出して設置するのは少しまずいのではないかと、なぜギャラリーの部分に設置できないのかということを質問させていただいたのですが、いまいち明確な回答をいただいていないような気がしますので、改めてお伺いします。これつり下げるまず第１に空調設備について重量、それとギャラリー部に設置できない理由について、現在ギャラリーの部分はどのような使い道になっているのか、それと図面を見させていただきましたところ側面に配置ということなのですが、たしか小学校の体育館は入り口上部は非常に広い部分、スペースがあります。そこになぜ設置できないのかということ、この３点についてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）まず、つり下げる機械の重量でございますけれども、今予定しているものが製品の質量として今１台が40キロのものでございます。そこに、かご等がつきますので、さらに重さは重くなるとは思います。

設置がなぜギャラリーとか、あとは入り口の上のところに設置できないかということでございますけれども、もちろん設置をすることは可能なのですが、そういったところに設置する専用の機械というものがやはりありません。縦型の置き型の設置するような空調設備でありますと、どうしても高さがありまして、冷たい空気は下のほうに行くのですが、暖かい空気は上のほうに行ってしまうとか、どうしても冷やすための効率が悪いというような部分があります。これは、ほかの学校の明和町の事例でもあったのですが、大きさは中之条小学校と同じような体育館のものであったのですけれども、屋根の高さが高過ぎるということで、エアコンの機械を２段に分けて設置するようなこともありました。そういったこともお聞きしています。ですので、今回置き型のような形のものをギャラリーなどに置きますと、２階の部分に置きますとどうしても効率が悪いということが設計のほうからも言われておりまして、今回つり下げの形にしております。

つり下げの形についても、本来中之条の体育館にはギャラリーが軒のような形で出ていませんので、どうしてもつけるための鉄骨材が必要になってくるというような形で今回補正もお願いしているところでございますけれども、ギャラリーの部分に軒が出るような形の部分でありますと、その下につけるというのが効率的にもいいという形でほかの学校、ほかの体育館でもよく行われている形であるということが設計のほうから言われているところでございます。とにかく先ほども申し上げましたけれども、今回お願いをしている設計業者は明和町とか桐生市とかいろいろなところでＧＨＰだけではなくてＥＨＰ、電気式のものも設置をしておるところでございます。そのへんの効率もしっかり考えて設置場所を考えていただいているところであると我々は認識しております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）据置型でなくてもつり下げのタイプのやつをギャラリーの部分に置くということ

では対応できないのかなと思います、説明を聞いていて。

それと、もう一つ、なぜギャラリー部分は結構そこそこ広かったような印象も、昔の話なので、分からないのですが、広かったようなので、スペース的にこれ設置をしても問題はないと思うのですが。なぜそこにこだわるかといいますと、やはりつり下げるとなるとその下に子どももいますし、また子どもですので、そのつり下げの下段に何らかの、上ったり下りたりするような危険が伴うと思いまして、できればギャラリーの部分に設置されるのが非常に安全面の面で有効ではないかなと。確かに設計の面では安全面を配慮して造るでしょうけれども、実際運用される面でそういう心配があるので、今回さらなる説明をお願いした次第なのですが、くどいのですがもう一度、ギャラリーの部分は今は何に使われています。何か使う目的があってそこに置かれてしまうと不便だということなのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）ギャラリーのほうは、特に今のところ何も使ってはおりません。ですので、体育館のカーテンを開け閉めするようなときに上る程度だと認識しております。ですので、もちろん設置することは可能であると考えておりますけれども、天井つり下げ式のものをそこに置くというのは、メンテナンスの面からもやはり難しいのかなと考えております。置くのであると、やはり床置き型というものになるのかなと考えています。安全面に対しては、もちろん十分な安全が確保できるように、これは設計のほうとも細かく打合せをしているところでございますし、以前に全員協議会のところで私が説明をさせていただいた資料の中でこういった三角形のつり架台を造るのですというイメージ図として写真を添付させていただいたのですけれども、これはちょっと私のほうで本当にイメージ図という形で作らさせていただいた資料だったものですから、ちょっとそのときに説明が足りなくて申し訳なかったのですけれども、あんな簡単なものではなく、もちろん上から子どもが登れないような形にはしたいと思いますし、もちろん下からぶら下がるようなこともできない、またボールがそこに挟まるようなこともないような形で今設計のほうと打合せをしているところでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）十分に安全面に配慮して設置していただきたいと思っております。

それと、もう一つ落としてしまったことがあるのですが、これ災害に備えてという要素もあるようなのですが、以前聞いた説明ではこの本体のほうにバックアップ電源と、それと蓄電池が一体となっているものというような説明を受けたのですが、その際私はバックアップ電源については別に設置してメンテナンスも違うので、非常時の電源です、それをしたほうがよいのではないかと。これは、メンテナンスの方面からのあれなのですが、そのへんやはり一体もの、１つのパッケージの中に電源、それと停電時の非常電源が入っているものなのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）今回予定しているものですと、まずやっぱり１つの室外機の中に全て入っているものでございまして、一番下にガスエンジン、ガスで動かすエンジンがメインのものですけれども、あります。その上にバッテリーと発電をするためのインバーターボックスが設置されているような状況のものでございます。ガスエンジンの下にやはり発電機であったり圧縮機であったりというものが設置されているものですけれども、それぞれはやはり定期的なメンテナンスというものも必要なものになりますので、部品部品で交換はできるところはもちろん交換できるようなものにはなっているようです。このへんは、一体化型だからといって１つが壊れると全てを取り替えなくてはいけないものではなくて、その部分の部品だけを取り替えれば大丈夫であるというようなことは確認をしております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）一般的には、非常用の電源とかそういったものは別個でそれぞれメンテナンスのあれ違うから、設置されるべきだと思うのですが、慎重に検討されて問題ないというのならしようがないかなと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）こども未来課の説明は、大変よく分かりましたし、これから検討していただければいいかなと思いますけれども、町長に１個提案なのですけれども、この小学校のエアコンは非常時にも活躍できるようにつけたいということですけれども、もともと体育館自体はそれほど断熱とかそういうのを考えて造っているものではなく、どちらかというと換気を一生懸命頑張るための造りをしているのかなというふうに思います。この際せっかく架台をつくるのですから、私常々思っているのですけれども、何か非常時には架台から架台までワイヤーのようなものを通して透明なビニールシートがさーっと引けて天井も造れるような感じになっていれば非常に冷暖房効率がいいかななんて、ほかの災害の体育館なんか見ていて思うのですけれども、今回の補正でやれというわけではないのですけれども、せっかく架台を造るのであれば、何か簡単にこれフックをつけて天井が張れるようなこともちょっと構造的に可能であれば今回やっておいたほうがいいかなと思うので、ぜひ可能であればお願いしたいのですけれども。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）そのへんについては、今こういうふうにしたいという話ではなくて、冨沢議員のご指摘、あるいはご意見ございましたので、ほかの町村でやっているようなガスヒートポンプの設置状況を見ながら、その架台にできるものか、いろいろちょっとまたそのへんは今ご意見いただいたので、こども未来課のほうで検討はさせていただきます。ただ、今日は意見を伺ったということでよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第１号　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第３号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号　令和６年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号　令和６年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号　令和６年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　令和６年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第２号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号　令和６年度中之条町下水道事業会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号　令和６年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１０号　　中之条町印鑑条例の一部改正について

◎　議案第１１号　　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

◎　議案第１２号　　中之条町国民健康保険条例の一部改正について

◎　議案第１３号　　野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第２、議案第10号から13号を一括議題とします。

これらの議案についても、去る４日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、最初に議案第10号　中之条町印鑑条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号　中之条町国民健康保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号　野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

◎　議案第１７号　　令和５年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

◎　認定第　１号　　令和５年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎　認定第　２号　　令和５年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第３、議案第17号、認定第１号及び認定第２号を一括議題とします。

これら議案につきましても、去る４日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑はまず通告された順から行います。１番、原沢香司さんからお願いします。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）では、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。まず、一般会計の委託料について伺います。あらましでお示しをいただきました一般会計の金額、あらましの５ページにまとめていただいておりますけれども、こちらの12番、委託料、前年比にいたしますと1.7億円ほど減っているわけなのですけれども、こちらの減額の要因についてご説明いただきたいと思います。

また、今後の増減の見込みがもし分かるようでしたら教えていただきたく思います。お願いします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）委託料の前年に比べての減額理由ということでございます。基本的には、令和４年度におきまして単独で実施いたしました事業分ですとか、事業終了あるいは変更に伴うものが主な減額要因になるわけでございますけれども、一例で申し上げますと例えば総務費関係でございます。総務費関係ですと六合地区においてのケーブルテレビの光化に係るこういった業務委託料、あるいは固定資産関係でございますけれども、３年に１度の評価替えの年になっております。こういったことで実施いたしました航空写真の撮影に係る業務委託料ですとか、あるいは不動産鑑定士の評価委託料、こういった減額が主な原因になります。

また、衛生費等におきましても新型コロナワクチンの接種の業務委託料の減額ですとか、あるいは農林水産費におきましても新型コロナに関わる農家支援の委託料の減額、こういったものが減額の要因になります。

また、教育費関係でございますけれども、ご存じのとおり図書館の運営が業務委託から直営になったことなども要因の１つかなと考えております。もちろんこれ以外にも各種事業の積み上げでありますので、前年度に比較いたしまして相対的に減額になったかなと思っております。

今後の予定ということでございますけれども、こういった要因を踏まえますと数年に１度はどうしても実施しなければならない事業がございます。また、工事等が増えればその分設計委託料、こういったものも増額になりますし、また情報関係も今盛んでございます。そういったところは、まだ未確定な部分もございますので、なかなか今後の予想というのは難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ご説明いただきありがとうございました。特に新型コロナの関係で令和４年から令和５年に比して減った部分もあるかと思いますけれども、質問の回答の中で図書館の運営が直営に戻ったことによる減額もあるということでお話伺いました。やはり町の大切な事業で、今まで委託に出していたけれども、必要な部分は直営にしていく、この判断は非常に大切なことだと思いま

すので、またあらゆる業務において、本当にこれ委託のほうが適しているのか、直営でやるべきなのか、このあたりはぜひ今回の図書館のように一旦委託出したけれども、必要なものは直営に戻していくというような判断も必要になることがあると思いますので、また引き続きこのあたり少しでも町の財政が町の外ではなく町の中で回るようにご注意いただいたりですとかしていただければと思います。

次の質問に移りたいと思います。同じく一般会計についてなのですけれども、またあらましの資料の中で繰出金、27番で額を示していただいております。こちらも前年度に比べますと約4.9億円ですか、減っているわけなのですけれども、かなり大きく減額しております。こちらの要因についてご説明お願いいたします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）繰出金の減額ということでございます。決算のあらまし、お手元にあるかと思うのですけれども、こちらの４ページで説明させていただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、お手数なのですけれども、４ページのほうをお開きいただければと思います。４ページの課目ごとに上からあるわけなのですけれども、その中で６款の農林水産業費、それから８款の土木費におきまして、前年度比が大きくマイナスになっているかなと思っております。一方で12款の諸支出金が逆に大きく増加しております。これ理由なのですけれども、令和５年度から下水道事業、それから農集排事業におきまして特別会計から企業会計になりました。特別会計の場合ですと、例えば農業集落排水事業特別会計繰出金として農林水産業費から、それから同様に下水道であれば下水道事業特別会計繰出金として土木費からそれぞれ繰り出していたわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げたとおり特別会計から企業会計に伴いまして繰出金という形ではなくて、諸支出金におきまして各事業会計に補助金として支出するようになりました。このために前年度に比較して繰出金が減額となっております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）大変分かりやすい説明、ありがとうございました。会計の仕組みが変わったということで納得、理解をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、財政調整基金について伺いたいと思います。今回財政調整基金のほう、取崩しがありましたけれども、この取り崩した要因についてご説明をいただければと思います。お願いいたします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）財調関係でございます。一言で申し上げますと、一番の理由はやはり町税を含む歳入の減少というのがございます。我々各事業を執行していく上でどうしても財源不足が生じた場合、当然財源を確保する必要がございます。そういった中で必要に迫られまして財政調整基金

においてその分を補っていくというふうなものでございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）財政調整基金の要因ということで、次の質問で歳入についても伺いたいのですけれども、やはり歳入これからもなかなか多く増えていくというふうにはなっていかないと思います。財政調整基金については、以前の一般質問でも触れましたけれども、やはり本来であれば町民が必要とするサービスに対して充てるべきものというふうに理解しておりますので、今回のように必要とあらば財政調整基金しっかりと活用して必要な行政サービスが町民に届くよう引き続き努力していただければと思います。

一般会計の歳入について伺いますけれども、今後町税ですとか国からの交付金等も減っていくということが予想されます。こういった事態に際しまして、引き続き町の住民の皆さんにサービスを行っていくためにどのような行財政運営を心がけていくつもりかお聞かせください。お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員のおっしゃるとおり、これからどんどん人口減少、少子高齢化が加速をしていくということは間違いないと思います。そうなってきますと、やはり歳入面での減少、これはもう将来的には厳しい状況かなと、こんなふうに思います。加えて、中之条町の人口は20年後には１万人を切るという状況にあります。高齢化率も現在41.15％ということでありますので、これがどんどん進んでいく上において社会保障費のやはり需要が増えてくることも予想されます。反面、中之条町町道なんかは700キロメートルという非常に面積が大きいものですから、長い距離を持っている。橋梁、上水道、下水道、こういったインフラメンテナンス、これが恐らく将来的に大きく財政に重い影を落としてくるのではないかと、こんなふうに予想されます。しかしながら、高齢化が進んできますとやはりそういった方々への福祉、町民の皆さんに寄り添った財政運営をしていかなければならないということで、できるだけ無駄を省きながら、しかしインフラはメンテナンスしながら、そして町民の方々に寄り添えるような、そういった予算運営をしていかなければならないだろうと。特にこれから人口減少ということはしっかり頭の中に入れて行政運営、これからの予算運営をしていかなければならないかと、こんなふうに心がけていかなければいけないと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）町長から答弁いただきました。本当に外丸町長の掲げておる共創のまちづくり、この考え方がとても大事になってくると思っておりまして、やはり町のことだから役場が全部やってくれというのがなかなか既に難しい部分があると思うのです。やっぱり町民の皆さんにも言われることやっていただく。そして、企業として町で活躍されている皆さんにも協力して一緒に町をつくっていく、こういった姿勢を外丸町長強く打ち出されておりますので、引き続き財政的には本当

に厳しいことはもう目に見えておりますので、一層この共創のまちづくり、町民の皆さんや町で働く企業の皆さんにも協力を得ながら一緒に中之条町を支えていくのだと、そういうような形で舵取りいただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）全くそのとおりだと思いますので、共創という言葉が最近マスコミ、あるいは新聞紙上で非常に出ていますけれども、本当に共創のまちづくりというのがまた人口減少の中で新しい力が湧き出てくるのではないかというような気がしますので、やっぱりみんながこういう時期だからこそ力を携えて絆をしっかり持ってこのまちづくりをして、我が町を要するに住みよい町だと、住んでいたいのだと、そういうまちづくりをやっぱりしていかなければならないということは、共創のまちづくりがこれから非常にキーポイントになってくるのではないかと、こんなふうに痛感しておりますので、ぜひ原沢議員からもいろんなご提案やご指導がありましたら今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございました。本当に私たち議員のほうもできることをやりながら常にこの共創のまちづくり、町民の皆さんと力を合わせてやっていければと思いました。

以上で私の質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）続きまして、２番、福田公雄さん、お願いいたします。２番、福田さん

○２番（福田公雄）それでは、決算のあらまし64ページ、保健体育推進事業について質問いたします。各種スポーツ大会を開催したとありますが、その種目数、参加者数、参加チーム数はコロナ前と比較するとどうなっているでしょうか。お聞かせください。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（剱持和美）各種町民大会の種目等のコロナ前との比較についてですが、各種町民大会の開催数をコロナ前と比較しますと令和元年で58大会、令和５年で56大会となっており、若干減ってはいるものの、ほぼ同数となっております。参加者数、参加チーム数などは各専門部が主催しており、事務局として把握しておりませんが、大会自体は開催している状況となっております。各専門部、支部において各種大会が予定されていることから、コロナが直接の原因で開催されなかった大会はないと思われます。

○議長（安原賢一）２番、福田さん

○２番（福田公雄）コロナの影響はほぼないということでご答弁いただきましたが、私の実感としてはコロナによる行事の中止期間が長かったことで参加数の減少や大会が開催されないなどの影響が出ていると思います。また、こういったスポーツ行事に限らず地域行事、そういったところで少子高齢化の中、頑張って続けてきた行事、そういったものがこのコロナで休んだ。これによって不参加でもいい、また中止、縮小してもいい、そういった流れになってきていると思います。そうい

った中でこのスポーツ分野では、各専門部や各地区のスポーツ協会で大会の開催や運営についていろいろ検討されていると思います。そういった検討をしているスポーツ協会、専門部に対して今後行政としてどのように関わっていくか、方針があればそれをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（剱持和美）行政としての関わりとしましてですが、スポーツ協会は中之条、沢田、伊参、名久田、六合の５支部及び21種目の専門部で組織されており、各部の主体的な活動として大会を開催していただいております。町は、各種町民大会をコロナ前に活動が戻るよう補助金を交付するなど再開支援を行っております。また、スポーツ協会も本部役員に支部長が選任できるように組織改革にも取り組んでおります。

以上です。

○議長（安原賢一）２番、福田さん

○２番（福田公雄）ありがとうございます。スポーツ協会の活動、今組織改革なども進めているということで、大変ありがたく感じるところですが、まずこのスポーツ協会の活動、町民の健康増進、そういったものだけではなくて地域コミュニティー、特に世代間交流において非常に大きな役割を今までも担ってきましたし、これからもそういうところを期待したいと考えています。

そういう中で専門部や地区のスポーツ協会の独立性です。先ほど答弁にもありましたが、主体的ということでそういった形で運営をしている、そういったところを保ちながら行政として関わっていくというのは大変難しい面もあると思います。ただ、こういったものをやはり一旦なくしてしまうともうその後復活することはなかなか難しいです。先ほどの原沢議員の質問の中にもありました。やっぱり少子高齢化、人口減、そういうところで大変なところはありますが、まずはスポーツ面、そういったところで何かしら支援をいただいたり、また私も地元沢田６区でスポーツ協会の区代表ということでまだ参加しております。そういった中で私も何かしらアイデアだとか考えがあれば意見として出していきたいと考えています。そういったことがもしかしたら少子高齢化に対しての何かしらのアイデア、何かのきっかけになる可能性もあると私は考えております。行政として難しい面はあるとは思いますが、スポーツ協会に、また町のスポーツに対してよりよい支援をこれから考えていっていただけるとありがたいと思います。

それでは、私の質問を終わります。

○議長（安原賢一）続きまして、５番、山田みどりさんの質問をお受けします。５番、山田さん

○５番（山田みどり）通告させていただきました決算についてですけれども、会計年度任用職員の処遇に関して質問をさせていただきます。今年度からは勤勉手当が支給されていて、そういった処遇の改善が図られていると思うのですけれども、令和５年度において職員の適切な配属、そして処遇についてはどのように検討されて執行に当たられたか質問させていただきます。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）会計年度任用職員の処遇ということでございます。先日の一般質問だったでしょうか、同僚議員からも年収の壁ということでご質問いただきました。ご承知のとおり、当町にきましてはフルタイム会計年度任用職員、それからパート会計年度任用職員、合わせますと正規職員を超える人数を雇用してございます。例えば給料ですとか報酬、それから今議員ご指摘の諸手当、あるいは特別休暇等の処遇につきましては、可能な限り配慮をしているつもりでございます。一方では労働力不足問題、こちらにつきましては非常に多くの、これ官民問わず見聞きする機会が非常に多くなってきております。業種によってはかなり厳しいというお話も聞いておりますし、そういった中で考えるとこの会計年度任用職員、各部署でご活躍いただいているわけなのですけれども、労働力という部分に関して言えばなくてはならない存在であると、このように考えております。人口減少も進む中で労働者確保というのは非常に重要なことでございますし、特に女性の活躍は不可欠かなと、こんなふうに感じておるところでございます。会計年度任用職員の問題につきましては、まだまだ課題ですとか問題点、こういったものがございます。地域の状況等を視野に入れながら引き続き注視してまいりたいと、このような考えでおります。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）総務課長がおっしゃられたように、会計年度任用職員、200を超える職員数かと思います。本当に全ての職員を把握していくのさえ難しいぐらい各施設のところでご活躍いただいているというところで、やっぱり同じように町の職員として働く上ではそうした処遇改善、ぜひ見直していただきたいということと、必要であればやはり正規にというのは、昨年の12月の一般質問でもお願いをしたところではありますけれども、この処遇改善についてはまた次の予算の面でも反映いただいて、ぜひ検討いただきたいなというふうに思っています。

　また、答弁の中で女性の活躍というところが答弁がありましたけれども、女性が活躍しているところといえば保育士ですとか幼稚園教諭が女性の職員が非常に多いという、そこではやっぱり会計年度任用職員で働いている方もいると。そういうところのやっぱりここもぜひもうちょっといろいろな声を聞いていただいて、検討いただければというふうに思います。

　それで、引き続きまして町政運営について、先ほど同僚議員の質問の中で町長もうお答えいただいたので、少しかぶるところもありますけれども、財政面というところではなくて、今物価高騰などで町民生活には本当に大きな影響があって、それについて令和５年度では町民生活にやっぱり寄り添った財政の事業の執行をしていただいたなというふうに思うのですけれども、町長として令和５年度の事業について振り返って、どのような思いでこの事業執行を行ったかということを答弁いただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和５年度の物価高騰に対してどのような考え方で町政執行を行ったかというご質問であります。令和５年度がまだまだコロナがしっかり尾を引くような、非常に住民の方も国民

全体が不安を覚えるような、そんな令和５年ではなかったかと、こんなふうに思っております。一例を挙げますと、水道料金の減免、あるいは農業の物価高騰に対する支援をさせていただいたり、町民の皆さんに商品券をお一人お一人お配りさせていただいて、それから特別支援をさせていただいたり、いろいろな事業をさせていただきました。これは、もうとにかく町民の皆さんの不安を少しでも和らげようという考え方の中で、やっぱり令和５年度はコロナの影響をまだまだ引いておると。それに加えて世界情勢が非常に物価高騰を押し上げるような事案が、あちこちで紛争がありますので、こういったことが早く終結すればいいのでしょうけれども、なかなか先行きが見通せないという状況の中であっても、我々はやっぱり町民の皆さんの生活をしっかりと支えるような、そういった不安を取り除く、そういった行政運営を心がけてきたと、こういうことであります。このまちづくりというのは前も申し上げたかと思うのですが、ゴールというのはありませんので、日々柔軟性を持ちながらその時々の環境に合わせたやはり対応をしていかなければならないと、そんな感じております。恐らく令和５年以前のコロナ前というのはこういう状況はなかったのでしょうけれども、我々人間が想像し得ないような事案が発生することが多々これからも起きるのではないかということもありますので、今回こういったことをしっかりと勉強させていただいて、教訓がありますので、今後そういうものを将来的に生かしていければと、今後令和５年度のこの状況を先行きにつなげていきたいと、こんなふうな考え方を持っています。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）町民の声に様々な対応していただいて、予算執行をいただいたというふうに理解いたしました。本当に町民の生活まだまだ厳しいですし、そして物価高騰だけではなくて、やっぱり災害ですとか、本当に何がこの先起こるか分からない、そういった先行き不安の中でもしっかりと町民の声を聞いて予算を積み上げていっていただくということが非常に大事かなというふうに思います。この予算は、ずっとこの先も継続していきます。今令和５年度の決算の認定をしていますけれども、これがまた次の予算につながっていくことですので、ぜひ町長の視点としては町民と一緒に、その共創のまちづくりというのは先ほど来からおっしゃっておられますけれども、やっぱり町民に寄り添って、様々な声が多分町長のところには届くと思います。いい声も悪い声もいろいろ、悪いとは言わないです。いろいろな声もあると思うのです。それに対してもしっかりと耳を傾けてきちんとその声に応えていただけるような予算執行をしていただければというふうに求めまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）続きまして、７番、関美香さんの質問をお願いします。７番、関さん

○７番（関　美香）それでは、決算書の84ページ、マリッジサポート事業についてお伺いをいたします。同窓会支援事業の補助対象が令和５年度において25歳から20歳に引き下げられましたが、同窓会支援事業補助金の利用実績、また周知はどのように行ったのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）同窓会支援事業補助金につきましてのご質問でございます。この補助金につきましては、令和５年以前につきましては満25歳から満40歳までを対象としておりましたが、令和５年度から満20歳からに引き下げさせていただきました。こちらにつきましては、はたちを祝う会の参加者をターゲットにした改正でございます。周知方法につきましては、町ホームページによる周知、それから広報４月号への掲載、またはたちを祝う会の開催の際に実行委員会が年間３回ほど夏から開かれておりますので、その場に出向きまして制度の説明ですとか補助金の申請の仕方等を夏に１回と、あと直前に１回というような形で周知させていただきまして申請を促しているところでございます。実績につきましては、コロナ前、４年度までにつきましては同窓会というか飲み会自体がほとんど行われない状況でございましたので、実績がしばらくない状況が続いておりましたが、令和５年度につきましては３団体の申請をいただいたところでございます。この事業につきまして、出席した方から中之条に残りたいとか、あと現在は出ているのですけれども、将来的には中之条に戻りたいというような機運が高まれば今後の若者が中之条に残っていただく、増えるという要因につながり、また少子化に将来的にはつながっていければということを願っての事業となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）利用実績のほう、コロナ禍、令和５年度において３件あったというところで、また対象者も二十歳に引き下げられたということで、これ結婚機運の醸成にもつながったり、また同窓生が集うとてもよい事業だと思っております。また、周知方法についてもしっかり周知されているのかなというところも確認させていただきましたので、今後とも少子化にもつながるような大事な事業だと思いますので、引き続きの取組をお願いいたします。

それでは、決算書の159ページ、母子衛生費についてお伺いいたします。子育て世代包括支援センターにおける相談実績、また子育て世代包括支援センター設置において令和５年度はどのような効果を得られたのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）議員のご質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターですが、こちらにつきましては妊娠初期から子育て期における支援を包括的に実施するために令和２年10月に開催されたものです。このセンターでの相談の実績は、令和３年度が777件、内訳といたしましては相談業務によるものが286件、健診時の相談が423件、令和４年度におきましては943件、相談業務によるものが476件、健診時のものが406件、令和５年度、こちらにおきましては848件、相談業務におけるものが395件、健診時のものが405件となっており、多くの相談をいただき、これをきっかけとして支援につなげているような状況にございます。こうしたセンターにおける相談の体制につきましては、この設置の前と後では特に変わりはありません

が、お尋ねの令和５年度の事業といいますか、このセンターが設けられてからの大きな効果といたしましては、本センターの開設時に新たに相談室を個室として設置させていただきました。この相談室では、妊産婦やお子様を連れた親御様がゆっくりと相談することができるようになっていることが大きな効果として挙げられるかと思います。各種の相談への対応のほか、保健センターで実施される乳幼児の健診の際にもお子さんの発達の相談などデリケートな相談に対して専門職がこの相談室を利用して相談に応じることが多く、プライベートが守られた空間で安心して相談できる場となっているような状況です。

以上でございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）令和５年度において、相談実績が848件と、相当皆さんいろんな部分で悩んでいるのかななんてこの数字を見て感じております。それにおいて、課長から答弁いただいたように子育て世代包括支援センターのほうに個室の相談室があるというのは本当に安心して相談を受けられるのかなって、そういう相談体制の充実、伺わせていただきました。

引き続きお伺いしたいのは、相談体制において対面以外の相談窓口の設置状況というのは令和５年度においてどのような状況であったのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）母子の相談に関しましては、メール等ではなかなか酌み取れない内容が多く、意識して対面、または電話等での相談をすることに努めているような状況でございます。そうした中で対面での相談や電話での相談は乳児健診や個々の相談の際に来られた方に対して、これまでのところ全員に行うことができているような状況でございます。しかし、議員がおっしゃるとおり昨今対面や電話で相談することを負担に感じる方も大変多くいらっしゃるように思いますので、こうした方にも対応できるよう現在中之条町の公式のＬＩＮＥや子育て情報を現在発信しています子育てモバイル、こういったところからも相談ができる体制について検討を行っている状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）答弁いただいたように、もちろん対面で相談を受けるというのは、顔を見るというのは大事なことだと思うのですが、昨今の状況として答弁と同じようになるのですが、やっぱり思ったときに気軽に相談できるというのは本当に大事な相談体制の窓口ではないかなと思っております。先ほど848件ということでかなりの相談件数あります。皆さんの抱えている問題が数として現れているのかなと思いますので、対面以外の相談窓口について今後新年度に向かってぜひ検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最後の質問になります。決算書256ページ、教育研究所運営事業についてお伺いいたします。教育支援センター「虹」において令和５年度保護者に対して行った支援の内容、また保護者からどのよ

うな相談が寄せられたのかお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）そうすれば、教育支援センター「虹」の保護者に対して行った支援の内容と、あと寄せられた相談ということでございますけれども、まずは令和５年度に保護者に対して行った支援の内容から申し上げさせていただきます。保護者からの個別の相談は約50件ほどございまして、それぞれ対応しております。また、年度末には希望制で保護者との面談も行っております。そのほか教育支援センターの事業といたしまして、臨床心理士のアドバイスを受けながら保護者それぞれが子育ての悩みや子育ての振り返りなどを話す「おしゃべり会」と呼ばれる事業を学期に１回程度開催しております。また、カウンセリングの専門家を交えまして、子どもとの関わり方や対応を身につけてもらう、そういった事業でペアレントトレーニングというものがございますけれども、この学習会を１コース６回の受講回数になりますけれども、これを年３回行っております。こちらのほうは、定員が４名になりますので、年３回で12名というふうな形になります。

さらに、保護者同士のつながり活動としまして、同世代の子どもを持つ保護者が集まりまして、虹の指導員を中心にみんなで考える相談会みたいなものを年20回ほど行っております。これらの活動や支援によりまして悩んでいるのは自分だけではないということがやはり分かるということが一番大きなことになります。そして、子ども達の困り感や保護者の悩みについて一緒に考えていけるようになっているような状況でございます。

次に、保護者から寄せられた相談の内容でございますけれども、やはり学校に登校できないことに対する相談というものが一番多くて40件ほどありました。次いで、子育てに対する悩み、話せる友だちがいない、子どもとの関わり方が分からない、子どもとの進路などに対する相談がそれぞれ数件あったとのことでございます。それぞれの相談に対し、「おしゃべり会」やペアレントトレーニングへの参加を促しまして、保護者の悩みの解消や意識の変化につなげておるところでございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）本当に保護者に対して本当に手厚い支援を行っていただいているのだなというのを確認させていただきました。この質問をさせていただいたのは、学校に行けない子どもだけではなくて、それを見ている保護者も本当につらい思いをして日々過ごしているのではないかなと思っております。先ほどおしゃべり会というところで、保護者同士の交流もあるということも確認させていただきました。この支援センターのほう、指導員が１名、令和５年度は増員されたということで３名の体制というところで、今後ももちろん児童生徒、そして保護者にも寄り添った支援をお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）ここで質問の途中ではありますが、休憩としたいと思います。休憩を50分までででお願いします。

（休憩　　自午前１０時３４分　至午前１０時４９分）

○議長（安原賢一）再開します。

ほかに質疑はございませんか。12番、福田さん

○12番（福田弘明）２点ほどお伺いいたします。１つは、先ほど同僚議員も質問したことの関連質疑になるかと思うのですが、財政調整基金、貯金です。これが大分７億円取り崩しました、貯金から。この７億、お金、どこに充当したのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）財調をどこに充当したかということなのですけれども、こちら財政調整基金でございます。ですので、一般財源ですので、充当という概念というか、そういうのはないのですけれども。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）一般会計の中に入れてしまったから。この貯金のお金に印がついていないから分かりませんということですね。そういうことでしたら、これ以上はお尋ねしても無理なので、ここまでとします。

外丸町政、大分国の借金も多く、予算の規模も小さくするということで、例年よりも５億円近く予算を削ったかと思うのですが、それでも７億円あまりを貯金から取り崩してしまったということなので、もしこれは私と町長の考え方がちょっと違うので、私はもっと積極財政でどんどんやるべきだという考えなので、ここは町長の考えでこういうことになって一般会計のほうへ充当したということで収めておきます。

２点目、ふるさと思いやり基金についてです。これは、ふるさと納税のいただいたお金です。2,935件ございまして、総額で２億2,183万9,100円ということですが、これ使い道を見させていただきますと心豊かな活力あるふるさとづくりを推進するためということなのですが、この中にし尿処理事業と塵芥処理事業、ごみ、これに合わせて1,000万充てています。これ中之条町って自分のごみの処理もできないのですか、人から寄附をいただかないと。ちょっとこれおかしいのではないですか、使い道として。子育て支援事業だとか不妊治療等費用助成事業、こういった形でも使われておりますが、子育て支援事業は300万だよね。ごみ処理の費用よりも少ない金額です。不妊治療等費用助成事業、これなんか資金充当額が90万きりです。私は、町の将来のためにこういった事業のほうを優先すべきだと思いますが、なぜこんなごみの処理、し尿処理事業なんかにこんなに大金をつぎ込まなければ町なのですか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ふるさと納税というのは、恐らく町外から中之条町を応援しようという形でふるさと納税をしてくださるのだろうと思うのです。ということになりますと、やはり快適で安心して

暮らせる、そして子育ても安心できるというように多岐にわたって中之条町を応援してくれるのだろうという形でふるさと納税していただいたお金を町民の皆さんがまちづくりのために必要とするものを充当したのだと、私はそういう考え方を持っています。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長の考えは分かりました。

私は、個人の考えでは自分の町のごみ処理もできないような町には寄附なんかしません、私でしたら。だから、子育てだとか不妊治療だとか、この町の将来を託すような事業に使っていただけるなら私は寄附したいという気持ちになります。そのへん今町長のお考えを聞いて少々がっかりしました。新年度事業に向けては、一工夫をしていただければと思います。町長何かございますか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご意見として承っておきます。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質問ございますか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

これより採決に入ります。採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第17号　令和５年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第１号　令和５年度中之条町歳入歳出決算認定について採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第１号は認定することに決定しました。

次に、認定第２号　令和５年度中之条町事業会計決算認定について採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第２号は認定することに決定しました。

○

◎　請願第２号

○議長（安原賢一）日程第４、請願第２号を議題とします。

お手元に請願審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。総務企画常任委員長、大場壯次さん、ご登壇願います。８番、大場さん

○総務企画常任委員長（大場壯次）

請願審査報告書。

議長の命によりまして、令和６年９月定例会議において総務企画常任委員会に付託された、請願第２号の審査報告を申し上げます。

当委員会は、９月９日、午前９時30分から、第１委員会室にて、委員、町長、議長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第２号について審査しました。

請願第２号は、「地方財政の充実・強化に関する請願」で、内閣総理大臣、財務大臣ほか関係大臣に対する意見書の提出を求めるもので、令和５年の９月定例会議においても同様の請願が出されております。

特に質疑はなかったため、各委員から意見を聞きました。主な意見ですが、請願書にもあるように、増す一方の行政需要と人員不足を考えると、より積極的な財政確保を地方自治体としても求めていきたいところです。

２項目めの子育て対策、地域医療、介護や生活の自立支援などの社会保障ニーズに応えるには、その経費の拡充が必要です。

６項目め、会計年度任用職員についてはさらなる処遇改善が必要であり、それぞれの自治体の事情を考慮した財政措置が欲しいところです。

８項目め、自治体業務システムの標準化・共通化の経費については、まず国として進めるべきことだと考えるので、地方の負担が最小限で済むような税源の保障が必要です。

９項目め、地域公共交通についても、国全体での問題で、直ちに住民生活に関わる地方自治体にとって、これを普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策自立を図ってもらえれば心強いところです。

以上のように、この請願の内容は、国事業不完全性を補完する役割を地方が果たしている現状を見ての意見です。今後の地方財政計画策定の重要な判断材料になり得ると思いますので、この請願書は採択すべきであると考えます。

全体的にもっともなことであるので、採択でお願いします。

１から10番についてもっともだなと思ったので、採択でよいと思います。

特に５の「地方創生」の関係では、地方での単独の対策では予算不足や人員不足もあるので、ぜ

ひ財源の充実が必要だと思います。以上のような意見が出されました。

採決について諮ったところ異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、採択とすることに賛成全員であったため、当委員会では採択と決めました。あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。特に意見なく、請願の意見書を提出することに決定しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました請願の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

請願第２号について採決します。

本件に対する委員長報告は「採択」です。

お諮りします。請願第２号　「地方財政の充実・強化に関する請願」について、委員長報告のとおり「採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、請願第２号は採択とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

◎　日程の追加

○議長（安原賢一）請願第２号の採択に伴い、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、追加議案書を配付します。

（議案の配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第１号議案を追加日程第１とし、議事日程に加えていただきたいと思います。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

◎　議第１号議案　　「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第１、議第１号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第１号議案について、事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第１号議案　「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第１号議案は可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――――――――

◎　議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第５、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――――――――

◎　散　会

○議長（安原賢一）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和６年第１回中之条町議会定例会９月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（散会　午前１１時１４分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長　　安原　賢一

中之条町議会議員　　小栗　芳雄

中之条町議会議員　　原沢　香司

中之条町議会議員　　福田　公雄